

第5 平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求について

1 本訴における訴訟物について

(1) 訴訟物の個数について

一般に、交通事故の場合において、同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものとして、請求権（訴訟物）の個数としては一個であると解されている（最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁）。

そうすると、原賠法、国賠法に基づき本件事故により生じた損害の賠償を求める場合においても、明示又は默示に一部請求として構成しない限り、訴訟物は「本件事故により発生した原告の被告国に対する国賠法に基づく損害賠償請求権全部（ただし、財物損害を除く。）」、「本件事故により発生した原告の被告東電に対する原賠法に基づく損害賠償請求権全部（ただし、財物損害を除く。）」がそれぞれ1個の訴訟物を構成するものと考えられる（精神的損害と営業損害とが別々に算定されるのは1個の訴訟物の内部における損害費目の算定であって、本来的に訴訟物を異にするものではなく、これらを慰謝料に含めた包括一律請求をすることも法的に妨げられるものではない。もっとも、交通事故の場合においても人身損害と物的損害とは別個の訴訟物と解されているから、本件事故による損害であっても財物損害については訴訟物は別個となると解される。）。

(2) 本訴における訴訟物の範囲について

原告らは、平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求に関し、「全ての原告に共通する精神的な損害の一部（内金）として、一律に、月額金5万円の慰謝料を請求するものである。」として、本件が一部請求であることを明示し（訴状82頁）、原告らの一部は「ふるさと喪失」損害を別途請求しており、平穏生活権侵害による損害と「ふるさと喪失」損害とは別個の損害である旨主張している（原告ら準備書面（被害総論9）9頁、原告ら最終準備書面（第4分冊）141～142頁、原告ら主張要旨98頁）。

また、原告らは、原告らの請求する平穏生活権侵害による損害は中間指針等とは重なり合わず、仮に重なり合う部分があったとしても中間指針等により賠償が認められている部分は本訴の訴訟物としない旨主張している（原告ら準備書面（被害総論10）、原告ら最終準備書面（第4分冊）35頁）。

5 そうすると、平穏生活権侵害による損害賠償として本訴の訴訟物を構成するのは、
①本件事故に基づき原告らが被った精神的損害であって、積極損害、消極損害、生命・身体的損害やそれらに伴う精神的損害を含まず、②「ふるさと喪失」として別訴の訴訟物を構成する確定的、不可逆的損害を含まず、③「中間指針等による賠償額」を含まず、④これらを控除してもなお損害額が請求金額を超えるときは、請求
10 金額の範囲に限定されているもの（いざれも明示的一部請求）と解するのが相当である。

このように解する限り、「中間指針等による賠償額」は、本訴請求債権と慰謝料の考慮要素を異にする部分があるとしても、質的には同質の損害（本件事故に基づく精神的損害の慰謝料）であるから、裁判所は、証拠上認められる全ての考慮要素を
15 考慮して精神的損害の賠償額を認定し、①それが「中間指針等による賠償額」を超えるか否かを判断し（原告らが被告東電から現に受領し又は将来受領する賠償金については、それが「中間指針等による賠償額」の範囲内であれば、その部分は本訴請求債権から除外されているから、現に受領したか否かを問わず、本件では考慮しない。）、②既払額が「中間指針等による賠償額」を超える場合には、ADR等において「中間指針等による賠償額」を超えて支払われた賠償金による弁済の抗弁について判断し、③残った認定損害額を請求金額の範囲内において全部又は一部認容し、
20 ④認定損害額が「中間指針等による賠償額」及び既払金を超えない場合には、請求を全部棄却することになる（この一部棄却又は全部棄却判決の既判力は、一部請求から除外された請求権に及ばない。）。

25 中間指針等で示されている賠償額は目安であって、個別の事情によってこれを超える（あるいは、これを下回る）損害を認定することは当然に許容されているとこ

ろであるが（丙A2・23頁，丙A3・8頁，丙A4・2頁，丙A5・3頁），本件では，その目安の額を超える損害が認められるか否かを判断することとなる。

（3）本訴における被侵害法益

以上の前提を踏まえ，本判決においては，請求の趣旨第2項の損害賠償請求（弁護士費用相当額部分を除く，月額5万円の損害賠償請求）の被侵害法益として審理の対象となる権利利益を，原告らの主張する「包括的生活利益としての人格権」該当性，「生存と人格形成の基盤」該当性，「日常の幸福追求による自己実現」該当性，「生命・身体に直結する平穏生活権」該当性，「人格権」該当性，「権利」該当性を問うことなく「平穏生活権」と定義し，その侵害を「平穏生活権侵害」と呼称する。

その上で，本件における被侵害法益（平穏生活権）の内実について検討すると，人は，その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し，社会通念上受容すべき限度を超えた大気汚染，水質汚濁，土壤汚染，騒音，振動，地盤沈下，悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様，社会通念上受容すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。

ここで故なく妨げられない平穏な生活には，生活の本拠において生まれ，育ち，職業を選択して生業を営み，家族，生活環境，地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し，幸福を追求してゆくという，人の全人格的な生活（原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。

（4）平穏生活権侵害の成否の判断枠組み

そして，放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受容すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かは，侵害行為の態様，侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号13

69頁〔大阪国際空港事件〕，最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47卷2号643頁〔厚木基地第1次訴訟〕，最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決・集民167号359頁〔横田基地訴訟〕，最高裁平成6年1月20日第一小法廷判決・訟月41巻4号532頁〔福岡空港事件〕，最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁〔レディミクストコンクリート製造工場事件〕，最高裁平成7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁〔国道43号線訴訟〕等参照)。

本件における「侵害行為の態様，侵害の程度」としては，旧居住地の汚染の程度すなわち旧居住地周辺における空間線量率が最も重要な要素となる。なお，後記の¹⁰とおり，本件事故当時の炉規法，実用炉規則及び線量限度告示では，周辺監視区域外の線量が 1 mSv/y 以下となるように放射線源を管理することが求められており，法令上， 1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかったということができるが，この規制は，公衆の被曝を予防するために定められたものであって，この基準を超える被曝をしたとしても，直ちに平穏生活権侵害が成立するとはいえない。¹⁵線量が健康被害を生じさせる程度に高ければそれだけ平穏生活権侵害として認められやすくなるといえるが，一方，健康被害の危険性が低い（あるいは高いことが証明できない）としても，それだけで平穏生活権侵害の成否が決まるものではない。平穏生活権侵害の成否は，低線量被曝に関する知見等や社会心理学的知見等を広く参考した上で決すべきである。また，平穏生活権侵害が成立する場合における慰謝料の考慮要素としては，被告らの故意又は過失の有無，程度も参酌され得る。²⁰

「被侵害利益の性質と内容」としては，政府による避難指示等により居住及び移転の自由が法的に制約されたか否かは重要な要素となるが，それだけで平穏生活権侵害の成否が決まるものではなく，本件事故により原告らの生活に影響した社会的事実を広く参考して決すべきである。なお，避難の合理性（旧居住地から避難した場合に，避難と本件事故との間に相当因果関係が認められるか）と平穏生活権侵

害の成否は、考慮要素を共通にするため、結果的にほとんどの場合に結論は一致すると考えられるが、平穏生活権侵害の成否を考えるに当たっては、必ずしも前者が後者の前提となるものではなく、境界的な事例においては、避難の合理性は認められるが旧居住地の汚染は平穏生活権侵害として賠償に値する程度に至らないという場合も、逆に、旧居住地の汚染は平穏生活権侵害として賠償に値するが避難を相当とするほどではないという場合も、いずれも想定され得る。

本件において、本件事故後の福島第一原発は何らの便益を生み出さないから、「侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」は問題とならないが、
⑥ そうであるとしても、およそ本件事故前に比して空間線量率が上昇していれば直ち
⑩ に平穏生活権侵害が成立するわけではなく、侵害行為に公共性ないし公益性がないことを前提に、他の事情を総合考慮して平穏生活権侵害の成否が判断されることになる。

「侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況」としては、本件事故発生当初の時点においては、1号機、3号機、4号機が順次爆発し、事故が拡大しつつある
⑯ 状況にあったことなど、その時点における旧居住地の汚染状況だけでなく、本件事故の進展に対する不安が合理的に存在する状況にあったか否かも考慮要素となる。

「その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等」としては、騒音であれば騒音防止措置の有無等が問題となるところ、本件においては、新たな放射性物質の放出を抑制する措置が取られたか否か（各原子炉の冷温停止状
20 態が達成されたか否か）、除染の進展状況等が考慮要素となる。

(5) 一律請求について

さらに、本件は400名近くの原告による大規模集団訴訟であり、原告らは「全ての原告に共通する」損害を主張している（訴状82頁、原告ら準備書面（被害総論17）11～12頁、原告ら主張要旨5頁）（一律請求。積極損害、消極損害等については別途の請求が予定されており、これらを慰謝料に包括して一括評価する「包括一律請求」ではない。）。

これは、結局、原告らが本件事故に基づいて被った精神的苦痛を一定の限度で原告らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとよりそのような被害であっても、原告ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にし得るものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、その具体的な内容において若干の差異はあっても、平穏生活権が侵害されているという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を原告ら全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めるることは許されるというべきであり、裁判所が、一定の指標に基づいて原告らを適切なグループに区分し、そのグループごとに共通する慰謝料の要素を抽出して共通被害を認定することも許されるというべきである（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁〔大阪国際空港事件〕、最高裁昭和63年（オ）第612号平成5年2月25日第一小法廷判決・訟月40巻3号452頁〔横田基地第5次～第7次訴訟〕、最高裁平成6年1月20日第一小法廷判決・訟月41巻4号532頁〔福岡空港訴訟〕、最高裁平成7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁〔国道43号線訴訟〕等参照）。

当裁判所は、原告らの旧居住地の避難指示区分によって原告らをグループ化して共通被害を認定するのが相当であると考えるから、①旧居住地が帰還困難区域、大熊町又は双葉町である原告ら、②旧居住地が居住制限区域・旧居住制限区域である原告ら、③旧居住地が避難指示解除準備区域・旧避難指示解除準備区域である原告ら、④旧居住地が旧特定避難勧奨地点である原告ら、⑤旧居住地が旧緊急時避難準備区域である原告ら、⑥旧居住地が旧一時避難要請区域である原告ら、⑦旧居住地が自主的避難等対象区域である原告ら、⑧旧居住地が自主賠償基準の対象区域である原告ら、⑨旧居住地がこれらの区域外である原告ら、について、それぞれ、「中間指針等による賠償額」を超える共通損害が認められるか否かを判断することとする。

2 政府による避難指示等

(1) 避難区域の指定等

内閣総理大臣は、3月11日、原災法（平成24年法律第47号による改正前のもの）15条3項に基づき、福島第一原発から半径3km圏内を避難区域に、半径3～10km圏内を屋内退避区域に指定した（丙C2）。

内閣総理大臣は、3月12日、原災法15条3項に基づき、福島第一原発から半径20km圏内及び福島第二原発から半径10km圏内を避難区域に指定した（丙C3、4）。

内閣総理大臣は、3月15日、原災法15条3項に基づき、福島第一原発から半径20～30km圏内を屋内待避区域に指定した（丙C5）。

原災本部長である内閣総理大臣は、4月21日、原災法20条3項に基づき、福島第二原発に係る避難区域を半径8km圏内に変更する（丙C6）とともに、福島第一原発から半径20km圏内を、原災法28条2項、災害対策基本法63条1項の警戒区域に設定した（丙C7）。

原災本部長である内閣総理大臣は、4月22日、原災法20条3項に基づき、福島第一原発から20～30km圏内の屋内待避区域の指定を解除するとともに、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって避難区域を除く区域を計画的避難区域に、広野町、楓葉町、川内村、田村市の一
部及び南相馬市の一部であって避難区域及び計画的避難区域を除く区域を緊急時避難準備区域に、
それぞれ指定した（丙C8）。

緊急時避難準備区域の指定は、9月30日に解除された（丙C9）。

(2) 一時避難要請区域の指定等

南相馬市は、3月16日、市民の生活の安全確保等を理由として、その独自の判断に基づいて、南相馬市の住民に対して一時避難を要請した（丙A2・8頁）。

南相馬市は、4月22日、一時避難要請区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した（丙A2・8頁）。

(3) 特定避難勧奨地点の指定等

原災本部は、6月30日から11月25日にかけて、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、住居単位で特定避難勧奨地点を指定した。

具体的には、福島県伊達市靈山町、月館町、保原町の117地点128世帯、南相馬市鹿島区、原町区の142地点153世帯、川内村下川内地区の1地点1世帯が特定避難勧奨地点に指定された（丙C10、丙C11の1・2・4～6、丙C27、丙C33の1、丙C298、299）。

伊達市及び川内村の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日に、南相馬市の特定避難勧奨地点は平成26年12月28日に、それぞれ解除された（丙C11の3、丙C33の1、丙C77、300）。

(4) 収束宣言

原災本部は、12月16日、福島第一原発の原子炉は冷温停止状態（圧力容器底部及び格納容器内の温度が概ね100°C以下になっていること）に達し、格納容器からの放射性物質の放出による敷地境界における被曝線量は0.1mSv/yと、目標とする1mSv/yを下回り（既に放出された放射性物質の影響を含めた敷地境界における空間線量率は1mSv/yを大きく上回っていた。甲C157資料179、丙B65、66）、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被曝線量が十分低い状態を維持することができるようになり、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」という「ステップ2」の目標達成と完了を確認し、本件事故そのものは収束に至ったと判断した（収束宣言。丙C12）。

福島第二原発から8km圏内の避難区域の指定は、12月26日に解除された（甲B1の2本文編242頁）が、同区域は全て福島第一原発から20km圏内の警戒区域となっていた（丙C27）。

26 (5) 避難指示区域の再編等

平成24年4月1日から平成25年8月8日にかけて、警戒区域、避難区域、計

画的避難区域は、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編された（丙C 13, 28）。

平成26年4月1日、田村市都路地区の避難指示解除準備区域の指定が解除された（丙C 31の1・2）。

平成26年10月1日、川内村の避難指示解除準備区域の指定が解除され、川内村の居住制限区域は避難指示解除準備区域に再編された（丙C 30の3）。

平成27年9月5日から平成28年7月12日にかけて、檜葉町、葛尾村、川内村、南相馬市の居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が順次解除された（丙C 29, 159, 160, 230, 235, 238, 239）。

10 本件口頭弁論終結後の平成29年3月31日から4月1日にかけて、飯館村、浪江町、川俣町、富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除される予定である（丙C 216, 236, 237, 301）。

3 中間指針等による賠償の枠組み

(1) 中間指針

15 ア 中間指針の策定

原賠審は、原賠法18条2項2号に基づき、第1回～第13回原賠審における議論（甲A 21, 丙A 11, 13～16, 21）を経て、4月28日に「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（丙A 10）、5月31日に「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（丙A 12）をそれぞれ策定した後、これらを取り込んだものとして、8月5日、中間指針（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」。丙A 2）を策定した。

イ 避難指示等対象区域

25 中間指針は、以下の地域を「避難指示等対象区域」と定義している（丙A 2・6～8頁、丙A 3・1頁）。

- (ア) 避難区域
- (イ) 屋内待避区域
- (ウ) 計画的避難区域
- (エ) 緊急時避難準備区域
- ⑥ (オ) 特定避難勧奨地点
- (カ) 一時避難要請区域

ウ 避難等対象者

中間指針は、以下の(ア)ないし(ウ)に該当する者を「避難等対象者」として定義している（丙A2・8～10頁）。また、屋内待避区域を除く避難指示等対象区域の¹⁰滞在者は、中間指針にいう「避難等対象者」には含まれないが、自主賠償基準において、避難者と同等の賠償を受けることとなっている（丙C15、19、20）。

(ア) 本件事故が発生した後に対象区域内から対象区域外に避難を余儀なくされた者。ただし、6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から避難した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。

⑯ (イ) 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者

(ウ) 屋内退避区域内で屋内退避を余儀なくされた者

エ 避難等対象者の賠償額の目安

中間指針は、賠償の対象となる期間を3期に分け、賠償額の目安を以下のとおり²⁰としている（丙A2・18～23頁）。

(ア) 本件事故から6か月間（第1期）

月額10万円。ただし、避難所、体育館、公民館等における避難生活等を余儀なくされた者については、1人月額12万円。

終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた損害は、特段²⁵の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

中間指針の賠償額は月単位で算定され、基本的には日割りを想定していない（丙

A 6・74～76頁)ことから、被告東電は、3月11日から3月31日までを平成23年3月の1か月分とし、第1期の終期を平成23年8月31日としている(丙C14、弁論の全趣旨)。

(イ) 第1期終了から6か月間(第2期)

- 5 a 第2期の終期は、中間指針でも「但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。」とされ(丙A2・18頁)，中間指針第二次追補において、避難指示区域見直しの時点まで延長されている(丙A4・3頁)。
- b 賠償額の目安は、中間指針においては、月額5万円。
- c ADRの総括基準(甲A9)及び自主賠償基準(丙C15, 20)においては、
10 月額10万円又は12万円。

(ウ) 第2期終了から終期までの期間(第3期)

中間指針においては、第3期の精神的損害については、今後の本件事故の収束状況等を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するとされ、中間指針第二次追補(丙A4)において損害額の算定方法が示された。

15 (2) 中間指針第一次追補

ア 中間指針第一次追補の策定

原賠審は、第13回～第18回原賠審における議論(甲A20, 22～25, 甲C27, 丙A21～29)を経て、12月6日、中間指針第一次追補(「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する
20 中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」)。丙A3)を策定した。

イ 自主的避難等対象区域

中間指針第一次追補は、以下の地域のうち避難指示等対象区域を除いた区域を、「自主的避難等対象区域」と定義している(丙A3・2～3頁)。

(ア) 県北地域

25 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(イ) 県中地域

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(ウ) 相双地域

相馬市、新地町

（エ）いわき地域

いわき市

ウ 自主的避難等対象者

中間指針第一次追補は、以下の者を「自主的避難等対象者」と定義している（丙A3・4頁）。

- ⑩ 本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行ったか、自主的避難等対象区域外から同区域外に引き続き滞在したか、当該住居に滞在を続けたか等を問わない。）。

エ 自主的避難等対象者の賠償額の目安

中間指針第一次追補は、自主的避難等対象者の賠償額の目安を以下のとおりとしている（丙A3・6～8頁）。

（ア）自主的避難等対象者のうち子供（対象期間において満18歳以下の者。丙A7・11頁）及び妊婦（対象期間に妊娠していた者）については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として40万円。

平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて検討することとされ（丙A20・3・8頁）、中間指針第二次追補において、「少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。」、「賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の〔損害項目〕で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当

該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。」とされた（丙A 4・14頁）。

(イ) その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期（概ね本件事故発生から4月22日頃まで。丙A 7・13頁）の損害として8万円。

（ウ）自主的避難者と滞在者の損害額は同額とする。

（3）中間指針第二次追補

ア 中間指針第二次追補の策定

原賠審は、第19回～第26回原賠審における議論（甲A 11, 12, 19, 甲C 27, 丙A 30, 31, 丙C 92）を経て、平成24年3月16日、中間指針第10二次追補（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」。丙A 4）を策定した。

イ 第2期の終期変更

中間指針第二次追補は、中間指針の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とした。¹⁵

ウ 第3期の賠償額の目安

中間指針第二次追補は、第3期における精神的損害の賠償額の目安を以下のとおりとしている（丙A 4・4～10頁）。

(ア) 避難指示解除準備区域については、月額10万円。

(イ) 居住制限区域については、月額10万円を目安とした上、概ね2年分をまとめて240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。²⁰

(ウ) 帰還困難区域については、600万円。

(エ) 旧緊急時避難準備区域については、月額10万円。

「避難指示等の解除から相当期間経過後」は、平成24年8月末までを目安とする。²⁵ 楢葉町の旧緊急時避難準備区域については、同町の避難指示区域の指定解除後

相当期間が経過した時点までとする。

(オ) 特定避難勧奨地点については、月額10万円。「避難指示等の解除から相当期間経過後」は、特定避難勧奨地点の解除から3か月間を当面の目安とする。

(4) 中間指針第四次追補

ア 中間指針第四次追補の策定

原賠審は、第27回～第39回原賠審における議論（丙A17～20, 32, 丙C314）を経て、平成25年1月30日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」を（弁論の全趣旨・被告東京電力準備書面（6）15頁）、平成25年12月26日に中間指針第四次追補（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」。甲B159, 丙A5）を、それぞれ策定した。

イ 第3期の賠償額の目安

中間指針第四次追補は、第3期における精神的損害の賠償額の目安を以下のとおりとしている（丙A5・4～8頁）。

(ア) 帰還困難区域、大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補の600万円に1000万円を加算し、上記600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

(イ) それ以外の地域については、引き続き月額10万円。

(ウ) 「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(5) 自主賠償基準

被告東電は、以下のとおり、自主賠償基準に基づき、精神的損害の賠償を行っている。

ア 帰還困難区域、大熊町、双葉町旧居住者

①3月11日から平成24年5月まで月額10万円（避難所等加算別途。平成23年3月分は1か月分として計算）の15か月分150万円（丙C14、15）、②平成24年6月から平成29年5月まで5年分600万円（丙C16）、③帰還困難慰謝料700万円（丙C17）の合計1450万円。

イ 居住制限区域、避難指示解除準備区域（旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域を含み、大熊町、双葉町を除く。）旧居住者

3月11日から平成30年3月31日まで85か月分850万円（丙C14、15、16、18、67）。

ウ 旧特定避難奨励地点（南相馬市）旧居住者

避難の有無を問わず、3月11日から平成27年3月31日まで月額10万円の49か月分490万円（丙C19、弁論の全趣旨）。

エ 旧特定避難奨励地点（川内村、伊達市）旧居住者

避難の有無を問わず、3月11日から平成25年3月31日まで月額10万円の25か月分250万円（丙C19、弁論の全趣旨）。

オ 旧緊急時避難準備区域旧居住者

20 避難の有無を問わず、3月11日から平成24年8月31日まで月額10万円の18か月分180万円。平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては、これに加えて平成24年9月から平成25年3月31日まで月額5万円の7か月分35万円を追加賠償（丙C14、15、19、20、144）。

カ 旧一時避難要請区域、旧屋内退避区域旧居住者

25 避難の有無を問わず、3月11日から9月30日まで、月額10万円の7か月分70万円（丙C19、20）。

キ 自主的避難等対象区域旧居住者

子供及び妊婦に対し、避難の有無を問わず、3月11日から12月31日までの損害として40万円、平成24年1月1日から8月31日までの損害として8万円。それ以外の者に対し、避難の有無を問わず、3月11日から4月22日頃までの損害として8万円（丙C21, 24）。

ク 県南地域、宮城県丸森町旧居住者

子供及び妊婦に対し、避難の有無を問わず、3月11日から12月31日までの損害として20万円（丙C22～25）。

4 低線量被曝に関する知見等

⑩ (1) 低線量被曝に関する科学的知見

放射線の人体に対する影響には、ある限界線量（しきい値）を超えると初めて影響が現れる確定的影響と、受ける線量に応じて影響の出る確率が高まる確率的影響がある。急性障害、白血球減少、白内障などは確定的影響とされ、 100 mSv 以下の領域では確定的影響は生じないとされている。

がんの発生は確率的影響とされ、 100 mSv を超える領域では、被曝線量に比例して発がんのリスクが増加することが確認されている。

低線量率の環境で長期間にわたり継続的に合計 100 mSv を被曝した場合は、短時間に 100 mSv を被曝した場合よりも健康影響は小さい（線量率効果）と推定されている。これを考慮するための線量・線量率効果係数（D D R E F）を2として計算すると（ICRPの1990年勧告及び2007年勧告はいずれも線量・線量率効果係数を2としている。），長期間にわたり 100 mSv を被曝すると、生涯のがん死亡のリスクは約0.5%増加すると試算されている。

100 mSv 以下の被曝線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。

100 mSv 以下の低線量領域でも確率的影響のリスクが直線的に増加するか否

かは争いがあり、低線量ではむしろ身体に益がある（放射線ホルミシス）との説、確率的影響についてもしきい値がある（しきい値あり直線モデル）との説、放射線は複数通らないと影響は出ない（低線量では直線よりも影響は出にくい）との説、
100mSv以下の領域においてもリスクは直線的に増加する（LNTモデル）との説、長時間の低線量被曝は短時間の高線量被曝よりもむしろ危険である（ペトカウ効果）との説など様々な説が唱えられているが、ICRPをはじめとする国際機関では、LNTモデルを採用し、100mSv以下の領域においても確率的影響のリスクは直線的に増加するものとして放射線防護を図ることとされている。

（甲B1の1本文編286～289頁、甲B4・401～406頁、甲B19、3
109、41～48、377、386～390、乙B63、64、67～69、172、
206、207、210、219～226、丙B1～8、52、72～74）

（2）ICRPの勧告

ア 1990年勧告

ICRPの1990年勧告（乙B63）は、放射線防護体系として、①放射線被曝を伴うどんな行為も、その行為によって被曝する個人又は社会に対して、それが引き起こす放射線損害を相殺するのに十分な便益を生むのでなければ、採用すべきでない（行為の正当化）、②ある行為内のどんな特定の線源に関しても、個人線量の大きさ、被曝する人の数、及び、受けることが確かでない被曝の起こる可能性、の3つ全てを、経済的及び社会的要因を考慮に加えたうえ、合理的に達成できる限り20低く（As Low As Reasonably Achievable）保つべきである（防護の最適化、ALARAの原則）、③関連する行為全ての複合の結果生ずる個人の被曝は線量限度に従うべきであり、また潜在被曝の場合にはリスクの何らかの管理に従うべきである（個人線量限度・個人リスク限度）、という3つの基本原則を勧告している。

職業被曝に関する線量限度は、いかなる1年間にも実効線量は50mSvを超えるべきでないという付加条件付きで、5年間の平均値が20mSv/y（5年間に100mSv）という実効線量限度を勧告している。

公衆被曝に関する線量限度は $1 \text{ mSv} / \text{y}$ とし、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が $1 \text{ mSv} / \text{y}$ を超えなければ、单一年にこれよりも高い実効線量が許されることもあり得るとしている。

イ 2007年勧告

ICRPの2007年勧告（甲B39、乙B206、丙B8）は、放射線防護の3つの基本原則（正当化、最適化、線量限度の適用）を引き続き維持し、職業被曝の線量限度、公衆被曝の線量限度についても1990年勧告の基準を維持している。

2007年勧告は、被曝状況を①緊急時被曝状況、②現存被曝状況、③計画被曝状況の3つのタイプに分類し、計画被曝状況に対しては線量拘束値を、現存被曝状況及び緊急時被曝状況に対しては参考レベルを、それぞれ設定することを勧告している。

「緊急時被曝状況」とは、ある行為（放射線被曝又はそのリスクの増加を生じさせる活動。例えば、原子力発電所の運転など）を実施中に発生し、至急の対策を要する不測の状況（例えば、原子力発電所事故発生後の状況）である。緊急時被曝状況に対しては、急性又は年間で $20 \sim 100 \text{ mSv}$ の参考レベルを設定すべきとされる。

「参考レベル」とは、緊急時又は現存被曝状況において、それを上回る被曝の発生を許す計画の策定は不適切であると判断され、それより下では防護の最適化を履行すべき線量のレベルであり、参考レベルに選定される値は、考慮されている被曝状況の一般的な事情によって決まるとしている。

「現存被曝状況」とは、管理についての決定をしなければならない時に既に存在する、緊急事態の後の長期被曝状況を含む被曝状況（例えば、原子力発電所事故後の汚染された土地における生活）である。現存被曝状況に対しては、 $1 \sim 20 \text{ mSv} / \text{y}$ の参考レベルを設定し、個人線量を参考レベルより下に引き下げるこことを目的として最適化プロセスを履行すべきであるとされる。

「計画被曝状況」とは、被曝が生じる前に放射線防護を前もって計画することが

でき、被曝の大きさと範囲を合理的に予測できるような状況（例えば、原子力発電所の通常操業中の状況）である。計画被曝状況に対しては、 1 mSv/y 以下の線量拘束値を設定すべきであるとされる。

「線量拘束値」とは、これを超えれば、防護が最適化されているとはいはず、ほとんどのいつも対策を取らなければならない線量レベルであるとされる。

政府は、少なくとも平成26年以降、福島県内の状況は現存被曝状況に概ね移行しているものとし、参考レベルは設定していないとしている（甲B385）。

(3) 本件事故当時の国内法令の定め

本件事故当時、放射線障害の防止のための基準は、放射線障害防止の技術的基準¹⁰に関する法律（昭和33年法律第162号。平成24年法律第47号による改正前のもの）により、「放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とする」との基本方針（3条）の下、文部科学省に置かれた放射線審議会の審議に基づいて決定されていた（6条）。

本件事故当時、ICRPの1990年勧告は国内法令に取り入れられていたが（甲B40、376、乙B211）、2007年勧告の国内法令への取入れは、放射線審議会において審議中であった（甲A14、甲B378）。

本件事故当時、炉規法（平成24年法律第47号による改正前のもの）35条1項の委任に基づく実用炉規則8条により、原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、それぞれ立入制限、居住制限等の措置を講じなければならぬものとしていた。

「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が3か月につき実効線量¹¹ 3 mSv （ 5.2 mSv/y 相当）を超えるおそれのあるものをいう（実用炉規則1条2項4号、線量限度告示2条1項1号）。

「保全区域」とは、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつ

て、管理区域以外のものをいい（実用炉規則1条2項5号）、線量基準は設けられていない。

「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が実効線量 1 mSv/y （経済産業大臣が認めた場合には 5 mSv/y ）を超えるおそれのないものをいう（実用炉規則1条2項6号、線量限度告示3条1項1号、2項）。

すなわち、実効線量が 1 mSv/y を超えるおそれがある区域は周辺監視区域として、さらに、 $5, 2 \text{ mSv/y}$ を超えるおそれのある区域は管理区域として、立入等を厳しく制限されることとなっていた。

10 また、原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量が、5年間につき 100 mSv 、1年間につき 50 mSv を超えないようにする措置を講じなければならないとされていた（実用炉規則9条、線量限度告示6条）。

実用発電用原子炉以外の他の放射線源を取り扱う場合にも、それぞれの規制法令により、同様に、管理区域を（放射線源によっては保全区域や周辺監視区域も）定め、放射線業務従事者の線量を管理することとされていた。

本件事故当時、公衆被曝限度を直接定める法令は存在しなかつたが、上記のとおり、周辺監視区域外の線量が 1 mSv/y 以下となるよう放射線源を管理することが求められていたことからすると、実質的には、1990年勧告の定めるとおり、 1 mSv/y を超える公衆の被曝は許容されていなかつたものということができる

20 （もっとも、そのことを直接的に規制する法令の規定はなかつた。）。

(4) 健康調査等

福島県では、本件事故後、指定医療機関において無料で受診することができる以下の健康調査を行っている。

ア 基本調査

26 本件事故当時福島県に居住していた者等約205万名を対象に行った、問診票による外部被曝実効線量推計の結果（平成27年12月30日における回答率

27. 4%，放射線業務従事経験者を除く線量推計者45万9620名)，

99. 8%が5mSv未満であり，最大値は25mSv(相双地区旧居住者)，平均値は0.8mSv，県北地区の平均値は1.4mSv，県中地区の平均値は1.0mSv，県南地区の平均値は0.6mSv，会津地区の平均値は0.2mSv，南会津地区の平均値は0.1mSv，相双地区的平均値は0.8mSv，いわき地区的平均値は0.3mSvであった(甲C208の1，甲C209，212，乙B173・151～161頁，丙B15)。

イ 甲状腺検査

平成4年4月2日から平成23年4月1日までに県内で出生した約37万名(受診者約30万名)を対象に，平成23年度から平成25年度までに行った甲状腺先行検査(1回目)の結果，A判定(A1：^{のうほう}囊胞や結節は認められなかったもの。A2：5.0mm以下の結節や20.0mm以下の囊胞が認められたもの)が29万8182名(99.2%)，B判定(B：5.1mm以上の結節や20.1mm以上の囊胞が認められた者)が2293名(0.8%)，C判定(甲状腺の状態から判断して，直ちに二次検査を要するもの)が1名(0.0%)であった。B，C判定対象者の二次検査の結果，悪性ないし悪性疑いは116名(5.1%)であった。

平成4年4月2日から平成24年4月1日までに県内59市町村で出生した38万1282名を対象に，平成26年度から平成27年度に行った甲状腺本格検査(2回目)の結果(平成28年9月30日までの受診者27万0431名)，一次検査でA判定が26万8209名(99.2%)，B判定が2222名(0.8%)，C判定が0名(0%)であった。B判定対象者2222名を対象に行った甲状腺二次検査の結果(平成28年9月30日までの受診者1685名，結果確定者1553名)，A判定が378名(24.3%)，通常診療(保険診療)を必要とする者が1175名(75.7%)であり，「悪性ないし悪性疑い」と判定された者は68名(4.4%)であった。

平成4年4月2日から平成24年4月1日までに県内59市町村で出生した33

万 6 6 0 9 名を対象に、平成 28 年度から平成 29 年度に行つた甲状腺本格検査（3回目）の結果（平成 28 年 9 月 30 日までの受診者 4 万 9 3 8 7 名、検査結果確定者 3 万 0 2 5 3 名）、一次検査で A 判定が 3 万 0 0 4 2 名（99.3%）、B 判定が 2 1 1 名（0.7%）、C 判定が 0 名（0%）であった。B 判定対象者 2 1 1 名の二次検査は、平成 28 年 10 月から開始された。

なお、この検査における「嚢胞」とは、中に液体がたまつた袋状のもので（嚢胞内結節・充実部分を含む嚢胞を含まない。）、細胞がないため、がんに発達することはない。

この検査における「結節」とは、甲状腺の細胞が変化したもの（嚢胞内結節・充実部分を含む嚢胞を含む。）で、良性のものと悪性のもの（がん）があるが、多くは良性である。

甲状腺がんの 90% 以上は乳頭がんであるが、乳頭がんは発育が遅く、穏やかな性質で、命に関わることは非常にまれであるとされる。

（甲 C 208 の 2、甲 C 209～212、乙 B 173・162～176 頁、丙 C 1
15 79）

このほか、市町村により、独自の甲状腺検査が行われている（甲 C 214）。

ウ 健康診査

旧警戒区域、旧計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域が所在する 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、
20 浪江町、葛尾村、飯舘村）の全域及び伊達市の旧特定避難勧奨地点が所在する区域の旧居住者並びに基本調査の結果必要と認められた者約 21 万名を対象に、指定医療機関での集団検診及び個別検診を実施している。

その結果、肥満、耐糖能異常、肝機能異常、高血圧の割合が増加した、などされる。

25 （甲 C 208 の 3、甲 C 209、乙 B 173・178～182 頁）

エ こころの健康度・生活習慣に関する調査

旧警戒区域、旧計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域が所在する12市町村の全城及び伊達市の旧特定避難勧奨地点が所在する区域の旧居住者約21万名を対象にアンケート調査を行った結果、16歳以上で「気分の落ち込みや不安に関して支援が必要と考えられる人」は、平成23年度で14.6%、平成24年度で¹⁵11.7%、平成25年度で9.7%等であった（甲C208の4、甲C209、乙B173・183～189頁）。

才 妊産婦に関する調査

年度ごとに、県内で母子健康手帳を交付された者、調査期間内に県外で母子手帳を交付され、県内で分娩した者にアンケート調査を行い、支援が必要と思われる者¹⁶には電話やメールによる相談対応等を行っている。

平成23年度の調査結果（平成23年度対象数1万6001名、回答率58.2%）では、早産率は4.75%（全国平均5.7%）、低出生体重児率は8.9%（全国平均9.6%）、先天奇形・先天異常発生率は2.85%（一般的発生率3～5%）と、全国平均や一般的に報告されているデータとの差はほとんどなく、平成24～26年度も同様であった。

（甲C208の5、甲C209、乙B173・190～195頁）

カ 内部被曝検査

このほか、福島県では、希望者に対し、ホールボディーカウンター（WBC）による内部被曝の検査を行っており（平成23年6月～平成28年11月の検査人数²⁰31万2269名）、預託実効線量1mSv未満が31万2243名（100.0%）、1mSvが14名（0.0%）、2mSvが10名（0.0%）、3mSvが2名（0.0%）であった（甲C215、乙B173・197～198頁、丙B16）。

このほか、市町村が独自の内部被曝検査を行っている（甲C216、丙C140の1・2）。

（5） UNSCEARの報告

ア 2013年福島報告書

UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）は、平成25年（2013年）10月25日第68回国際連合総会第4委員会において第60回年次会合の活動報告を行い（丙B17），平成26年4月2日，その報告の基盤となっている科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」（丙B53。2013年福島報告書）を発表した（丙B54・1頁）。

その内容は、概要以下のとおりである。

（ア）滞在者の実効線量

⑩ 避難が行われなかった福島県の市町村（避難指示のあった双葉町、広野町、浪江町、楢葉町、大熊町、富岡町、飯舘村、川俣町、南相馬市、田村市、川内村、葛尾村の12市町村以外の市町村。グループ2）の住民の、本件事故から1年間の実効線量（外部被曝、吸入による内部被曝、経口摂取による内部被曝の合計。自然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分）は、成人で1.0～4.3mSv、
⑪ 10歳児で1.2～5.9mSv、1歳児で2.0～7.5mSvと推定される。

グループ3（福島県に隣接する宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び福島県に近い千葉県、岩手県）の住民の本件事故から1年間の実効線量は、成人で0.2～1.4mSv、10歳児で0.2～2.0mSv、1歳児で0.3～2.5mSvと推定される。

（イ）避難者の実効線量

予防的避難地区（双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、南相馬市、浪江町、田村市の一一部、川内村、葛尾村の一一部）から避難した者の本件事故から1年間の実効線量は、成人で1.1～5.7mSv、10歳児で1.3～7.3mSv、1歳児で1.6～9.3mSvと推定される。

㉖ 計画的避難地区（飯舘村、南相馬市、浪江町、川俣町、葛尾村の一一部）から避難した者の本件事故から1年間の実効線量は、成人で4.8～9.3mSv、10歳

児で5. 4～1.0 mSv, 1歳児で7. 1～1.3 mSvと推定される。

(ウ) 公衆における健康影響

UNSCEARは、被曝が確定的影響のしきい値を大きく下回っていると理解している。これは、放射線被曝を原因として生じる急性の健康影響（急性放射線症や他の確定的影響）が報告されていないこととも一致している。

精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、事故後に観察された主要な健康影響を引き起こした。これは、地震、津波、原発事故の多大な影響、及び放射線被曝に対する恐怖や屈辱感への当然の反応の結果であった。公衆においては、うつ症状やPTSD症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響が出てくる可能性がある。

日本の一般住民における固形がんの基準生涯リスク（事故に起因する放射線被曝がない場合の固形がんの生涯リスク）は通常約3.5%だが、1.0 mSvの実効線量に被曝した後の固形がんの推定相対リスクは約 $3.5 \cdot 1.3 / 3.5 = 1.004$ であり、放射線被曝によるがんの生涯リスクは識別可能な疾患発生率の上昇につながらないかもしれないが、原則として一部のがんと年齢層のリスクが増加した可能性は残る。

推定された甲状腺吸収線量のほとんどは、疫学的な研究で甲状腺がんの過剰な発生率が観測されない範囲内だった。しかし、線量が範囲上限に近い場合は、十分に大きな集団では個人のリスク上昇により放射線被曝による甲状腺がんの発生率が識別できるほどに上昇する可能性があることが示唆される。線量分布に関する情報が不十分なので、UNSCEARは幼少期及び小児期により高い甲状腺線量を被曝した人について識別可能な程度に甲状腺がんの発生率が上昇する可能性があるかどうか確固たる結論を導くことはできない。

小児白血病のいかなる増加も識別できるとは予想されない。

25 乳がん発生率の上昇が識別可能なレベルになるとは予測していない。

本件事故による胎児被曝が原因で、自然流産や流産、周産期死亡率、先天的な影

影響又は認知障害の発生率が上昇するとは予測されていない。リスクのいかなる増加も、小児白血病又は他の小児がんの発生率の識別可能な上昇にはつながらないと予測されている。

(丙B 17, 52~54)

イ 2015年報告書

UNSCEARは、平成24年10月末までに開示又は公表された情報に基づき2013年福島報告書を作成した後、その後の知見の進展を踏まえ、平成27年1月頃、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR 2013年報告書刊行後の進展」(丙B 54。2015年報告書)を¹⁰発表した。

審査された新たな情報源79編のうち、半数以上が2013年福島報告書の主要な仮定の1つ又は複数を確証するものであり、実質的に2013年福島報告書の主要な知見に影響を及ぼしたり、その主要な仮定に異議を唱えたりするものはなかつたが、12編についてはさらなる解析又はさらに質の高い調査で確認することによりその可能性があると特定された。¹⁵

ウ 2016年報告書

UNSCEARは、平成28年、2015年報告書以降の知見の進展を踏まえ、平成28年頃、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR 2013年報告書刊行後の進展 国連科学委員会による今後の作業計画を指し示す2016年白書」(乙B 254の1・2。2016年報告書)を発表した。²⁰

審査された新たな情報源のうち、大部分が2013年福島報告書の主要な仮定の1つ又は複数を追認するものであり、実質的に2013年福島報告書の主要な知見に影響を及ぼしたり、その主要な仮定に異議を唱えたりするものはなかつたが、一部については、さらなる分析やより質の高い調査での確認が必要であるなどとされた。²⁵

(6) 社会心理学的知見

ア リスク認知の2因子モデル

一般人のリスク認知においては、集団を対象に専門家が行うリスク評価のようにある事象（ハザード）の生じる確率にその事象によって生じる影響被害の程度を掛け合わせて評価している（頻度説）わけではなく、その事象（ハザード）を主観的・直感的に認識してその事象を避けたり受け入れたりしている（主觀説）とされる。

一般人のリスク認知に影響する因子は、大きく「恐ろしさ因子」と「未知性因子」に分けられ（リスク認知の2因子モデル）、「恐ろしさ因子」の要素としては、
①制御可能性（そのリスクにさらされているとき、死を免れるように制御できるかどうか）、②恐ろしさ（冷静に考えて対処できるリスクか、ひどく恐ろしいと感情的な反応を招くリスクか）、③世界的な惨事（世界的な惨事の脅威となるリスクかどうか）、④致死的帰結（被害が現実のものとなったとき、その帰結は致死的なものかどうか）、⑤平等性（リスクと引き換えになるベネフィットは平等に人々に分配されるかどうか）、⑥カタストロフ（一度に1人が死ぬリスクか、それとも一度に多くの命が奪われるリスクか）、⑦将来世代への影響（将来世代を脅かすものかどうか）、⑧削減可能性（そのリスクは簡単に削減できるものなのかどうか）、⑨増大か減少か（そのリスクは増大しているのか、減少しているのか）、⑩自発性（人はそのリスク状況に自発的に入っていくのかどうか）の10要素が、「未知性因子」の要素としては、⑪観察可能性（それによる被害の発生プロセスは観察できるかどうか）、⑫さらされていることの理解（リスクにさらされている人が正確にそのことを理解できるかどうか）、⑬影響の晚発性（それによる死は即時的か、それとも後になってからか）、⑭新しさ（新しく新奇なリスクか、それとも古くてなじみのあるリスクか）、⑮科学的理解（科学的に理解されているリスクかどうか）、の5要素があるとされて
いる。

（甲C9, 16, 52, 55, 56, 71, 乙C2, 証人中谷内）

イ 原発事故のリスク認知

1987年（昭和62年）までにスロヴィックがアメリカ人を対象に行った調査によれば、「原子炉事故」は、恐ろしさ因子、未知性因子とも高いものとされている（甲C9・213頁、甲C52・58頁、証人中谷内40～43頁）。なお、調査の正確な日時は不明であるが、1979年（昭和54年）のスリーマイルアイランド原発事故の際には、数日以内に原子炉で水素爆発が起きる危険性があるとか、大量の放射性物質が大気中に放出される可能性があるといった憶測を含んだセンセーショナルな報道が周辺住民や世界中の人々の恐怖心を煽り、1986年（昭和61年）のチェルノブイリ原発事故の際も、「死者数千人！」といった見出しによって原発事故による壊滅的な被害の記憶を人々に鮮明に焼き付け、原子力に対するリスク認知を高めたとされており（甲C52・143頁）、このようなスリーマイルアイランド原発事故、チェルノブイリ原発事故の報道が、恐ろしさ因子を高めた可能性がある。

1991年（平成3年）までに別の研究者が日本人を対象に行った調査によれば、
「原子炉事故」は、恐ろしさ因子は高いが、未知性因子は低い（「自動車事故」より
は高いが、「鉄道事故」よりも低い）ものとされている（甲C9・212頁、証人中
谷内41頁）。

本件事故後に、本件事故のリスク認知に関する調査が行われているわけではない
が、心理学者である中谷内一也は、本件事故後のリスク認知にとって影響が大きい
のは低線量被曝のリスクであるが、恐ろしさ因子、未知性因子とも高いものとして
いる（甲C9・214～216頁、甲C52・58～59頁、甲C55・8頁、証
人中谷内18～22、54～56頁）。

このことは、原告らが被曝した追加被曝線量が客観的にみればそれほど高くなく、
健康影響に与えるリスクが小さいとしても、だからといって、原告らの不安が不
合理的なものであるとか、およそ賠償に値しない単なる不安感であるとかいうことはで
きないことを示している。

もっとも、原告らの抱いた不安が社会心理学的に説明が付くとしても、その不安が賠償に値するかどうか、賠償に値するとしてその額が「中間指針等による賠償額」を超えるかどうかはまた別の問題であり、上記各問題が健康被害やそのリスクだけで決まるものでないのと同様、社会心理学的な合理性だけで決まるものでもない。

(7) ストレス調査等

ア 「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」

福島県が、平成25年11月から平成26年1月にかけて、福島県に住民票を置く、①18歳未満の子供がいない20～70歳未満の者1800名、②就学前児童を持つ世帯の保護者1800名、③小学校児童を持つ世帯の保護者1800名の合計5400名を対象にアンケート調査を行ったところ（回答者数1805名）、震災による子供への影響に対する心配として、「放射線による健康被害」を挙げた者が61.7%、「外遊び・自然体験の不足」を挙げた者が57.9%、「運動不足」を挙げた者が35.3%、「震災体験が子どもの心に与える影響」を挙げた者が15.29.1%、「放射線に不安を感じることによるストレス」を挙げた者が24.6%（甲C190の2・2-10頁）、上記のうち、子供のいる世帯の保護者に対するアンケートにおいて、子育てで不安を感じることとして「環境汚染や食品の安全性への心配（放射線の影響などを含む）」を挙げた者が36.2%（甲C190の2・2-15～2-16頁）等であった。

福島県が、県内の小学5年生1380名、中学2年生1380名、高校2年生500名の合計3260名を対象に行ったアンケート調査の結果（回答数1372名）、震災後、「不安を感じることが多くなった」者が21.9%（甲C190の3・3-21頁）等であった。

（甲C190の1～3）

イ 「福島子ども健康プロジェクト」

中京大学教授成元哲らが組織する「福島子ども健康プロジェクト」が、平成2

5年1月（第1回調査）、平成26年1月（第2回調査）、平成27年1月（第3回調査）、平成28年1月（第4回調査）に、福島県中通り9市町村（福島市、郡山市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、大玉村、三春町、本宮市）に住民票を置く平成20年度出生児の保護者6191名を対象にアンケート調査方式で第1回調査を行った（回答数2628名）、その後、第1回調査回答者を対象とした第2回調査（回答数1605名）、第2回回答者を対象とした第3回調査（回答数1207名）、第3回回答者に第1回回答者のうち第3回未回答者を加えた第4回調査（回答数1015名）を行った。その結果、「放射能の健康影響についての不安が大きい」に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者は、第1回アンケート時点での「原発事故直後」を振り返って95.2%、「事故半年後」を振り返って91.3%、「この1ヶ月間」（平成25年1月回答時点、本件事故約2年後）で79.5%，平成26年1月時点（約3年後）で63.7%，平成27年1月時点（約4年後）で58.5%，平成28年1月時点（約5年後）で51.4%（甲C57・16頁、甲C191・6頁）等であった。

母親（回答者のうち、母親以外の者、震災時に対象市町村に不在であった者、調査時点での対象市町村に居住していない者を除いた者。）の精神的健康度をK6（ケスラーが一般人口中の精神疾患のスクリーニング尺度として開発した6項目の指標）を用いて評価した結果、精神的に不良であるとされる9点以上の者は、本件事故直後で68.6%，半年後で48.1%，2年後で18.0%（甲C57・18～20頁）であり、SQD（Screening Questionnaire for Disaster Mental Health。12項目からなる災害精神保健に関するスクリーニング質問票）を用いて評価した結果、うつ症状（医学概念と異なり、専らSQDの12項目の回答から判定されたもの）を示した者は、本件事故直後で52.0%，半年後で41.3%，2年後で28.5%（第3回調査回答者中では25.7%），3年後で28.5%，4年後で26.0%であり、PTSD症状（Post Traumatic Stress Disorder、心的外傷後ストレス障害。医学概念と異なり、専らSQDの12項目の回答から判定されたもの）

を示した者は、本件事故直後で 51.2%，半年後で 39.4%，2 年後で 25.7%（第 3 回調査回答者中では 23.3%），3 年後で 15.5%，4 年後で 13.9%（甲 C 63・87 頁，甲 C 191・9 頁。それぞれ 2 年後の数値は、第 1 回調査のうち 2411 名を対象とした甲 C 63・87 頁と、第 3 回調査回答者 1005 名を対象とした甲 C 191・9 頁で異なっている。）等であった。

また、子供の問題行動を S D Q（Strengths and Difficulties Questionnaire。子供の社会性の発達や行動を 25 項目の質問で評価するための国際的標準の尺度）を用いて評価した結果、「支援の必要性が高い」児童は、総合得点で、2 年後（4 歳児、年少）で 16.7%，3 年後（5 歳児、年中）で 15.5%，4 年後（6 歳児、年長）で 14.4%（4～12 歳児日本標準値 9.5%），「行為」のみでみると、2 年後で 21.9%，3 年後で 18.8%，4 年後で 15.6%（日本標準値 7.1%）（甲 C 191・14 頁。2 年後の数値は、第 1 回調査のうち 4 歳児 2159 名を対象とした甲 C 67・2 頁と、第 3 回調査回答者を対象としたと思われる甲 C 191・14 頁で異なっている。）等であり、子供の「行為」と、母親の「うつ症状」との間には有意な関連があるとされた。

（甲 C 46～51, 53, 57～64, 67, 68, 191, 証人成）

ウ いわき市民調査

いわき明星大学の高木竜輔らが、平成 26 年 1 月にいわき市平地区、小名浜地区の 681 名（対象数 1500 名、回答数 681 名）に行った調査の結果、「放射能の健康影響への不安がある」と回答した者は 46.7% 等であった（甲 C 65, 証人成② 16～17 頁）。

エ 福島市民調査

中京大学の松谷満らが、平成 26 年 3 月に福島市民 3510 名を対象に行った調査の結果（回答数 1354 名）、「放射能の健康影響に対する不安が大きい」と回答した者は 44.9% 等であった（甲 C 66, 証人成② 16～17 頁）。

オ 子どもストレス調査

福島大学教授筒井雄二らが組織する、福島大学子どもの心のストレスアセスメントチーム（平成26年4月から福島大学災害心理研究所。甲C196・75頁）が、平成23年6月中旬から7月下旬にかけて、福島市、郡山市の小学校（1210名）、幼稚園・保育園（660名）に通学・通園する合計1870名を対象にアンケート調査を行った結果（回答数1322名）によると、①児童・園児の保護者では、子供が小さいほど放射線に対する不安が強く、放射線に対する知識と情報獲得に熱心である、父親に比べ、母親の方が放射線に対する不安が強い、②児童・園児の保護者では、子供が小さいほど精神的ストレスが強い、父親に比べ、母親の方がストレスが強い、③子供のストレスは、年齢が低いほど強い、④母親のストレスの強さと子供のストレスの強さに関連性があるなどとされた（甲C194）。

その後の福島大学災害心理研究所の調査結果によると、福島県で生活している母親の放射線に対する不安や心理的ストレスは、平成23年の震災直後が最も高く、時間経過とともに減弱しつつあるが、福島県以外に居住する母親と比較すると、平成27年1月段階でも不安やストレスが明らかに高い状態が続いている。近年では不安やストレスの低下が鈍りつつあり、平成26年から平成27年にかけて不安やストレスはほとんど低下していない。3歳児から小学6年生までの子供も、他県と比べて高いストレスが震災直後から現れ、母親と同様、時間経過とともに減弱しつつあるが、他県との差はいまだに大きいなどとされた（甲C195、196）。

カ NHK/WIMAアンケート

日本放送協会（NHK）仙台放送局と早稲田大学災害復興医療人類学研究所（WIMA）が、平成27年1～3月に福島県の仮設住宅、みなし仮設住宅居住者1万6686世帯を対象にアンケート調査を行い（回収数2862世帯）、対象を5グループに分けて、改訂出来事インパクト尺度（IES-R, Impact of Event Scale-Revised）でストレス度を評価した結果、平均得点（高いほどストレスが高く、25点以上だとPTSDの可能性が高くなる。）は、①帰還困難・居住制限区域グループで25.9点、②避難指示解除準備区域グループで22.9点、③旧緊急時避難準

備区域グループで19.8点、④区域外避難（自主的避難）グループで24.9点、
⑤原発事故以外の避難グループで21.1点であり、グループ①と③、①と⑤、③
と④の間に有意な差が認められるとされた。

また、この調査では、強制避難者については、科学リテラシーの低い者（放射線
と放射能が「同じものである」、「まったくわからない」と回答した者）のストレス
度が高く、科学リテラシーの高い者（「違っており明確に区別できる」と回答した
者）のストレス度が低かったのに対し、自主的避難者においては科学リテラシーの
高低とストレス度との関連は見いだせなかった。

（甲C70, 20.1）

10 キ 放射能に関する福島市民意識調査

福島市が、平成24年5月、平成26年5月に福島市民及び福島市外へ避難して
いる者（第1回調査対象数5500名、第2回調査対象数3500名）にアンケー
ト調査を行った結果（第1回調査回答数2972名、第2回調査回答数1507
名）、本人の外部被曝による健康不安が「大いに不安である」、「やや不安である」と
回答した者は、1年後（第1回調査）で81.1%、3年後（第2回調査）で
70.7%，家族の外部被曝による健康不安を感じる者は、1年後で89.4%，
3年後で80.5%，本人の内部被曝による健康不安を感じる者は、1年後で
83.3%，3年後で70.5%，家族の内部被曝による健康不安を感じる者は、
1年後で90.9%，3年後で81.1%等であった（甲C19～21, 20.6,
20.7）。

ク 双葉8か町村災害復興実態調査

福島大学災害復興研究所が、平成23年9～10月に、双葉8町村（浪江町、双
葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村）の全2万8184世帯
にアンケート調査を行った結果（回答数1万3576世帯）、現在の生活困難として
25 「放射能の影響が心配」と回答した者は57.8%，今後の生活上の困難として、
「避難の期間がわからない」と回答した者は57.8%，「放射能の影響が不安」と

回答した者は47.4%等であった(甲C26)。

5 社会的事実等

(1) 水の汚染

本件事故による水源の汚染により、福島市の水道水から、3月16日に放射性ヨウ素 $177 \text{Bq}/\text{kg}$ 、放射性セシウム $58 \text{Bq}/\text{kg}$ が、3月19日に放射性ヨウ素 $33 \text{Bq}/\text{kg}$ が、3月21日に放射性ヨウ素 $23 \text{Bq}/\text{kg}$ が、それぞれ検出された。福島県災害対策本部及び厚生労働省健康局水道課は、原子力安全委員会の定める飲料水の暫定指標値である放射性ヨウ素 $300 \text{Bq}/\text{kg}$ 、放射性セシウム $200 \text{Bq}/\text{kg}$ を下回っており、摂取制限が必要なレベルではないなどとしていた(甲B1の1本文編315頁、甲C130、139、甲C157資料2、3、5、丙B62)。

飯舘村(4月22日に計画的避難区域に指定されるまで、30km圏外には避難指示は出ていなかった。)の水道水から、3月20日に、暫定指標値を超える放射性ヨウ素 $965 \text{Bq}/\text{kg}$ 、3月21日に放射性ヨウ素 $492 \text{Bq}/\text{kg}$ が検出され、3月21日から4月1日まで水道水の摂取が制限された(甲C133、134、甲C157資料6、丙B62)。

厚生労働省は、3月21日、水道水の放射性ヨウ素が $100 \text{Bq}/\text{kg}$ を超える場合には乳児による摂取を控えるよう求め(甲C132、甲C157資料6)、 $100 \text{Bq}/\text{kg}$ を超える放射性ヨウ素が検出された飯舘村(3月21日から5月10日まで。 $965 \text{Bq}/\text{kg}$)、伊達市(3月22日から3月26日まで、3月27日から4月1日まで。 $120 \text{Bq}/\text{kg}$)、川俣町(3月22日から3月25日まで。3月17日 $308 \text{Bq}/\text{kg}$ 、3月18日 $293 \text{Bq}/\text{kg}$ 、3月21日 $130 \text{Bq}/\text{kg}$)、郡山市(3月22日から3月25日まで。 $150 \text{Bq}/\text{kg}$)、南相馬市(3月22日から3月30日まで。 $220 \text{Bq}/\text{kg}$)、田村市(3月22日から3月23日まで、3月26日から3月28日まで。3月17日 $348 \text{Bq}/\text{kg}$ 、3月19日 $161 \text{Bq}/\text{kg}$ 、3月24日 $107 \text{Bq}/\text{kg}$)、いわき

市（3月23日から3月31日まで。103Bq/kg），茨城県（3月23日から3月27日まで。188.7Bq/kg），千葉県（3月23日から3月27日まで。130Bq/kg），東京都（3月23日から3月24日まで。210Bq/kg），栃木県（3月25日から3月26日まで。110Bq/kg）の，それぞれ対象水道地域の乳児に対する摂取制限が行われた（甲C133，134，甲C157資料6～9，11，12，丙B62，丙C185，186）。放射性セシウムが200Bq/kgを超過して乳児に対する摂取制限が行われたことはなく，また，飯館村を除き，成人に対する摂取制限が行われたことはない（甲C133）。

厚生労働省は，平成24年4月1日以降，水道水の放射性セシウムの管理目標値¹⁰を新たに10Bq/kgと設定し，放射性ヨウ素については，半減期が短く周辺環境においても検出されていないことから，新たな目標を設定する必要はないとした（甲C136）。

このように，水道水の汚染は，成人の健康に影響を及ぼすようなレベルではなく，成人に対する摂取制限のなされた飯館村及び摂取制限の対象となった乳児のいる家庭を除けば，独立して賠償の対象となるような権利侵害（水質汚濁）とまではいえないにしても，原告らは，人の生活に不可欠な水道水にまで放射能汚染が及んでいることを知り，本件事故による放射線被曝に対する不安をいっそう強めることになった。

（2）食品の汚染

厚生労働省は，3月17日，原子力安全委員会の定めた暫定規制値（放射性ヨウ素につき，飲料水，牛乳・乳製品につき300Bq/kg，野菜類（根菜，芋類を除く。）につき2000Bq/kg，放射性セシウムにつき，飲料水，牛乳・乳製品につき200Bq/kg，野菜類，穀類，肉・卵・魚・その他につき500Bq/kg）を上回る食品について食品衛生法6条2号に当たるものとして販売等²⁰を規制することとし，複数の自治体の食品から，暫定規制値を上回る放射能が検出された。

3月20日、福島県の乳牛の原乳から、最大5200Bq/kgの放射性ヨウ素が検出され、福島県は、同日、県内の全酪農家に対し、原乳の出荷自粛を要請した。

原災本部は、原災法20条3項に基づき、3月21日、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ、福島県において産出された原乳について出荷制限を行い、その後も、多数の品目について出荷制限が行われた。平成28年12月26日時点においても、牛肉等については会津地域を含む全域で出荷が制限され（一定の要件を満たせば出荷は可能である。）、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県においても出荷制限が継続している食品が存在する。このほか、各県において独自の摂取・出荷・収穫等自粛の要請が行われた。

厚生労働省は、平成24年4月1日以降、年間線量の上限を5mSv/yとして設定されていた放射性セシウムの暫定規制値（飲料水、牛乳・乳製品につき200Bq/kg、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他につき500Bq/kg）を、年間線量の上限を1mSv/yとした基準値（飲料水につき10Bq/kg、牛乳につき50Bq/kg、一般食品につき100Bq/kg、乳児用食品につき50Bq/kg）に改定した。

米については、放射性セシウム濃度に応じて、作付けの制限が行われた。

本件事故後に検査対象自治体（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）から出荷された食品については、地方自治体により放射性物質検査が行われ、暫定規制値を超えて汚染された食品が流通しないための措置が講じられている。

（甲B1の1本文編310～320頁、甲B1の2本文編260～267頁、甲B52の12・13・15、甲C137～139、141～155、157、158、乙B173・65～126頁、丙B56～61、丙C35、191～198（枝番を含む。）、丙C129、133、134、149、187～189、199～201、丙C240の1・2、丙C264）

これら食品や農作物の汚染により、農業や畜産業を生業としていた原告らは大きな打撃を被り、それ以外の原告らも、これまで福島県内の豊かな自然から享受してきた果樹、農作物、きのこ、山菜、川魚、野生鳥獣などの自家消費ができなくなつた。

⑤ (3) 海の汚染

本件事故により、福島県沖及び周辺海域が放射性物質により汚染され、多くの海産物も出荷制限を受けることとなつた（甲C154, 157, 159）。

本件事故により、福島県内の全ての沿岸漁業、底引き網漁業は3月12日以降の操業を自粛し（甲C164・3頁）、この操業自粛は本件口頭弁論終結時現在も継続している（甲C164～168、弁論の全趣旨）。

平成24年6月から、放射能が基準値以下であったミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイについて、福島第一原発から20km圏内（以下、「圏内」「圏外」とあるのは全て福島第一原発からの距離を示す。）を除く福島県沖で試験操業が実施され、その後、少しずつ試験操業対象の魚種は増えていったが、平成29年2月8日時点¹⁵で97魚種であり（本件事故前に福島県相馬市に所在する相馬原釜漁港に水揚げされていた魚種は約120～170魚種であった。）、その漁業規模も本件事故前の規模にはるかに及ばない現状にある（甲C165～170、甲T1の1の2、丙C204、原告¹⁶）。

これにより、漁業や海産物販売を生業としていた原告らは大きな打撃を被り、それ以外の原告らも、これまで福島県内の豊かな漁場から享受してきた魚介類を従前のように食べることができなくなった。

(4) 教育施設の汚染

福島県は、4月5日から4月7日までに、20km圏外の福島県内1648（甲C175資料5）の小中学校、幼稚園、保育園等の空間線量率を調査し、福島市、²⁵本宮市、二本松市、伊達市、郡山市、相馬市の52校で3.7μSv/h（19.3mSv/y相当）以上の空間線量率（地上1m）が計測された（甲C8

5, 171, 172, 174, 175。なお、計画的避難区域指定（4月22日）前の浪江町で最大 $23.0 \mu \text{Sv/h}$ (120.8mSv/y 相当)、飯舘村で最大 $14.0 \mu \text{Sv/h}$ (73.5mSv/y 相当) の空間線量率が計測されているが、これらの施設は使用されないということであった。甲C85, 甲C157資料20, 甲C174, 丙B24の1)。

文部科学省は、4月14日に、4月5日～4月7日の調査で $3.7 \mu \text{Sv/h}$ 以上であった52校を対象に再調査を実施し、福島市、郡山市、伊達市の13校で $3.8 \mu \text{Sv/h}$ (20mSv/y 相当) の空間線量率（地上1m）が計測された（甲C171, 172, 175）。

文部科学省は、4月19日、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」（丙B11）を発出し、再調査により校庭等で $3.8 \mu \text{Sv/h}$ （幼稚園、小学校、特別支援学校については50cm高さ、中学校については1m高さ）以上の空間線量率が測定された学校については、当面、校庭等での活動を1日当たり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である、 $3.8 \mu \text{Sv/h}$ 未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない、などとし、保育所等（認可外保育施設を含む。）を管轄する厚生労働省も、同日、同旨の通知を発出した（甲B1の1本文編320～322頁、甲B1の2本文編267～269, 386～388頁、甲C86, 丙B11）。

これに基づき、上記13校につき屋外活動の制限が行われ、他の教育施設においても、それぞれの自治体や施設運営主体による独自の措置として、屋外活動の制限などの被曝回避措置が取られた（甲C89～91, 175, 179, 185～187, 丙C228, 229, 原告　　, 原告　　, 中通り検証の結果）。

文部科学省は、5月27日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」（甲B381）を発出し、平成23年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、 1mSv/y 以下を目指す、

校庭等の空間線量率が $1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上の学校について、設置者に対し放射線量の低減策を講じるための財政的支援を実施する、などとし、6月20日には、福島県外においても、校庭等の空間線量率が $1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上の学校には福島県内と同様に財政的支援を実施することとした（甲C171、172）。

その頃から平成23年8月頃にかけて、各自治体において校庭等の除染が行われた（例えば、福島市では、空間線量率が $3.8 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上であった26施設の除染を平成23年6月末までに、市立小中学校全72校の除染を平成23年8月末までに実施した。丙C122の5～8）。その結果、5月12日以降、 $3.8 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上の空間線量率が計測された教育施設はなく、8月25日の測定の最大値は $0.8 \mu \text{Sv}/\text{h}$ であった（甲B1の1本文編322～323頁）。

文部科学省は、8月26日、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」（甲C177）を発出し、夏季休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量については原則 $1 \text{mSv}/\text{y}$ 以下とし、これを達成するため、校庭等の空間線量率については、児童生徒等の行動パターンを考慮し、 $1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 未満を目安とする、学校内において比較的線量が高いと考えられる場所については、校内を測定して当該場所を特定し、除染したり、除染されるまでの間近づかないように措置することが重要と考えられる、などとした。

これら本件事故に由来する放射性物質による教育施設の汚染により、福島県やその周辺県内の教育施設に通学していた原告らは、成人に比して放射線感受性が強いとされる子供として放射線被曝に対する不安を感じ、また、自由な外遊びができないくなるなど、本件事故前に比して学習環境、生育環境を制限された。

（5）除染

除染特措法に基づき、除染特別地域（避難指示区域が指定されている。）の除染は被告国が（25条、30条）、汚染状況重点調査地域（その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」（平成23年

環境省令第34号) 4条で定める $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満であるという要件に適合しない、又はそのおそれがあると認められ、汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域。福島県に加え、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県を含めた104市町村が指定され、平成27年9月までに56市町村の指定が解除されている。) の除染は市町村が(32条、35条、38条)、それぞれ行うこととされ、それぞれの実施主体の定めた除染実施計画に基づき、除染が実施されてきた。

宮城県では、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町の8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、石巻市が汚染状況重点調査地域の指定を解除されている。¹⁰

福島県は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村の36市町村が汚染状況重点調査地域に指定され、昭和村、三島町、矢祭町、塙町、柳津町が汚染状況重点調査地域の指定を解除されている。¹⁵

茨城県は、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町の19市町村が汚染状況重点調査地域に指定され、鉾田市が汚染状況重点調査地域の指定を解除している。²⁰

栃木県は、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町の7市町が汚染状況重点調査地域に指定され、佐野市が汚染状況重点調査地域の指定を解除されている。

(甲C122, 123の1~3, 124, 221, 乙B173・142~144頁,
25 丙B25, 36, 丙B37の1~10, 丙C48, 74, 78, 80, 87, 93,
96, 101, 103, 104, 106, 169, 173, 181, 208~21

0, 丙C214の1・2, 丙C246, 262, 264, 285, 292)

これら除染特措法に基づき実施した除染の費用は、原子力損害として、実施主体から、あるいは、復興予算として被告国が負担した後に被告国から、被告東電に求償される（除染特措法44条、45条。丙C162・23頁）。

5 なお、除染の合理性と平穏生活権侵害の成否とは別個の問題であるから、旧居住地が汚染状況重点調査地域として除染特措法による除染の対象となっており、市町村の負担した除染費用が原子力損害となるからといって、当然に、そこから避難し、又はそこに滞在する原告らに賠償に値する精神的損害が発生していることになるものではない。

10 (6) 避難及び帰還の状況

福島県の推計によれば、3月15日時点で、福島県内からの避難者総数（強制避難者、自主的避難者の双方を含み、県内への避難、県外への避難の双方を含むが、自主的避難者数は主に県内避難所へ避難した人数。）は10万2648名、うち避難指示等対象区域からの強制避難者が6万2392名、福島県内の避難指示等対象区域外からの自主的避難者（ここでは本件地震・本件津波による避難者を含む。）が4万0256名（39.1%）であった（甲C27, 丙A23, 丙C92）。

3月15日時点で、人口に占める自主的避難者の割合が高かったのは、相馬市の11.8%（4457名）、国見町の9.8%（986名）、いわき市の4.5%（1万5377名）等であり、自主的避難者の人数が多かったのは、いわき市の1万5377名（人口比4.5%）、郡山市の5068名（人口比1.5%）、福島市の3234名（人口比1.1%）等であった（甲C27, 丙C92）。

自主的避難者の数は、3月15日から4月22日にかけてはいったん減少を示したもの、その後また増加に転じ、9月22日時点で最大5万0327名であった（甲C27, 丙A26, 丙C92）。

26 福島県内からの避難者総数は、平成24年5月の16万4865名をピークとして、その後減少を続け、平成28年11月時点で8万4289名となっている（丙

C 264・3頁)。

平成28年10月24日時点で、福島県からの避難者総数は約8万6000名、平成28年7月12日時点の強制避難者が約5万7000名であるから(丙C 262・18頁)，福島県内からの自主的避難者は差し引き約2万9000名程度となる。

- 5 避難指示が解除された旧避難指示等対象区域については、順次、帰還者の受入れが進んでいるが、いまだ多数の者が引き続き避難を継続している。

旧緊急時避難準備区域(9月30日解除)であった広野町では、3月11日時点での人口5490名に対して、平成29年1月5日時点での帰還者は2897名(52.8%)である(丙C 255)。

- 10 村の一部が旧居住制限区域(平成26年10月1日避難指示解除準備区域に再編、平成28年6月14日解除)、旧避難指示解除準備区域(平成26年10月1日解除)、大半が旧緊急時避難準備区域(9月30日解除)であった川内村では、3月1日時点での人口3038名に対して、平成29年1月1日時点での帰還者は1878名(61.8%)である(丙C 258)。

- 15 市の一部が旧避難指示解除準備区域(平成26年4月1日解除)、一部が旧緊急時避難準備区域(9月30日解除)、その余は自主的避難等対象区域であった田村市では、3月11日時点での人口4万1662名(うち旧避難指示解除準備区域人口380名、旧緊急時避難準備区域人口4117名)に対して、平成28年12月31日時点での避難者は874名(人口比2%)である(丙C 259)。

- 20 市の一部が帰還困難区域、一部が旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域(平成28年7月12日解除)、一部が旧緊急時避難準備区域(9月30日解除)、その余が旧一時避難要請区域(4月22日解除)であった南相馬市では、3月11日時点での人口7万1561名(小高区1万2842名、原町区4万7116名、鹿島区1万1603名)に対し、平成29年3月2日時点の居住者は5万6512名(小高区1198名(帰還率9.3%。帰還困難区域旧居住者含む。)、原町区4万3120名(帰還率91.5%。小高区などからの避難者受入れ等を含む。)、鹿島

区1万2194名（帰還率105.1%。小高区、原町区などからの避難者受入れ等を含む。）である（甲C235、236、丙C260、261）。

町の大半が旧避難指示解除準備区域（平成27年9月5日解除）であった楓葉町では、3月11日時点での人口8011名に対して、平成29年1月4日時点での^{ならはまち}帰還者は767名（帰還率9.6%）である（甲C232、233、丙C257）。

村の一部が帰還困難区域、一部が旧居住制限区域（平成28年6月12日解除）、大半が旧避難指示解除準備区域（平成28年6月12日解除）であった葛尾村では、3月11日時点での人口1567名に対して、平成28年12月1日時点での帰還者は102名（帰還率6.5%）である（甲C234）。

10 6 旧居住地が帰還困難区域、大熊町又は双葉町である原告らについて

（1） 帰還困難区域の概要

帰還困難区域は、旧避難区域及び旧計画的避難区域のうち、長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、平成23年12月26日時点で年間積算線量が50mSv超の地域であり（丙C153・11頁），南相馬市の一^{いいたてむら}部（平成24年4月16日再編），飯舘村の一^{いいたてむら}部（平成24年7月17日再編），大熊町の半分以上（平成24年12月10日再編），葛尾村の一^{かづらおむら}部（平成25年3月22日再編），富岡町の一^{とみおかまち}部（平成25年3月25日再編），浪江町の半分以上（平成25年4月1日再編），双葉町の大半（平成25年5月28日再編）が指定されている（丙C28、29）。

20 （2） 帰還困難区域旧居住者の受けた被害

帰還困難区域を旧居住地とする原告らについて、各原告の受けた被害はそれぞれの状況に応じて様々であるが、概ね、次のような被害を被っていると認められる。

ア 居住・移転の自由の制限

帰還困難区域においては、基本的に立入りは禁止され、一時立入りにも様々な制限がある（丙C13・12頁、丙C34・5頁）。

帰還困難区域の大半は旧警戒区域であり、そうでない区域も避難区域又は計画的

避難区域であった区域であって、強制避難の対象であった。

原災法 20 条 3 項に基づいて指定された避難区域、計画的避難区域、避難指示区域への立入りには罰則はないが、原災法（平成 24 年法律第 47 号による改正前のもの）28 条 2 項、災害対策基本法 63 条 1 項に基づいて指定された警戒区域への立入りは、10 万円以下の罰金又は拘留という刑事罰をもつて禁止されていた（災害対策基本法 116 条 2 号）。

このように、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らは、罰則の有無にかかわらず、生活の本拠において居住を継続する権利（居住及び移転の自由）を制約されたものである。

10 イ 旧居住地の汚染

帰還困難区域は、平成 23 年 12 月 26 日時点において空間線量率が 5.0 mSv/y を超える地域であり、社会システム工学者である沢野伸浩が平成 25 年 11 月 19 日第 8 次航空機モニタリングの結果を計算処理した結果によれば、平成 25 年 11 月 19 日時点においても、双葉町において最大 42.23 μ Sv/h (甲 B 97, 379) から逆算し、大地からの自然放射線分 0.04 μ Sv/h を減じてから 0.19 で割ると 222.05 mSv/y 相当。甲 B 97, 379 の計算式どおり、 $(42.23 - 0.04) \times (8 + 0.4 \times 16) \times 365$ で計算すると 221.75 mSv/y 相当となる。以下、年間追加被曝線量相当値は、0.04 を引いて 0.19 で割り、小数点以下 3 術で四捨五入する簡易な換算方式で表記する。株式会社環境総合研究所による推計では最大 39.00 μ Sv/h (205.05 mSv/y 相当) となっている（甲 B 400 の 1・2）。以下、基本的に航空機モニタリングの結果からの推計値は、沢野による推計値のみを記載する。), 浪江町において最大 39.96 μ Sv/h (210.11 mSv/y 相当), 大熊町において最大 37.04 μ Sv/h (194.74 mSv/y 相当) といった、100 mSv/y を超える空間線量率が現れている（甲 B 203 別表 2）。

このような放射性物質による旧居住地の汚染は、単に旧居住地の土地建物の経済

的価値を毀損しているだけでなく、旧居住地への帰還を困難にさせて、帰還困難区域旧居住者に多大な精神的苦痛を与え続けているものというべきである。

ウ 日常生活の阻害

そして、帰還困難区域に居住していた原告らは全員が避難を強いられたところ、
自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。原告らの中には、未だ仮設住宅等における避難生活を強いられている者もいるほか、新たに住居を構えた原告らにおいても、生活の糧となる生業の変更を余儀なくされるなど、避難前と同様の日常生活が回復できているとはいはず、原告らの属性にかかわらず、日常生活の阻害は長期化しているものといえる。

エ 今後の生活の見通しに対する不安、帰還困難による不安

本件事故から6か月が経過した後の平成23年10月1日時点においても、避難区域・警戒区域（飯舘村及び南相馬市の一部の帰還困難区域においては計画的避難区域）としての指定が継続し、避難指示区域の見直しまで今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、平成23年12月16日から平成25年8月8日までの間に避難指示区域が見直された後も、帰還困難区域として長期間にわたり帰還が不可能な状況となったことによる不安が継続した。このことは、原告らの被った精神的苦痛が、必ずしも時の経過とともに低減されたわけではないことを示している。

オ 生活費の増加

また、帰還困難区域からの避難者は、避難生活によって多かれ少なかれ生活費が増加したと思われるところ、個別に相当因果関係の立証が可能なものについては積極損害として別途賠償されるべきであるが、個別に相当因果関係の立証が困難なものも多数発生していると認められ、そのことは慰謝料の増額要素として考慮するの²⁵が相当である。

(3) 帰還困難区域旧居住者の損害

ア 損害額

上記(2)のとおり、帰還困難区域を旧居住地とする原告らは、生活の本拠であった旧居住地から転居し、長期にわたる不自由な避難生活を余儀なくされるとともに、旧居住地への帰還が困難なまま、かつ、将来にわたる不安を抱えながら生活せざるを得なくなったものであって、これを総合的に評価すれば、まさに平穏生活権を侵害されたものというべきであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる。

積極損害（避難費用など）、消極損害（営業損害など）、生命・身体的損害（本件事故に起因する疾病・自死による損害など）、財物損害（不動産の損害など）は別途¹⁰賠償されること、生活費増加分は慰謝料の増額要素として考慮すること前提に、平穏生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、1ヶ月につき10万円と評価するのが相当である。「中間指針等による賠償額」も同様に月額10万円とされている（丙A 2・18、21頁、丙C 67）。

イ 原告らの主張について

原告らは、政府による避難等の指示により避難を余儀なくされた避難者原告においては、本件事故直後における避難生活の過酷さや、避難により「生存と人格形成の基盤」から切り離された結果として、ふるさとの自然やその中の生活を享受できなくなったこと、生きがいとしてきた生業を奪われたこと、家族・親族の離散や、近隣住民等との人間関係の崩壊など、「日常の幸福追求による自己実現」の機会を奪²⁰われるという損害を被ったものであり、その損害は、「中間指針等による賠償額」を控除しても月額5万円を下回るものではない、などと主張する（原告ら最終準備書面（第4分冊）142～161頁、原告ら主張要旨95頁）。

当裁判所は、原告らの主張する上記事情の存在を否定するものではないが、帰還困難区域旧居住者の共通損害として認められるべき賠償額は上記のとおり認定する²⁵のが相当であり、これを超える損害額を認定することはできない。

ウ 被告東電の過失について

被告東電に過失がある一方で、故意があったとは認められず、過失の程度も重過失までは認められないことは、上記第4の3で判示したとおりであるが、被告東電にそのような過失があることを考慮しても、上記損害額は左右されない。

(4) 損害賠償の終期

ア 包括賠償によって継続的賠償を終了させ得ること

帰還困難区域の旧居住者が継続的に精神的苦痛を被っていることは上記のとおりであるが、帰還困難区域への帰還は相当長期間にわたって困難であり、社会通念上帰還不能となったものといって差し支えないと認められるところ、このような場合に、帰還可能となるまで精神的損害の賠償を長期にわたって継続させるよりも、社会通念上帰還が不能となった後の一定の時期をもって、平穏生活権侵害による継続的損害の賠償は終了し、帰還不能による損害に包括評価して定額の賠償を行うことによることも許されるというべきである（このことは、交通事故による入通院慰謝料が症状固定により後遺症慰謝料として包括評価され、以後、入通院が継続しても別の損害とは評価されないことと対比することもできる。）。

イ 中間指針等による継続的賠償の終期

中間指針第四次追補は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」の一括賠償として、帰還困難区域からの避難者に対し、中間指針第二次追補の一人600万円に一人1000万円を加算し、上記600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を賠償することとしている（丙A5・4～7頁）。

平成26年3月以降の将来分を控除するということは、中間指針第二次追補の600万円は60か月分の日常生活阻害慰謝料の一括払いであり、その日常生活阻害慰謝料の発生は平成26年3月1日から1000万円の帰還困難慰謝料として包括評価されるものとみているものといえるから、平成23年3月から平成26年2月までの日常生活阻害慰謝料（36か月分360万円）は本件訴訟でいう平穏生活権

侵害に対応し、帰還困難慰謝料 1000 万円は本件訴訟でいう「ふるさと喪失」損害に対応するものとみて、それぞれその「中間指針等による賠償額」を超える損害が発生しているか判断するのが相当である。

自主賠償基準では一括賠償金額を 700 万円としている（丙C17）が、これは、上記に述べたところと対比すると、中間指針第四次追補の 1000 万円から、第2期の始期を平成24年6月とした場合の 600 万円を月額に換算した場合の将来分（通常の範囲の生活費の増額分を除く。）として 300 万円を控除した額と解される。したがって、損害費目との対応としては、日常生活阻害慰謝料を平成26年2月分まで 360 万円、帰還困難慰謝料を 1000 万円、生活費増加分を 90 万円としているものとして、平穏生活権侵害では 360 万円を超える損害が、「ふるさと喪失」では 1000 万円を超える損害が生じているかを判断することとする。

ウ 繼続的賠償の終期は平成26年4月とすべきこと

前記イのとおり、中間指針第四次追補は平成26年2月を継続的賠償の終期としていると解されるところ、その根拠は、中間指針第四次追補策定後、被害者の被告東電に対する損害賠償請求が可能になると見込まれる時期を平成26年3月とみて、それ以降の日常生活阻害慰謝料を帰還困難慰謝料に包括評価することが可能であるとみたことによるものと認められ（丙A5・6頁、丙A8・6頁、丙A20・4頁）、第3期の始期（避難指示見直しの時点）や中間指針第四次追補の作成時（平成25年12月）ではなく平成26年2月としたことに、それ以外の理由（例えば、¹⁵本件事故から3年という期間に特別の意味を込めたといった事情）は見いだし難い。²⁰

ところで、帰還困難区域旧居住者は、避難指示見直しによって旧居住地が帰還困難区域に指定された時点（南相馬市につき平成24年4月16日、飯舘村につき平成24年7月17日、大熊町につき平成24年12月10日、葛尾村につき平成25年3月22日、富岡町につき平成25年3月25日、浪江町につき平成25年4月1日、双葉町につき平成25年5月28日）で、旧居住地への帰還が相当長期にわたって困難となったことを確定的に認識したものと認められるが、上記のとおり

避難指示見直しの時期は市町村によって異なっていた上、中間指針等による日常生活阻害慰謝料の賠償も継続しており、仮に、一括賠償を被告東電に請求していたとしても、被告東電としてこれに応じていたとは考えられないことからすると、個別の避難指示見直しの時期をもって継続的賠償の終期とするのは相当でない。

中間指針第四次追補が出された後、請求者において請求可能な金額を具体的に認識でき、被告東電に対する損害賠償請求が実質的に可能な状態になった段階で、平穏生活権侵害による継続的賠償を確定的、不可逆的損害（「ふるさと喪失」損害）に包括評価させて終了させることが可能になるというべきである。

そして、実際に被告東電が中間指針第四次追補に対応する自主賠償基準（丙C 1¹⁰ 8）を策定し、従前、自主賠償基準において、中間指針上の「第2期」の始期にかかわらず、帰還困難区域旧居住者に対する包括賠償を平成24年6月1日から平成29年5月31日までの60か月分600万円としていたこと（丙A 1 6）に対応して、帰還困難慰謝料も、中間指針上の「第2期」の始期にかかわらず、中間指針第四次追補の例示する700万円に統一して支払うことを明らかにしたのは、平成26年3月26日であり、請求書類発送の受付を開始したのは平成26年4月14日であった（丙C 1 8）。

そうすると、帰還困難区域旧居住者の平穏生活権侵害による継続的損害を確定的、不可逆的損害（「ふるさと喪失」損害）としての包括評価を可能とする時期は、確定的損害として請求可能な金額を具体的に認識でき、被告東電に対する損害賠償請求が実質的に可能な状態となった平成26年4月14日以降とみるのが相当である。

したがって、平成26年3～4月分については月額10万円（合計20万円）の平穏生活権侵害による精神的損害の賠償を認めるのが相当である。その結果、「中間指針等による賠償額」を超える損害として20万円を認める。

（5）大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備区域の取扱い

大熊町及び双葉町は、町の大半（人口の96%の居住していた区域）が帰還困難区域であって、人口、主要インフラ及び生活関連サービスの拠点が帰還困難区域に

集中しており、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であっても、帰還困難区域の避難指示が解除されない限り住民の帰還は困難であるため、中間指針第四次追補において帰還困難区域と同様に扱われており（丙A5・4～6頁、丙A8・5頁）、自主賠償基準においても同様である（丙C17）。

5 原告 (H-122) の旧居住地は、双葉町大字中浜の避難指示解除準備区域である（甲H122の1、丙C29）。

大熊町の居住制限区域・避難指示解除準備区域を旧居住地とする原告はいない。

双葉町は大半が帰還困難区域であって、避難指示解除準備区域の放射線量が低下したとしても、主要インフラや生活関連サービスが復旧するまで帰還は困難である¹⁰と認められるから（甲C35、丙C69）、帰還困難区域と同様に扱うのが相当であり、帰還困難区域と同様、平成26年4月までは月額10万円の平穏生活権侵害による精神的損害の発生を認め、その後は確定的、不可逆的損害（「ふるさと喪失」損害）として包括評価されるものと認めるのが相当である。

したがって、帰還困難区域旧居住者と同様、「中間指針等による賠償額」を超える¹⁵損害として20万円を認める。

(6) 原告 (H-201) について

原告 (H-201) の旧居住地について、原告らは、浪江町の帰還困難区域であると主張するのに対し、被告東電は、南相馬市原町区の旧緊急時避難準備区域であると主張している（被告東京電力準備書面（33））。

20 同原告の住民票所在地は浪江町であり（甲H201の2）、その陳述書（甲H201の1）でも、旧居住地は浪江町であり（1頁）、「自宅又は家族が一軒家を所有」であり（4頁。南相馬市の住所はアパートの一室である。）、旧「警戒区域」、現「帰還困難区域」である（6頁）、「自宅は井戸水だった」（11頁）、「帰還困難区域なので、帰れないんだろうと思う。不安」（19頁）と記載している。

25 これらを総合すると、同原告の旧居住地は浪江町の帰還困難区域であったと認めるのが相当である。

同原告が、旧居住地を南相馬市として賠償請求をし（丙H201の1），平成11年から南相馬市のアパートを賃借し（丙H201の2），本件事故前の平成23年1～2月時点で、南相馬市のアパートの電話料金，ガス料金，電気料金を支払い、その請求書を南相馬市のアパートで受領していたこと（丙H201の3～5）は、「仕事の都合で南相馬市でアパートを借り、実家のある浪江町と行き来して生活していた」（平成29年3月21日第23回口頭弁論調書）とすれば、生活の本拠が浪江町にあったことと矛盾するものではなく、上記認定を左右するものではない。

したがって、同原告の旧居住地は、浪江町の帰還困難区域と認め、「中間指針等による賠償額」を超える損害として20万円を認める。

⑩ (7) 原告 (T-1369) について

(T-1370) の旧居住地は富岡町の帰還困難区域であったが、
は平成25年5月16日死亡しているため、平成26年3～4月分の「中間指
針等による賠償額」を超える損害は発生していない。

したがって、原告 (T-1369) については、「中間
指針等による賠償額」を超える損害として、原告 につき生じた20万円の
みを認める。

(8) 帰還困難区域旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、帰還困難区域及び双葉町を旧居住地とする原告らにつき、平穏生
活権侵害による「中間指針等による賠償額」を超える損害として20万円を認める。

⑪ 7 旧居住地が居住制限区域（大熊町を除く。）又は旧居住制限区域である原告らに
ついて

(1) 居住制限区域の概要

居住制限区域は、旧避難区域及び旧計画的避難区域のうち、年間積算線量が20
mSvを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を
継続することが求められる地域であり、除染や放射性物質の自然減衰などによって、
年間積算線量が20mSv以下であることが確実であることが確認された場合には

避難指示解除準備区域に移行することが予定されている（丙C13・10頁）。

本件口頭弁論終結時（平成29年3月21日）現在、飯舘村の半分以上（平成24年7月17日再編、平成29年3月31日解除予定）、大熊町の一部（平成24年12月10日再編。自主賠償基準では帰還困難区域と同様に扱う。）、富岡町の一部（平成25年3月25日再編、平成29年4月1日解除予定）、浪江町の一部（平成25年4月1日再編。平成29年3月31日解除予定）、川俣町の一部（平成25年8月8日再編、平成29年3月31日解除予定）が指定されている（丙C28、29、159、161～163、216、236、237、301）。

居住制限区域においては、宿泊は禁止されるが、住民の一時帰宅、通過交通、
⑩ 共目的の立入りなどは可能である（丙C13・10頁、丙C34）。

（2）居住制限区域指定中の損害

居住制限区域においても、①生活の本拠において居住を継続するという当然の権利（居住及び移転の自由）を制約されていること、②避難生活において正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたこと、③本件事故から6か月
⑯ が経過した後も、避難指示区域の見直しまで今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、避難指示区域が見直された後も、いつ自宅に戻れるか分から
ないという不安な状態が継続したこと、④空間線量も居住できるほど低くはないこ
と、⑤生活費が増加していること、は帰還困難区域と同様又はそれに類するもので
あるから、その精神的苦痛に対する慰謝料も、帰還困難区域と同様、月額10万円
⑯ と評価するのが相当である。そして、「中間指針等による賠償額」も同様に月額10
万円とされている（丙A2・18、21頁、丙C67）。

そうすると、平成23年3月11日から本件口頭弁論終結日まで、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

（3）旧居住制限区域の取扱い

葛尾村の一部（平成25年3月22日再編、平成28年6月12日解除）、川内村
の一部（平成24年4月1日再編、平成26年10月1日避難指示解除準備区域に

再編、平成28年6月14日避難指示解除）、南相馬市の一部（平成24年4月16日再編、平成28年7月12日解除）は、居住制限区域に指定されていたが、その指定は解除された（丙C159、160、238、239）。

居住制限区域の指定が解除されたとしても、直ちに旧居住制限区域旧居住者の不安が解消されるわけではなく、相当期間が経過して合理的な不安が解消されるに至るまでは精神的苦痛が継続すると考えられるところ、中間指針は解除後相当期間経過後までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の継続を認め（丙A2・12、14、23頁）、自主賠償基準（丙C67）は、平成30年3月まで月額10万円の精神的損害の賠償の継続を認めている。

この賠償は少なくとも本件口頭弁論終結時において継続されているところ、居住制限区域指定解除から本件口頭弁論終結時まで、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(4) 居住制限区域旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、居住制限区域（大熊町の居住制限区域を除くが、同区域を旧居住地とする原告はいない。）及び旧居住制限区域の旧居住者につき、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

8 旧居住地が避難指示解除準備区域（大熊町、双葉町を除く。）又は旧避難指示解除準備区域である原告らについて

(1) 避難指示解除準備区域の概要

避難指示解除準備区域は、旧避難区域及び旧計画的避難区域のうち、年間積算線量20mSv以下となることが確実であることが確認された地域である。電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除することが予定されている（丙C13・8頁）。

本件口頭弁論終結時（平成29年3月21日）現在、飯舘村の一部（平成24年

7月17日再編、平成29年3月31日解除予定）、大熊町の一部（平成24年12月10日再編。中間指針等では帰還困難区域と同様に扱う。）、富岡町の一部（平成25年3月25日再編、平成29年4月1日解除予定）、浪江町の一部（平成25年4月1日再編、平成29年3月31日解除予定）、双葉町の一部（平成25年5月26日再編。中間指針等では帰還困難区域と同様に扱う。）、川俣町の一部（平成25年8月8日再編、平成29年3月31日解除予定）が指定されている（丙C28, 29, 159, 161～163, 216, 236, 301）。

避難指示解除準備区域においても、宿泊は禁止されるが、住民の一時帰宅、通過交通、公益目的の立入りなどは可能である（丙C13・8～9頁、丙C34）。

⑩ (2) 避難指示解除準備区域指定中の損害

避難指示解除準備区域においても、①生活の本拠において居住を継続するという当然の権利（居住及び移転の自由）を制約されていること、②避難生活において正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたこと、③本件事故から6か月が経過した後も、避難指示区域の見直しまで今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、避難指示区域が見直された後も、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が継続したこと、④空間線量率も必ずしも継続的な居住を容認できるほど低くはないこと、⑤生活費が増加していること、は帰還困難区域、居住制限区域と同様又はそれに類するものであるから、その精神的苦痛に対する慰謝料も、帰還困難区域、居住制限区域と同様、月額10万円と評価するのが相当である。「中間指針等による賠償額」においても同様に月額10万円とされている（丙A2・18, 21頁、丙C67）。

そうすると、平成23年3月11日から本件口頭弁論終結日まで、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(3) 旧避難指示解除準備区域の取扱い

田村市の一部（平成24年4月1日再編、平成26年4月1日解除）、川内村の一部（平成24年4月1日再編、平成26年10月1日解除。居住制限区域から避難

指示解除準備区域に再編された区域については旧居住制限区域として扱う。), 楠葉町の一部(平成24年8月10日再編, 平成27年9月5日解除), 葛尾村の一部(平成25年3月22日再編, 平成28年6月12日解除), 南相馬市の一部(平成24年4月16日再編, 平成28年7月12日解除)は, 避難指示解除準備区域に指定されていたが, その指定は解除された(丙C28, 29, 丙C30の1~3, 丙C31の1・2, 丙C159, 160, 235, 238)。

避難指示解除準備区域の指定が解除されたとしても, 直ちにこれらの区域を旧居住地としていた原告らの不安が解消されるわけではなく, 相当期間が経過して合理的な不安が解消されるに至るまでは精神的苦痛が継続すると考えられるところ, 中間指針は解除後相当期間経過後までは1か月10万円の日常生活阻害慰謝料の継続を認め(丙A2・12, 14, 23頁), 自主賠償基準において平成30年3月まで月額10万円の精神的損害の賠償の継続が認められている(丙C67)。

この賠償は少なくとも本件口頭弁論終結時において継続されているところ, 避難指示解除準備区域指定解除から本件口頭弁論終結時までについても, 「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(4) 避難指示解除準備区域旧居住者の損害のまとめ

以上によれば, 避難指示解除準備区域(大熊町, 双葉町の避難指示解除準備区域を除く。)及び旧避難指示解除準備区域の旧居住者につき, 「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

20 9 旧居住地が旧特定避難勧奨地点であった原告らについて

(1) 特定避難勧奨地点の概要

特定避難勧奨地点は, 本件事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点であり, 住居単位で指定され, 避難が強制されるものではないが, その住民に対して注意喚起, 自主的な避難の支援・促進を行うこととされ,

25 伊達市^{りょうぜんまち} 犀^{つきだてまち} 山^{さんまち} 町^{まち}, 月館^{つきだて}町^{まち}, 保原^{ほばら}町^{まち}の117地点12.8世帯, 南相馬市鹿島区櫻原^{じさくら}, 原^{はら}町区大原^{おおがい}, 大谷^{おおや}, 高倉^{たかのくら}, 押釜^{おしがま}, 馬場^{ばば}, 片倉^{かたくら}の142地点153世帯, 川内村下川内

の1地点1世帯が指定されていた（丙C10, 丙C11の1・2・4～6, 丙C27, 丙C33の1, 丙C298, 299）。伊達市及び川内村の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日に、南相馬市の特定避難勧奨地点は平成26年12月28日に、それぞれ解除された（丙C11の3, 丙C33の1, 丙C77, 300）。

5 (2) 特定避難勧奨地点指定中の損害

中間指針（丙A2）は、特定避難勧奨地点からの避難者に月額10万円の賠償を認め、自主賠償基準は、避難の有無を問わず同様の賠償を認めている（丙C19, 弁論の全趣旨）。

特定避難勧奨地点指定中は、これら「中間指針等による賠償額」を超える損害は¹⁰認められない。

(3) 特定避難勧奨地点指定解除から3か月までの損害

中間指針第二次追補は、特定避難勧奨地点からの避難者につき、特定避難勧奨地点指定解除から3か月間は月額10万円の賠償が継続されるものとし（丙A4・9頁），自主賠償基準は、避難の有無を問わず同様の賠償を認めている（丙C19, 弁論の全趣旨）。

この3か月間についても、これら「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(4) 特定避難勧奨地点指定解除後4か月目以降の損害

ア 平成27年4月以降の特定避難勧奨地点の状況

20 伊達市及び川内村の旧特定避難勧奨地点を旧居住地とする原告は本件訴訟にいない。

原告らのうち、原告²¹、同²²（H-142, 143）の旧居住地は南相馬市原町区大原の、原告²³、同²⁴、同²⁵、同²⁶、同²⁷、同²⁸（H-362～365, T-1528, 1530。なお、原告²⁹（T-1529）は、特定避難勧奨地点指定中の平成25年11月12日に死亡しているから、平成27年4月以降の損害を判断する必要はない。）の旧居住地は南相馬市原

町片区倉の、それぞれ特定避難勧奨地点であるから、南相馬市の特定避難勧奨地点の指定が解除された平成26年12月から3か月経過後である平成27年4月1日以降につき、賠償すべき損害が認められるか検討する。

福島県が測定した（以下、特に断らない限り、空間線量率の値は福島県の測定によるもの）、南相馬市原町片区倉に所在する南相馬市馬事公苑の平成27年4月1日の空間線量率は $0.17 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $0.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当）（丙C71の5・67頁）であり、追加被曝線量 $1 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を下回っていた。

南相馬市原町区高倉字吹屋崎に所在する高の倉ダム助常観測所の平成27年4月1日の空間線量率は $1.33 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $6.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当）、原町区馬場字五台山に所在する鉄山ダムで $2.12 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $10.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当）、原町区馬場字滝に所在する横川ダム管理事務所で $0.40 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $1.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当）、原町区高倉字尻掛に所在する高倉ダム（高倉ダム管理事務所）で $0.60 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $2.95 \text{mSv}/\text{y}$ ）であるが、非生活圏の山林の除染が未了であること（丙C87）を考えると、非生活圏であるダム付近の空間線量率をもって生活圏である旧特定避難勧奨地点の状況の参考とはできない。

平成25年11月19日第8次モニタリング結果から計算した原告 同
同，同，同，同，同，同，同（H-142, 143, 362~365, T-1528, 1530）の旧居住地の空間線量率は $0.96 \sim 1.03 \mu \text{Sv}/\text{h}$ （ $4.84 \sim 5.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（甲B203別表1の8, 21頁）が、特定避難勧奨地点指定中の数値であるから、平成27年4月1日以降の同原告ら旧居住地の状況の参考になるとはいえない。

南相馬市原町区の公共サービス、生活関連サービスは、平成27年4月1日までには概ね復旧していたものと認められる（丙C42, 64, 81~87, 丙C125の1~3, 丙C175, 223~229, 246, 260, 261）。

イ 平成27年4月以降の南相馬市の旧特定避難勧奨地点旧居住者の損害

上記アの事情を総合すると、南相馬市の旧特定避難勧奨地点の空間線量率は、平成27年4月以降は十分に低くなっていたものと認められ、公共サービス、生活関連サービスも概ね復旧し、生活に大きな支障はない状況に至っていたものと認められるから、南相馬市の旧特定避難勧奨地点の旧居住者について、平成27年4月15日以降、賠償すべき精神的損害が発生しているとは認められない。

(5) 旧特定避難勧奨地点旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、旧特定避難勧奨地点旧居住者につき、「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められない。

10 旧居住地が旧緊急時避難準備区域であった原告らについて

10 (1) 緊急時避難準備区域の概要

緊急時避難準備区域は、避難が強制されたものではないが、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内待避が可能な準備を行うこととされ、自主的な避難が求められていた区域であり、広野町、楓葉町、川内村、田村市及び南相馬市の各一部が指定されていた（丙C8、27、68）が、平成23年9月30日に一括して解除された（丙C9）。

10 (2) 緊急時避難準備区域指定中の損害

旧緊急時避難準備区域から現に避難した原告らについては、帰還困難区域と同様に正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたものであり、旧緊急時避難準備区域に滞在を続けた原告らについても、今後の本件事故の進展に対する不安、いつ避難を強いられるか分からない不安、生活による被曝の不安等を感じたものと認められ、その精神的苦痛は、避難者であるか滞在者であるかを問わず、1か月10万円と評価するのが相当である。避難者については中間指針（丙A2）において、滞在者については自主賠償基準（丙C19、20、88）において同様であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

10 (3) 緊急時避難準備区域指定解除から11か月までの損害

緊急時避難準備区域の指定が解除された後も、直ちにこれらの区域を旧居住地と

していた原告らの不安や生活の支障が解消されるわけではなく、相当期間が経過して合理的な不安や生活の支障が解消されるに至るまでは精神的苦痛が継続すると考えられるところ、中間指針第二次追補は解除の11か月後である平成24年8月31日まで（檜葉町の旧緊急時避難準備区域については、檜葉町の避難指示解除後相₆当期間経過後まで）1か月10万円（累計180万円）の日常生活阻害慰謝料の継続を認め（丙A4・7～8頁）、自主賠償基準においても同様である（丙C19）。さらに、自主賠償基準では、平成24年9月1日時点において高校生以下の者（中学生以下の者、高校在学中であって15歳以上18歳以下の者）について、平成24年9月1日から平成25年3月31日まで月額5万円（累計215万円）の賠償₁₀が認められている（丙C19、144）。

平成24年8月までの期間については、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(4) 平成24年9月以降の損害

子供・妊婦以外の者について中間指針等による賠償の対象となっていない平成24年9月1日以降（檜葉町を除くが、旧居住地が檜葉町の旧緊急時避難準備区域である原告は本件訴訟にいない。）について、賠償すべき損害が発生しているか検討する。

ア 広野町

広野町は全域が旧緊急時避難準備区域であったところ（丙C27）、広野町役場を含む町内18箇所の平成25年4月1日の空間線量率は、0.11～0.22 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （0.37～0.95 mSv/y 相当）であり、いずれも追加被曝線量1 mSv/y 相当値を下回っている（丙C71の3）。

原告 (H-522)、原告 (T-1322) の旧居住地は広野町の旧緊急時避難準備区域であるところ、平成24年12月28日第6次モニタリングから平成25年11月19日第8次モニタリングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0.38～0.60 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （1.79～2.95

mSv/y 相当) (甲B203別表1の29, 104頁) であり、 $1mSv/y$ 相当値は上回っていたが、 $5mSv/y$ 相当値は下回っていた。同期間の広野町内の空間線量率は $0.05 \sim 1.80 \mu Sv/h$ ($0.05 \sim 9.26 mSv/y$ 相当)、平均 $0.51 \sim 0.58 \mu Sv/h$ ($2.47 \sim 2.84 mSv/y$ 相当) であつた (甲B203別表2) が、これは、非生活圏である山林なども含めての数値である。

広野町は、政府による避難指示等 (3月12日福島第二原発10km圏内である町北端の一部に避難区域指定、3月15日町全域に屋内待避区域指定、4月22日緊急時避難準備区域指定) と別に、3月12日、町全域の住民に対し自主的な避難を要請し、3月13日には独自の避難指示を出し、広野町役場は、3月15日には小野町に、4月15日にはいわき市に移転していたところ、平成24年3月1日には広野町役場を再開し、平成24年3月31日には独自の避難指示も解除し、広野町の公共サービス、生活関連サービスは、平成24年9月までには概ね復旧していたと認められる (甲B1の1本文編283頁、甲B1の2本文編379~380頁、
16 甲B4・340頁、甲B52の17、甲C36、42、丙C73、255、256)。

イ 川内村

(ア) 川内村の概況

川内村下川内字貝ノ坂、字萩の区域は旧居住制限区域であり、平成26年10月20日に避難指示解除準備区域に再編され (丙C28、丙C30の1~3)、平成28年6月14日に避難指示が解除された (丙C159、160)。

川内村下川内地区の一部 (20km圏内) は旧避難指示解除準備区域であり、平成26年10月1日に避難指示が解除された (丙C28、丙C30の1~3)。

川内村下川内地区には特定避難勧奨地点があり、平成24年12月14日に解除25された (丙C27、77)。

川内村のその他の地域は、旧緊急時避難準備区域であった (丙C27)。

(イ) 平成24年9月以降の川内村の旧緊急時避難準備区域の状況

さかしうち
20km圏内であるいわなの郷、保健福祉医療複合施設ゆふね、下川内坂シ内付近、村営バス停留所（貝ノ坂地区）、五枚沢集会所、毛戸集会所、割山トンネルの電波時計脇を除いた、川内村役場を含む川内村内8箇所の平成25年4月1日の空間線量率は、 $0.09 \sim 0.52 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.26 \sim 2.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)であり、川内村大字下川内字小田代付近と下川内地区農業集落排水処理施設で5mSv/y相当値を、それ以外の6箇所ではいずれも1mSv/y相当値を、それぞれ下回っている（丙C71の3）。

川内村も、政府による避難指示等（3月15日屋内待避地域指定、4月22日緊急時避難準備区域指定。丙C27）と別に、3月16日には村全域に独自の避難指示を出し、郡山市に役場機能を移転していたところ、平成24年3月26日までにはこの独自の避難指示も解除して川内村役場を再開し、川内村の公共サービス、生活関連サービスは、平成24年9月までには概ね復旧していたと認められる（甲B1の1本文編279頁、甲B4・340頁、甲B52の9・17、丙C43、65、1577、248、258、319）。

川内村の旧緊急時避難準備区域を旧居住地とする原告は本件訴訟にいない。

ウ 田村市

(ア) 田村市の概況

田村市のうち、20km圏内である都路町古道の一部は避難指示解除準備区域（平成26年4月1日解除）に指定されていた（丙C28、丙C31の1・2）。
概ね30km圏内である都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根（20km圏内の旧避難指示解除準備区域を除く。）は、旧緊急時避難準備区域（9月30日解除）に指定されていた（丙C8、27）。

その余の区域は、自主的避難等対象区域である。

(イ) 平成24年9月以降の田村市の旧緊急時避難準備区域の状況

田村市の20～30km圏内の、田村市都路行政局を含む8箇所の平成25年4

月1日の空間線量率は $0.09 \sim 0.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.26 \sim 2.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり (丙C 7 1の3), いずれも $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を下回っている。

原告 (H-231), 同 , 同 (H-431, 432),
同 (T-1813), 同 , 同 (T-3316, 3317) の
旧居住地は、いずれも田村市都路町の旧緊急時避難準備区域であるところ、平成24年12月28日第6次モニタリングから平成25年11月19日第8次モニタリングまでの結果から計算した同原告らの旧居住地の空間線量率は $0.65 \sim 1.10 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.21 \sim 5.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B 203
¹⁰別表1の13, 24, 131, 215頁)。

同期間の田村市内の空間線量率は $0.06 \sim 1.70 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.11 \sim 8.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.38 \sim 0.44 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.79 \sim 2.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であるが (甲B 203別表2), これは一方に田村市の 20km 圏内の旧避難指示解除準備区域を含み、他方に 30km 圏外の自主的避難¹⁵等対象区域を含んだ数値である。

田村市の公共サービス、生活関連サービスは、平成24年9月までには概ね復旧していたと認められる (丙C 33の1・3頁, 丙C 79, 259, 313~318)。

エ 南相馬市

²⁰(ア) 南相馬市の概況

南相馬市のうち、小高区の一部は帰還困難区域、小高区、原町区の一部は旧居住制限区域 (平成28年7月12日解除), 小高区、原町区の一部は旧避難指示解除準備区域 (平成28年7月12日解除) であった (丙C 28, 29, 159, 160)。

²⁵ 鹿島区櫛原、原町区大谷、大原、高倉、押釜、片倉、馬場の一部は特定避難勧奨地点 (平成26年12月28日解除) に指定されていた (丙C 11の4~6, 丙C

27, 丙C 33の1, 丙C 77)。

南相馬市のうち、30km圏内である鹿島区の一部と原町区の大半は、旧緊急時避難準備区域（9月30日解除）であった（丙C 8, 27, 68）。

その他の原町区の一部と鹿島区の大半は、旧一時避難要請区域（4月22日解除）であった。

(イ) 平成24年9月以降の南相馬市の旧緊急時避難準備区域の状況

南相馬市の旧緊急時避難準備区域の、非生活圏である高倉ダム（高倉ダム管理事務所）、高の倉ダム助常観測所、鉄山ダム、南相馬市横山ダムを除いた、南相馬市役所（福島第一原発から約26km）を含む7箇所の平成25年4月1日の空間線量率は、 $0.12 \sim 0.91 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.42 \sim 4.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり（丙C 71の3），いずれも $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を下回っている。

南相馬市の旧緊急時避難準備区域を旧居住地とする原告らは相当数いるが、例えば、原告（T-311）の旧居住地は南相馬市原町区中太田の旧緊急時避難準備区域であるところ、平成24年12月28日第6次モニタリングから平成25年11月19日第8次モニタリングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は、 $0.38 \sim 0.52 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.79 \sim 2.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり、 $1 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値は上回っているが、 $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値は下回っていた。同期間の南相馬市の空間線量率は $0.05 \sim 17.00 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 89.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，平均 $1.51 \sim 1.70 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($7.74 \sim 8.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であるが、これは、一方に小高区の帰還困難区域等を、他方に鹿島区の旧一時避難要請区域を含んだ数値である。

南相馬市原町区の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる（丙C 42, 64, 81～87, 丙C 125の1～3, 丙C 175, 223～229, 246, 260, 261）。

25 オ 旧緊急時避難準備区域旧居住者の平成24年9月以降の損害について

上記ア～エの事情を総合し、平成24年9月以降の旧緊急時避難準備区域の空間

線量率は概ね 5 mSv/y を下回っていたこと、旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対しては、平成24年8月分まで合計180万円が支払われていること、公共サービス、生活関連サービスは概ね復旧していたことなどを考慮すると、空間線量率が 1 mSv/y を上回っている区域が多く、旧緊急時避難準備区域の指定解除から⁵ 11か月が経過した後も旧緊急時避難準備区域旧居住者の放射線被曝に対する不安や生活の支障が完全に解消されたわけではないことを考慮しても、旧緊急時避難準備区域旧居住者に、平成24年9月以降、賠償すべき損害があるとは認められない。

カ 子供・妊婦について

平成24年9月1日時点で高校生以下であった者（例えば、原告（H-416）は、平成13年4月4日生の子供であった。）は、自主賠償基準により、平成24年9月から平成25年3月まで月額5万円の賠償が認められているところ（丙C144）、この「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められない。

妊婦（例えば、原告（H-419）は、平成23年11月13日に原告（H-422）を出産した妊婦であった。）についても、「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められない。

（5）旧緊急時避難準備区域旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、旧緊急時避難準備区域を旧居住地とする原告らにつき、「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められない。

（2）旧居住地が旧一時避難要請区域であった原告らについて

（1）旧一時避難要請区域の概況

南相馬市は、平成23年3月16日、市民の生活の安全確保等を理由として、その独自の判断に基づいて、南相馬市の住民に対して一時避難を要請し、4月22日、一時避難要請区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅²⁶を許容する旨の見解を示した（丙A2・8頁）。

南相馬市のうち、30km圏内は帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解

除準備区域、旧緊急時避難準備区域に、30 km圏外であっても鹿島区樺原地区の一部は旧特定避難勧奨地点となっており、旧一時避難要請区域はその余の区域（鹿島区の大半、原町区の一部）である。

中間指針は、旧一時避難要請区域から現に避難した者に対し、平成23年7月末まで月額10万円（合計50万円）を賠償することとし（丙A2・14、18、23頁）、自主賠償基準は、避難の有無を問わず、9月30日まで月額10万円（合計70万円）を賠償することとしている（丙C19、20）。

(2) 平成23年9月までの損害

平成23年9月までの期間については、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

(3) 平成23年10～12月の状況

南相馬市が測定した、鹿島区役所を含む鹿島区内17箇所の9月29日から9月30日までの空間線量率（地上1m）は、0.08～2.89 μSv/h（0.21～15.00 mSv/y相当）であった（丙C72の2）。

南相馬市の旧一時避難要請区域の、南相馬市役所鹿島区役所（福島第一原発から約32 km）、鹿島公民館樺原分館（同約32 km）の10月31日から12月31日までの空間線量率は、0.28～1.8 μSv/h（1.26～9.3 mSv/y相当）であった（丙C91）。

南相馬市の旧一時避難要請区域を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、
原告（T-133）の旧居住地は南相馬市鹿島区南柚木の旧一時避難要請区域であるところ、平成23年11月5日第4次モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は、0.31 μSv/h（1.42 mSv/y相当）であった（甲B203別表1の38頁）。

同期間の南相馬市の空間線量率は0.05～24.00 μSv/h（0.05～126.11 mSv/y相当）、平均2.80 μSv/h（14.53 mSv/y相当）であるが、これは、小高区の帰還困難区域等を含んだ数値である。

南相馬市鹿島区の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる（丙C42、64、81～87、丙C125の1～3、丙C175、223～229、246、260、261）。

（4）平成24年1～8月の状況

鹿島区役所、鹿島公民館檜原分館の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.28 \sim 1.7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.26 \sim 8.7 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C71の2、丙C91）。

南相馬市が測定した、鹿島区役所を含む鹿島区内13箇所の平成24年3月17日から5月23日までの空間線量率（地上1m）は、 $0.18 \sim 2.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.74 \sim 13.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C125の2・3）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告澤田忠徳（T-133）の旧居住地の空間線量率は、 $0.33 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B203別表1の38頁）。

（5）平成24年9月以降の状況

鹿島区役所、鹿島公民館檜原分館の平成25年4月1日の空間線量率は、 $0.25 \sim 0.37 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.11 \sim 1.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C71の3）。

平成24年12月28日第6次モニタリングから平成25年11月19日第8次モニタリングまでの結果から計算した原告（T-133）の旧居住地の空間線量率は、 $0.15 \sim 0.26 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.58 \sim 1.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B203別表1の38頁）。

（6）平成23年10～12月の損害

上記（3）の事情に加え、平成23年10～12月については、鹿島区檜原字地蔵木（坂下橋付近）で $10 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を超える空間線量率が計測されていること（丙C72の2），収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認された

のが平成23年12月16日であること（丙C12），自主的避難等対象区域旧居住者につき，子供・妊婦は平成23年3～12月分が「中間指針等による賠償額」の対象となり（丙A3・6頁），子供・妊婦以外の者についても，後記のとおり平成23年12月分までの賠償が認められるべきことなどを考慮すると，檜原地区で20₅ mSv/y以上の追加被曝線量が見込まれた地点は特定避難勧奨地点に指定されていること，平成23年9月分まで合計70万円の「中間指針等による賠償額」が認められていること，公共サービス，生活関連サービスは概ね復旧していたことなどを考慮しても，旧一時避難要請区域旧居住者が平成23年10～12月に抱いていた放射線被曝に対する不安，今後の本件事故の進展に対する不安は，平成23年9₁₀月までと同等の程度とまでは認められないものの，引き続き賠償に値するものと認めるのが相当である。

その額は，平成23年10月1日から12月31日までの3か月間を包括して3万円程度と認めるのが相当である。

（7）平成24年1～8月の損害について

ア 子供・妊婦以外の者について

上記(4)の事情に加え，平成24年1～8月については，鹿島区檜原字地蔵木（坂下橋付近）においては引き続き10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていた（丙C125の2・26頁，丙C125の3・22頁）ものの，檜原地区で20mSv/y以上の追加被曝線量が見込まれた地点は特定避難勧奨地点に指定₂₀されていること，平成23年9月分まで合計70万円の「中間指針等による賠償額」が認められ，上記(6)のとおりさらに平成23年10～12月分として3万円の賠償が認められること，平成23年12月16日には収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認され，今後の本件事故の進展に関する不安も減少していたこと，公共サービス，生活関連サービスは概ね復旧していたことなどを考慮すれば，子供・妊婦以外の者については，平成24年1月以降，賠償すべき損害があるとは認められない。

イ 子供・妊婦について

他方、子供・妊婦（例えば、原告 (H-538) は、平成21年10月6日生の子供、原告 (T-754) は、平成17年12月9日生の子供、原告 (T-755) は、平成22年2月2日生の子供、原告 (T-842) は、平成6年10月4日生の子供であった。本件訴訟の原告に、旧一時避難要請区域旧居住者で平成24年1月以降に妊婦であった者はいない。）については、平成24年1月以降の不安が子供・妊婦以外の者に比べて大きかったであろうこと、旧一時避難要請区域よりも福島第一原発から遠い相馬市などの自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦には自主賠償基準により平成24年1～8月分として8万円の賠償が認められていること（丙C24）などを考慮すれば、旧一時避難要請区域旧居住者の子供・妊婦についても、自主的避難等対象区域旧居住者の子供・妊婦と同様、平成24年1～8月分として8万円（「中間指針等による賠償額」を超える損害としては、平成23年10～12月分3万円と合わせて合計11万円）の賠償を認めるのが相当である。

上記(5)の事情によれば、平成24年9月以降については、旧一時避難要請区域旧居住者の子供・妊婦について賠償すべき損害があるとは認められない。

(8) 旧一時避難要請区域の損害のまとめ

以上によれば、旧一時避難要請区域旧居住者のうち、子供・妊婦以外の者については、「中間指針等による賠償額」を超える損害として3万円を認める。

旧一時避難要請区域旧居住者のうち子供・妊婦については、「中間指針等による賠償額」を超える損害として合計11万円を認める。

12 旧居住地が旧屋内待避区域であった原告らについて

(1) 旧屋内待避区域の概況

原災本部長である内閣総理大臣は、3月15日、福島第一原発から30km圏内を屋内待避区域に指定した（丙C5）。4月22日、屋内待避区域の指定は解除された（丙C8、27）。

旧屋内待避区域のうち、計画的避難区域にも緊急時避難準備区域にも指定されなかったのは、いわき市のうち福島第一原発から30km圏内の区域（久之浜町、大久町、小川町、川前町の一部）のみである（丙C27）。

中間指針は、旧屋内待避区域から現に避難した者に対し、平成23年7月末まで月額10万円（合計50万円）を、旧屋内待避区域に滞在して屋内待避をしていた者に10万円を、それぞれ賠償することとし（丙A2），自主賠償基準は、避難の有無を問わず、9月30日まで月額10万円（合計70万円）を賠償することとしている（丙C20）。

（2）旧屋内待避区域を旧居住地とする原告はいないこと

⑩ 旧屋内待避区域を旧居住地とする原告は本件訴訟にいないから、同区域の旧居住者に「中間指針等による賠償額」を超える損害が生じたか否かは判断しない。

13 旧居住地が自主的避難等対象区域である原告らについて

（1）自主的避難等対象区域の概況

中間指針第一次追補は、県北地域、県中地域、相双地域、いわき地域の23市町村（避難指示等対象区域を除く。）を自主的避難等対象区域と定義している（丙A3・2～3頁）。

中間指針第一次追補は、避難の有無を問わず、自主的避難等対象区域の子供及び妊婦に対し、3月11日から12月31日までの損害として40万円を、子供及び妊婦以外の者に対し、本件事故発生当初の時期（概ね本件事故発生から4月22日頃までの時期が目安となる。）の損害として8万円を賠償することとし（丙A3・6～8頁、丙A7・13頁），自主賠償基準は、子供及び妊婦に対し、平成24年1月1日から8月31日までの損害として8万円を追加して賠償することとしている（丙C21、24）。

これらは、いずれも中間指針等に定める精神的損害の賠償額と認められるので（丙C24），これらの額を超える損害が認められるかを検討する。

このほか、自主賠償基準は、子供及び妊婦で実際に避難した者に20万円、平成

24年1月1日から8月31日までの追加的費用等につき4万円を、それぞれ賠償することとしているが、これらはいずれも追加的費用等に対する賠償であって、精神的損害に対する賠償ではないものと認める（丙C24）。

(2) 福島市

ア 平成23年3月の状況

福島市御山町おやまちょうに所在する県北保健福祉事務所事務局では、3月15日に24.24 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (127.37 mSv/y 相当) という、追加被曝線量100 mSv 相当値を超える空間線量率が計測され、3月27日の空間線量率も3.61 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (18.79 mSv/y 相当) に達していた（甲C157資料101、丙C122の3）。

3月15日に県北保健福祉事務所事務局で計測された24.24 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ という値は、この値が24時間365日継続すれば年間追加被曝線量127.37 mSv/y にも相当する値であるが、上記の値は一時的なものであり、その後の放射線量の推移によれば、福島市内の積算線量は、3月12日から4月5日までの積算で0.4~2.1 mSv 、3月12日から平成24年3月11日までの1年間の積算線量推定値（4月6日以降は4月5日の測定値が継続すると仮定）で2.4~16.8 mSv （丙C122の4・2頁）であり、福島市民の実際の追加被曝線量は20 mSv/y を超えるものではなかった。

3月15日に計測された上記放射線量は、2号機から放出された放射性物質を含む蒸気雲（ブルーム）が風に乗って北北西の方向に流れたためと考えられるが（甲B1の1本文編268~269頁、乙B173・17頁、丙B41の1・275~276頁、丙B53・21頁）、そのような情報は事前に住民に伝えられなかつたため、福島市民が適切な放射線被曝回避措置を取ることは困難であった。

3月17日から3月31日までにも、福島市杉妻町すぎつまちょうで2.0~8.0 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (10.3~41.9 mSv/y 相当)、福島市大波字滝ノ入たきのいりで4.0~18.3 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (20.8~96.1 mSv/y 相当)といった、20 mSv/y 相当

値を超える空間線量率が計測され、福島市荒井字原宿でも $0.5 \sim 1.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.4 \sim 5.1 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) の空間線量率が計測されていた（甲A25）。

福島市五老内町に所在する福島市役所（福島第一原発から約62km）の3月31日の空間線量率は $2.61 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($13.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，農業総合センター果樹研究所，福島西インターチェンジ，ふくしま自治研修センターの同日の空間線量率は $0.64 \sim 1.93 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.16 \sim 9.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C91）。

福島市では、本件地震により、14万7000戸の停電、市内全域の断水、大規模な電話の不通、2726戸のガス供給停止などが発生したが、平成23年4月頃までには、福島市内の公共サービス、生活関連サービスは概ね復旧していたものと認められる（丙C122の1～41、丙C266～268）。

イ 平成23年4月の状況

福島市役所、農業総合センター果樹研究所、福島西インターチェンジ、ふくしま自治研修センターの4箇所の4月1日から4月9日までの空間線量率は $0.62 \sim 2.31 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.05 \sim 11.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，福島市役所で $1.53 \sim 2.31 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($7.84 \sim 11.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり（丙C71の1），平成23年4月時点では、福島市役所のような市街地においても、 $1.0 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を超える線量が計測されていた。

上記4箇所に県北保健福祉事務所事務局を加えた5箇所の4月12日から4月14日までの空間線量率は、 $0.49 \sim 1.83 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.37 \sim 9.42 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C122の3）。

福島市杉妻町、大波字滝ノ入、荒井字原宿の4月1日から4月29日までの空間線量率は、 $0.1 \sim 3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.3 \sim 19.8 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲A25、丙C122の4）。

福島市役所の4月30日の空間線量率は $1.49 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($7.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)

mSv/y 相当)であった(丙C91)。

4月6日から4月29日にかけて第1次航空機モニタリングが実施され、福島市にも $1.9 \sim 3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.0 \sim 2.0 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)の区域が分布していることが確認された(甲B195)。

- 5 福島市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-62)
2) の旧居住地は福島市^{ささきの} 笹木野であるが、4月29日第1次航空機モニタリング結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $1.10 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($5.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の65頁)，福島市内の空間線量率は $0.05 \sim 3.20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 16.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，平均 $0.70 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

福島市が測定した、福島市役所を含む18箇所の5月2日から5月11日までの空間線量率は、 $0.20 \sim 2.87 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.84 \sim 14.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C122の5)。

- 16 県北保健福祉事務所事務局の5月12日の空間線量率は、 $1.45 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($7.42 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C122の5)。

福島市役所の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 $0.93 \sim 1.36 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.68 \sim 6.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C91)。

- 福島市が6月17日から6月20日まで行った全市一斉放射線量測定の結果、
20 1118地点中、 $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が93件、 $0.5 \sim 1.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が214件、 $1.0 \sim 1.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が321件、 $1.5 \sim 2.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が309件、 $2.0 \sim 2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が134件、 $2.5 \sim 3.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が33件、 $3.0 \sim 3.4 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が8件、 $3.4 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上が6件、市内19地区の平均空間線量率は $0.26 \sim 2.24 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.16 \sim 11.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，全市平均で $1.33 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($6.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B63，丙C122の28)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-622) の旧居住地の空間線量率は、
0.81～1.10 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.05～5.58 mSv/y 相当) (甲B203別表1の65頁)，福島市内の空間線量率は0.05～3.10 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05～1.6.11 mSv/y 相当)，平均0.58～0.79 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.84～3.95 mSv/y 相当) であった (甲B203別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

福島市役所の平成24年1月31日から2月16日までの空間線量率は、
1.06～1.08 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (5.37～5.47 mSv/y 相当) であった
(丙C91)。

福島市が平成24年3月8日から3月23日に行った市内2916地点の全市一斉放射線量測定の結果、783区画中、0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が29件、
0.23～0.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が144件、0.5～0.75 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が
212件、0.75～1.0 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が178件、1.0～1.25
 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が146件、1.25～1.5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が39件、1.5～
1.75 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が23件、1.75～2.0 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が10件、
2.0～2.25 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満が2件、平均0.77 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (3.8
 mSv/y 相当) で、全体の71.9%が1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満であり、2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$
以上の区画が存在するのは大波地区と渡利地区であった (甲B63、丙C122の
18)。

福島市内22箇所の平成24年4月1日の空間線量率は、0.04～1.39
 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0～7.11 mSv/y 相当) であった (丙C71の2)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングから計算した原告 (T-622)
の旧居住地の空間線量率は0.82 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.11 mSv/y 相
當) (甲B203別表1の65頁)，福島市内の空間線量率は0.05～1.90
 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05～9.79 mSv/y 相当)，平均0.47 $\mu\text{Sv}/\text{h}$

(2. 26 mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

福島市が平成25年3月1日から3月15日までに行った全市一斉放射線量測定の結果、916区画中、0.23 μSv/h未満が48件、0.23～0.5 μSv/h未満が389件、0.5～0.75 μSv/h未満が258件、0.75～1.0 μSv/h未満が175件、1.0～1.25 μSv/h未満が34件、1.25～1.5 μSv/h未満が9件、1.5～1.75 μSv/h未満が3件、平均0.56 μSv/h(2.74 mSv/y相当)であり、95.0%が1.0 μSv/h未満であった(甲B63、丙C122の28)。

平成25年4月1日から平成29年3月2日までの福島市内22箇所の空間線量率は、0.04～0.63 μSv/h(0～3.11 mSv/y相当)であった(丙C56、丙C71の3～5、丙C202、211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空モニタリングまでの結果から計算した原告(T-622)の旧居住地の空間線量率は0.47～0.67 μSv/h(2.26～3.32 mSv/y相当)(甲B203別表1の65頁)、福島市内の空間線量率は、0.05～1.50 μSv/h(0.05～7.68 mSv/y相当)、平均0.33～0.41 μSv/h(1.53～1.95 mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

② (3) 二本松市

ア 平成23年3月の状況

二本松市太田では、3月17日から3月31日までに、1.1～5.2 μSv/h(5.6～27.2 mSv/y相当)といった、20 mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていた(甲A25)。

二本松市による測定では、平成23年3月、二本松市岩代支所で10 μSv/h(5.2 mSv/y相当)、二本松市役所本庁(福島第一原発から約5.6 km)でも8

$\mu \text{Sv}/\text{h}$ 以上 ($4.2 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) といった、 $2.0 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を大きく上回る空間線量率が測定されていた (丙C 276)。

二本松市役所、二本松市役所東和支所の 3月 31日の空間線量率は $1.64 \sim 3.3 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($8.42 \sim 17.2 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C 91)。

⑥ 二本松市の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (丙C 119 の 1~3、丙C 276、277)。

イ 平成 23 年 4 月の状況

二本松市役所、二本松市役所東和支所の 4月 1日から 4月 30 日までの空間線量率は、 $0.77 \sim 2.93 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($3.63 \sim 15.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) で ¹⁰ あった (丙C 71 の 1、丙C 91、92)。

二本松市の測定では、二本松市役所本庁、安達支所、岩代支所、東和支所の 4月 1日から 4月 15 日までの空間線量率は、 $0.78 \sim 3.11 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($3.89 \sim 16.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C 276)。

二本松市太田の 4月 3日から 4月 20 日までの空間線量率は、 $0.8 \sim 2.2 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($4.0 \sim 11.4 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲A 25)。

二本松市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-1257) の旧居住地は二本松市針道であるが、4月 29 日第 1 次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $1.20 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($6.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B 203 別表 1 の 101 頁)、二本松市内の空間線量率は $0.05 \sim 3.50 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 18.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $1.12 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($5.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B 203 別表 2)。

ウ 平成 23 年 5 ~ 12 月の状況

二本松市役所東和支所、二本松市田沢集会場の 5月 31日から 12月 31 日までの空間線量率は、 $0.4 \sim 0.64 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.9 \sim 3.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相當) であった (丙C 91)。

二本松市が測定した、二本松市役所本庁、安達支所、岩代支所、東和支所の 5月

1日から5月15日までの空間線量率は、 $0.59 \sim 1.89 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($2.89 \sim 9.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C276)。

福島県や二本松市が測定した、二本松市役所東和支所、二本松市田沢集会場、二本松市役所安達支所、二本松市役所岩代支所の6月1日から10月1日までの空間線量率は $0.38 \sim 1.67 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.79 \sim 8.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、原
子力災害対策現地本部及び福島県が測定した、二本松市沼ヶ作、坊主滝、針道の7月19日の空間線量率は $0.21 \sim 3.52 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.89 \sim 18.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C92)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1257) の旧居住地の空間線量率は $0.76 \sim 1.10 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.79 \sim 5.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B20
3別表1の101頁)、二本松市内の空間線量率は $0.05 \sim 3.50 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($0.05 \sim 18.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $0.96 \sim 1.27 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($4.84 \sim 6.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

15 エ 平成24年1~8月の状況

二本松市内の2~17箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.22 \sim 0.87 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.95 \sim 4.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた(丙C71の2、丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (T-1257) の旧居住地の空間線量率は $0.86 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の101頁)、二本松市内の空間線量率は $0.12 \sim 1.90 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.42 \sim 10.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $0.89 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

二本松市内の18箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、 $0.07 \sim 0.76 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.16 \sim 3.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) で

あった（丙C56, 丙C71の3~6, 丙C202, 211）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1257)

の旧居住地の空間線量率は $0.49 \sim 0.86 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.37 \sim 4.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の101頁), 二本松市内の空間線量率は, $0.05 \sim 1.90 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 9.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

(4) 伊達市

ア 伊達市の概況

10 伊達市のうち, 灵山町上小国, 下小国, 石田, 月館町月館, 保原町富沢には特定避難勧奨地点に指定された地点があり, 平成24年12月14日に解除された (丙C11の1~3)。

その余の地域は自主的避難等対象区域である。

イ 平成23年3月の状況

15 伊達市保原町舟橋に所在する伊達市役所保原本庁舎 (福島第一原発から約 6.1km) の3月31日の空間線量率は, $2.25 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($11.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

伊達市靈山町では, 3月17日から3月30日までに, $3.6 \sim 14.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($18.7 \sim 73.5 \text{mSv}/\text{y}$) といった, $20 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を20超える空間線量率が計測されていた (甲A25)。

伊達市の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (丙C281)。

ウ 平成23年4月の状況

伊達市役所保原本庁舎の4月1日から4月30日までの空間線量率は, $1.21 \sim 2.09 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($6.16 \sim 10.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

伊達市靈山町では、4月1日から4月29日までに、 $2.1 \sim 4.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($10.8 \sim 20.8 \text{mSv}/\text{y}$)といった、 $20 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を超える空間
線量率が計測されていた(甲A25)。

伊達市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告(H-16)
の旧居住地は伊達市梁川町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果
から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)
であった(甲B203別表1の1頁)。伊達市内の空間線量率は
 $0.37 \sim 6.30 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.74 \sim 32.94 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均
 $1.32 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($6.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)であった(甲B203別表2)が、
これは、伊達市内の特定避難勧奨地点を含んだ数値である。甲B203別表2の元
データは、別表1の原告ら旧居住地のデータに限らず、航空機モニタリングの全データ
(特定避難勧奨地点を含む。)を元にしているものと認められ(甲B203・7
頁)、伊達市の自主的避難等対象区域を旧居住地とする原告らの中には、4月29日
の旧居住地の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($20 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)を超える者は
いない(甲B203別表1)。

第1次航空機モニタリング結果を色分けした図(甲B195)を見ても、伊達市
南東部(靈山町石田、月館町月館地区)に、飯館村から続く、 $3.8 \sim 9.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$
を示す黄色の領域が広がっている。

エ 平成23年5~12月の状況

伊達市役所保原本序舎の5月31日の空間線量率は $1.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($5.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、小国ふれあいセンター、下小国中央集会所、靈山パー
キング、月館相賀公民館の6月30日から12月31日までの空間線量率は
 $0.84 \sim 2.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.21 \sim 11.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)であった(丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリング
までの結果から計算した原告(H-16)の旧居住地の空間線量率は

0. 43～0. 54 μ Sv/h (2. 05～2. 63 mSv/y相当) であった
(甲B203別表1の1頁)。伊達市内の空間線量率は0. 23～6. 80
 μ Sv/h (1. 00～30. 32 mSv/y相当), 平均0. 80～1. 43
 μ Sv/h (4. 00～7. 32 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)
が, これは, 伊達市内の特定避難勧奨地点を含んだ数値である。

才 平成24年1～8月の状況

伊達市役所保原本庁舎を含む, 伊達市内の4～14箇所の平成24年1月31日
から4月12日までの空間線量率は, 0. 17～1. 59 μ Sv/h (0. 68～
8. 16 mSv/y相当) であった(丙C71の2, 丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告
(H-16) の旧居住地の空間線量率は0. 46 μ Sv/h (2. 21 mSv/y
相当) であった(甲B203別表1の1頁)。伊達市内の空間線量率は, 0. 29～
3. 90 μ Sv/h (1. 32～20. 32 mSv/y相当), 平均0. 92
 μ Sv/h (4. 63 mSv/y相当) であった(甲B203別表2) が, これは,
伊達市内の特定避難勧奨地点を含んだ数値である。

カ 平成24年9月以降の状況

伊達市役所保原本庁舎を含む, 伊達市内の14～15箇所のモニタリング地点の
平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0. 05～
0. 58 μ Sv/h (0. 05～2. 84 mSv/y相当) であった(丙C56,
丙C71の3～5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-16) の旧居
住地の空間線量率は, 0. 25～0. 40 μ Sv/h (1. 11～1. 89
mSv/y相当) (甲B203別表1の1頁), 伊達市内の空間線量率は, 0. 15
～3. 00 μ Sv/h (0. 58～15. 58 mSv/y相当), 平均0. 58～
0. 71 μ Sv/h (2. 84～3. 53 mSv/y相当) であった(甲B203

別表2)が、これは、伊達市内の特定避難勧奨地点を含んだ数値である。

(5) 本宮市

ア 平成23年3月の状況

本宮市役所(福島第一原発から約57km)の3月31日の空間線量率は、
2.11 μ Sv/h (10.89 mSv/y相当)であった(丙C91)。

本宮市の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる(弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

本宮市役所の4月1日から4月30日までの空間線量率は、1.06~2.09
 μ Sv/h (5.37~10.79 mSv/y相当)であった(丙C71の1、丙
C91)。

本宮市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告(T-35)
1)の旧居住地は本宮市であるが、4月29日第1次航空機モニタリング結果から
計算した同原告の旧居住地の空間線量率は1.50 μ Sv/h (7.68
mSv/y相当)(甲B203別表1の50頁)、本宮市内の空間線量率は0.61
~2.20 μ Sv/h (3.00~11.37 mSv/y相当)、平均1.24
 μ Sv/h (6.32 mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

本宮市役所、白沢総合支所、旧白沢総合支所の5月31日から12月31日まで
の空間線量率は、0.52~0.9 μ Sv/h (2.53~4.5 mSv/y相
当)であった(丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリング
までの結果から計算した原告(T-351)の旧居住地の空間線量率は
1.00~1.40 μ Sv/h (5.05~7.16 mSv/y相当)(甲B203
別表1の50頁)、本宮市内の空間線量率は0.55~3.10 μ Sv/h
(2.68~16.11 mSv/y相当)、平均1.02~1.44 μ Sv/h

(5. 16~7. 37 mSv/y相当) であった。

エ 平成24年1~8月の状況

本宮市の2~7箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、
0.18~0.65 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.74~3.21 mSv/y相当) であった
（丙C71の2, 丙C91）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告
(T-351) の旧居住地の空間線量率は0.84 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.21
mSv/y相当) (甲B203別表1の50頁), 本宮市内の空間線量率は0.48
~1.90 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.32~9.79 mSv/y相当), 平均0.98
 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.95 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

本宮市の7箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率
は、0.07~0.26 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.16~1.53 mSv/y相当) であつ
た (丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-351) の
旧居住地の空間線量率は0.54~0.67 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.63~3.32
mSv/y相当) (甲B203別表1の50頁), 本宮市内の空間線量率は0.30
~1.30 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.37~6.63 mSv/y相当), 平均0.58~
0.73 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.84~3.63 mSv/y相当) であった (甲B203
別表2)。

(6) 桑折町

ア 平成23年3月の状況

桑折町 (測定場所不詳) においては、3月20日から3月22日までに、
3.98~6.33 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (20.74~33.11 mSv/y相当) といつ
た, 20 mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていた (丙C135の

1)。

福島北警察署桑折分庁舎（福島第一原発から約6.6km）の3月31日の空間線量率は $2.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $10.8\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（丙C91）。

桑折町の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していくものと認められる（丙C135の1～6）。

イ 平成23年4月の状況

福島北警察署桑折分庁舎の4月1日から4月30日までの空間線量率は $1.18\sim2.02\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $6.00\sim10.42\text{mSv}/\text{y}$ 相当）、桑折町が測定した桑折町内4箇所（桑折公民館、睦合公民館、伊達崎公民館、半田公民館）の4月2日から4月30日までの空間線量率は $0.74\sim1.02\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $3.68\sim5.16\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（丙C71の1、丙C135の3、丙C136）。

桑折町を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告（H-73）の旧居住地は桑折町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $1.10\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $5.58\text{mSv}/\text{y}$ 相当）（甲B203別表1の5頁）、桑折町内の空間線量率は、 $0.20\sim1.70\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $0.84\sim8.74\text{mSv}/\text{y}$ 相当）、平均 $1.07\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $5.42\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（甲B203別表2）。

ウ 平成23年5～12月の状況

福島北警察署桑折分庁舎の5月31日から12月31日までの空間線量率は $0.67\sim0.98\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $3.32\sim4.95\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（丙C91）。

桑折町が測定した、桑折町内4～5箇所の5月1日から12月28日までの空間線量率は $0.44\sim0.97\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $2.11\sim4.89\text{mSv}/\text{y}$ 相当）、町民運動場、桑折テニスコート、ふれあい公園、桑折町内11の児童館、保育所、幼稚園、小中学校の、6月1日から6月14日までの空間線量率（地上50cm）は、

0. 65～3. 28 μ Sv/h (3. 21～1. 7. 05 mSv/y相当) であった
(丙C 135の4, 丙C 136)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-73) の旧居住地の空間線量率は 0. 69～1. 20 μ Sv/h (3. 42～6. 11 mSv/y相当) (甲B 203 別表1の5頁), 桑折町内の空間線量率は 0. 17～1. 90 μ Sv/h (0. 68～9. 79 mSv/y相当), 平均 0. 71～1. 05 μ Sv/h (3. 53～5. 32 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

桑折町の1～4箇所のモニタリング地点の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0. 19～0. 71 μ Sv/h (0. 79～3. 53 mSv/y相当) であった (丙C 71の2, 丙C 91)。

桑折町が測定した5箇所の平成24年1月4日から8月31日までの空間線量率は, 0. 33～0. 72 μ Sv/h (1. 53～3. 58 mSv/y相当) であつた (丙C 136)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (H-73) の旧居住地の空間線量率は 0. 68 μ Sv/h (3. 37 mSv/y相当) (甲B 203別表1の5頁), 桑折町内の空間線量率は 0. 19～1. 20 μ Sv/h (0. 79～6. 11 mSv/y相当), 平均 0. 68 μ Sv/h (3. 37 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

桑折町の4箇所のモニタリング地点の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は 0. 05～0. 34 μ Sv/h (0. 05～1. 58 mSv/y相当), 桑折町が測定した5箇所の平成24年9月3日から平成28年7月22日までの空間線量率は 0. 08～0. 53 μ Sv/h (0. 21～2. 58 mSv/y相当) であった (丙C 56, 丙C 71の3～5, 丙C 136, 丙C 20

2, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-73) の旧居住地の空間線量率は $0.30 \sim 0.57 \mu\text{Sv/h}$ ($1.37 \sim 2.79 \text{mSv/y}$ 相当) (甲B203別表1の45頁), 桑折町内の空間線量率は $0.10 \sim 1.02 \mu\text{Sv/h}$ ($0.32 \sim 5.16 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.39 \sim 0.55 \mu\text{Sv/h}$ ($1.84 \sim 2.68 \text{mSv/y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

(7) 国見町

⑩ ア 平成23年3月の状況

国見町役場 (福島第一原発から約 6.6 km) の3月31日の空間線量率は $1.15 \mu\text{Sv/h}$ (5.84mSv/y 相当) であった (丙C91)。

国見町の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (弁論の全趣旨)。

⑪ イ 平成23年4月の状況

国見町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は, $0.69 \sim 1.21 \mu\text{Sv/h}$ ($3.42 \sim 6.16 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

国見町を旧居住地とする原告らは相当数おり, 例えば, 原告 (H-28) の旧居住地は国見町であるが, 4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $1.10 \mu\text{Sv/h}$ (5.58mSv/y 相当) (甲B203別表1の2頁), 国見町内の空間線量率は, $0.47 \sim 1.50 \mu\text{Sv/h}$ ($2.26 \sim 7.68 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.99 \mu\text{Sv/h}$ (5.00mSv/y 相当) であった (甲B203別表2)。

⑫ ウ 平成23年5~12月の状況

国見町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は, $0.39 \sim$

0. 55 μ Sv/h (1. 84~2. 68 mSv/y相当) であった (丙C 91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-28) の旧居住地の空間線量率は 0. 62~0. 99 μ Sv/h (3. 05~5. 00 mSv/y相当) (甲B 203 別表1の2頁), 国見町内の空間線量率は 0. 32~1. 40 μ Sv/h (1. 47~7. 16 mSv/y相当), 平均 0. 61~0. 96 μ Sv/h (3. 00~4. 84 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

国見町役場の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0. 23~0. 35 μ Sv/h (1. 00~1. 63 mSv/y相当) であった (丙C 71の2, 丙C 91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (H-28) の旧居住地の空間線量率は 0. 52 μ Sv/h (2. 53 mSv/y相当) (甲B 203別表1の2頁), 国見町内の空間線量率は 0. 35~1. 20 μ Sv/h (1. 63~6. 11 mSv/y相当), 平均 0. 63 μ Sv/h (3. 11 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

国見町役場の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0. 05~0. 22 μ Sv/h (0. 05~0. 95 mSv/y相当) であった (丙C 56, 丙C 71の3~5, 丙C 202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-28) の旧居住地の空間線量率は 0. 27~0. 40 μ Sv/h (1. 21~1. 89 mSv/y相当) (甲B 203別表1の2頁), 国見町内の空間線量率は 0. 20~0. 84 μ Sv/h (0. 84~4. 21 mSv/y相当), 平均 0. 36~0. 48 μ Sv/h (1. 68~2. 32 mSv/y相当) であった (甲B 203

別表2)。

(8) 川俣町

ア 川俣町の概況

川俣町のうち、山木屋地区の一部は居住制限区域、避難指示解除準備区域（平成29年3月31日解除予定）であり（丙C27～29, 237），その余は自主的避難等対象区域である。

イ 平成23年3月の状況

川俣町役場（福島第一原発から約47km）の3月31日の空間線量率は $1.7\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $8.7\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（丙C91）。

川俣町の自主的避難等対象区域（福島第一原発から約47km）において、3月17日から3月29日までに、 $1.6 \sim 6.7\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $8.2 \sim 35.1\text{mSv}/\text{y}$ 相当）といった、 $20\text{mSv}/\text{y}$ 相当値を超える空間線量率が計測されていた（甲A25）。

川俣町の自主的避難等対象区域の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる（丙C131，弁論の全趣旨）。

ウ 平成23年4月の状況

川俣町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、 $0.74 \sim 1.65\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $3.7 \sim 8.47\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（丙C71の1，丙C91）。

川俣町の自主的避難等対象区域では、4月4日から4月29日までに、 $0.6 \sim 2.3\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $2.9 \sim 11.9\text{mSv}/\text{y}$ 相当）の空間線量率が計測されていた（甲A25）。

川俣町の自主的避難等対象区域を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告（H-141）の旧居住地は川俣町の自主的避難等対象区域であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $1.20\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ $6.11\text{mSv}/\text{y}$ 相当）であった（甲B20）。

3別表1の8頁)。川俣町内の空間線量率は0.79~12.00 μ Sv/h (3.95~62.95mSv/y相当), 平均2.17 μ Sv/h (11.21mSv/y相当)であるが(甲B203別表2), これは, 山木屋地区の居住制限区域, 避難指示解除準備区域を含んだ数値である。

5. 工 平成23年5~12月の状況

川俣町役場の5月31日から12年31日までの空間線量率は0.53~0.72 μ Sv/h (2.58~3.58mSv/y相当)であった(丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告(H-141)の旧居住地の空間線量率は0.76~1.40 μ Sv/h (3.79~7.16mSv/y相当)であった(甲B203別表1の8頁)。川俣町内の空間線量率は0.51~13.00 μ Sv/h (2.47~68.21mSv/y相当), 平均1.61~2.13 μ Sv/h (8.26~11.00mSv/y相当)であるが(甲B203別表2), これは, 山木屋地区の居住制限区域, 避難指示解除準備区域を含んだ数値である。

オ 平成24年1~8月の状況

山木屋地区を除く, 川俣町の自主的避難等対象区域の1~4箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0.21~0.57 μ Sv/h (0.89~2.79mSv/y相当)であった(丙C71の2, 丙C91)。

20 平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(H-141)の旧居住地の空間線量率は0.85 μ Sv/h (4.26mSv/y相当)であった(甲B203別表1の8頁)。川俣町内の空間線量率は0.47~6.60 μ Sv/h (2.26~34.53mSv/y相当), 平均1.39 μ Sv/h (7.11mSv/y相当)であるが(甲B203別表2), これは, 山木屋地区の居住制限区域, 避難指示解除準備区域を含んだ数値である。

カ 平成24年9月以降の状況

山木屋地区を除く、川俣町の自主的避難等対象区域の4箇所のモニタリング地点の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、0.04～0.28 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0～1.26 mSv/y 相当) であった（丙C56, 丙C71の3～6, 丙C202, 211）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（H-141）の旧居住地の空間線量率は0.53～0.78 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.58～3.89 mSv/y 相当) であった（甲B203別表1の8頁）。川俣町内の空間線量率は0.29～4.40 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.32～22.95 mSv/y 相当), 平均0.88～0.98 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.42～4.95 mSv/y 相当) であるが（甲B203別表2），これは、山木屋地区の居住制限区域，避難指示解除準備区域を含んだ数値である。

(9) 大玉村

ア 平成23年3月の状況

大玉村役場（福島第一原発から約60km）の3月31日の空間線量率は1.63 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (8.37 mSv/y 相当) であった（丙C91）。

大玉村の公共サービス，生活関連サービスは，本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる（弁論の全趣旨）。

イ 平成23年4月の状況

大玉村役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は，0.68～1.58 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (3.37～8.11 mSv/y 相当) であった（丙C71の1, 丙C91）。

大玉村を旧居住地とする原告らは相当数おり，例えば，原告（T-162）の旧居住地は大玉村であるが，4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は1.50 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (7.68 mSv/y 相当)（甲B203別表1の95頁），大玉村内の空間線量率は0.05

～1.70 μ Sv/h (0.05～8.74 mSv/y相当), 平均0.60 μ Sv/h (2.95 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5～12月の状況

大玉村役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は, 0.47～0.62 μ Sv/h (2.26～3.05 mSv/y相当) であった (丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1162) の旧居住地の空間線量率は, 1.00～1.40 μ Sv/h (5.05～7.16 mSv/y相当) (甲B203別表1の95頁), 大玉村内の空間線量率は0.05～2.10 μ Sv/h (0.05～10.84 mSv/y相当), 平均0.52～0.71 μ Sv/h (2.53～3.53 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

大玉村の1～3箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0.14～0.42 μ Sv/h (0.53～2.00 mSv/y相当) であった (丙C71の2, 丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (T-1162) の旧居住地の空間線量率は, 1.10 μ Sv/h (5.58 mSv/y相当) (甲B203別表1の95頁), 大玉村内の空間線量率は0.15～1.60 μ Sv/h (0.58～8.21 mSv/y相当), 平均0.47 μ Sv/h (2.26 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

大玉村の2～3箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0.06～0.31 μ Sv/h (0.11～1.42 mSv/y相当) であった (丙C56, 丙C71の3～5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-116

2) の旧居住地の空間線量率は、 $0.74 \sim 0.83 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.68 \sim 4.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の95頁), 大玉村内の空間線量率は $0.08 \sim 1.20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.21 \sim 6.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.30 \sim 0.36 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.37 \sim 1.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった⁶ (甲B203別表2)。

(10) 郡山市

ア 平成23年3月の状況

郡山市に所在する福島県郡山合同庁舎では、3月15日に $8.26 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($43.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 3月24日に $4.05 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($21.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) といった、 $20 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を超える空間放射線量が計測されていた (丙C123の1)。

郡山市大槻町の3月26日から3月30日までの空間線量率は、 $1.3 \sim 2.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($6.6 \sim 11.4 \text{mSv}/\text{y}$) であった (甲A25)。

郡山市役所 (福島第一原発から約60km) を含む5箇所の3月31日の空間線量率は、 $1 \sim 2.12 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($5 \sim 10.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

郡山市では、本件地震により、約3万7000戸の断水、約3万6000戸の停電、836戸のガス供給停止などが発生したが、平成23年4月頃までには、郡山市内の公共サービス、生活関連サービスは概ね復旧していたものと認められる (丙C123の1~13, 丙C269~271)。

イ 平成23年4月の状況

郡山市役所を含む5箇所の4月1日から4月30日までの空間線量率は、 $0.3 \sim 2.14 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.4 \sim 11.05 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

郡山市大槻町の4月1日から4月29日までの空間線量率は、 $0.4 \sim 1.4 \text{mSv}/\text{y}$ ($1.9 \sim 7.2 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲A25)。

郡山市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-11)

13) の旧居住地は郡山市であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.98 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の93頁), 郡山市内の空間線量率は $0.05 \sim 1.80 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 9.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.55 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

郡山市内4~5箇所の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 $0.2 \sim 1.36 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.8 \sim 6.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

10) 郡山市が測定した、市内14箇所の行政センターの駐車場中央及び建物入口の7月14日の空間線量率(地上1m)は、 $0.21 \sim 1.07 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.89 \sim 5.42 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C123の2, 丙C270)。

被告国、福島県、郡山市が合同で平成23年7月下旬に測定した郡山市内の道路上の空間放射線量は、 $0.13 \sim 2.81 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.47 \sim 14.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C123の3, 丙C271)。

郡山市池ノ台に所在する荒池西公園は、平成23年7月26日の放射線量調査で、地上50cmで平均 $3.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($18.2 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 部分的に $4.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($21.9 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) といった $20 \text{mSv}/\text{y}$ を超える空間線量率が計測されたため、公園の利用が制限され、郡山市において除染実証実験が行われた (丙C123の3, 丙C271)。

郡山市が測定した、市内の道路1077箇所の平成23年8月の空間線量率は、 $0.13 \sim 0.95 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.47 \sim 4.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C123の7~13)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1113) の旧居住地の空間線量率は $0.80 \sim 1.00 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($4.00 \sim 5.05 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203)

別表1の93頁), 郡山市内の空間線量率は $0.05 \sim 1.80 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($0.05 \sim 9.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.47 \sim 0.62 \mu\text{Sv}/\text{h}$
($2.26 \sim 3.05 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

6 郡山市内4~28箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, $0.06 \sim 1.32 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.11 \sim 6.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C71の2, 丙C91)。

郡山市が測定した, 市内の道路1077箇所の平成24年8月の空間線量率は, $0.10 \sim 0.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 2.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった
10 (丙C123の7~13)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告
(T-1113) の旧居住地の空間線量率は $0.66 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の93頁), 郡山市内の空間線量率は $0.05 \sim 1.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 7.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.39 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.84 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

郡山市内28箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, $0.04 \sim 0.94 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0 \sim 4.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった
15 (丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

20 郡山市が測定した, 市内の道路1077箇所の平成25年8月の空間線量率は
 $0.10 \sim 0.34 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 1.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平成26年
6~12月の空間線量率は $0.10 \sim 0.27 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 1.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)
25 であった(丙C123の7~13)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
25 第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1113)
の旧居住地の空間線量率は $0.36 \sim 0.54 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.68 \sim 2.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)

mSv/y 相当) (甲B203別表1の93頁), 郡山市内の空間線量率は $0.05 \sim 0.97 \mu Sv/h$ ($0.05 \sim 4.89 mSv/y$ 相当), 平均 $0.27 \sim 0.32 \mu Sv/h$ ($1.21 \sim 1.47 mSv/y$ 相当) であった (甲B203別表2)。

6 (11) 須賀川市

ア 平成23年3月の状況

須賀川市役所 (福島第一原発から約60km) の3月20日から3月31日までの空間線量率 (須賀川市による簡易測定参考値を含む。) は, $0.24 \sim 1.90 \mu Sv/h$ ($1.05 \sim 9.79 mSv/y$ 相当) であった (丙C91, 117)。

10 須賀川市役所は, 一時, 須賀川市体育館に機能を移転していたが, 公共サービス, 生活関連サービスの提供は概ね継続されていたものと認められる (丙C114~116, 278~280)。

イ 平成23年4月の状況

須賀川市役所の4月1日から4月30日までの空間線量率は, $0.3 \sim 0.42 \mu Sv/h$ ($1.4 \sim 2.00 mSv/y$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

須賀川市を旧居住地とする原告らは相当数おり, 例えば, 原告 (T-459) の旧居住地は須賀川市であるが, 4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.73 \mu Sv/h$ ($3.63 mSv/y$ 相当) (甲B203別表1の56頁), 須賀川市内の空間線量率は $0.12 \sim 1.40 \mu Sv/h$ ($0.42 \sim 7.16 mSv/y$ 相当), 平均 $0.60 \mu Sv/h$ ($2.95 mSv/y$ 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

福島県や須賀川市が測定した, 須賀川市役所本庁, 長沼支所, 岩瀬支所の5月1日から12月31日までの空間線量率は, $0.22 \sim 1.61 \mu Sv/h$ ($0.95 \sim 8.26 mSv/y$ 相当) であった (丙C91, 278~280)。

須賀川市が測定した、市内多数箇所の7月6日から9月20日までの空間線量率は、 $0.11 \sim 2.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 1.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C 278～280）。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（T-459）の旧居住地の空間線量率は $0.68 \sim 0.87 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.37 \sim 4.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)（甲B 203別表1の56頁），須賀川市内の空間線量率は $0.10 \sim 1.90 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 9.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，平均 $0.54 \sim 0.74 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.63 \sim 3.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B 203別表2）。

10 エ 平成24年1～8月の状況

須賀川市内2～11箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.11 \sim 0.79 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 3.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C 71の2，丙C 91）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告（T-459）の旧居住地の空間線量率は $0.61 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($3.00 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)（甲B 203別表1の56頁），須賀川市内の空間線量率は $0.13 \sim 1.30 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.47 \sim 6.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)，平均 $0.51 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B 203別表2）。

オ 平成24年9月以降の状況

須賀川市内11箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は $0.06 \sim 0.34 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.11 \sim 1.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C 56，丙C 71の3～5，丙C 202，211）。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（T-459）の旧居住地の空間線量率は $0.37 \sim 0.44 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.74 \sim 2.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)（甲B 203別表1の56頁），須賀川市内の空間線量率は

0. 09~1. 02 μ Sv/h (0. 26~5. 16 mSv/y相当), 平均
0. 31~0. 38 μ Sv/h (1. 42~1. 79 mSv/y相当) であった
(甲B203別表2)。

(12) 田村市

ア 田村市の概況

20 km圏内である田村市都路町古道の一部は避難指示解除準備区域（平成26年4月1日解除）に指定されていた（丙C28, 丙C31の1・2）。

概ね30 km圏内である都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根（20 km圏内の旧避難指示解除準備区域を除く。）は、旧緊急時避難準備区域（9月30日解除）に指定されていた（丙C8, 27）。

その余の区域は、自主的避難等対象区域である。

イ 平成23年3~12月の状況

田村市の30 km圏外のモニタリング地点の平成23年3~12月の空間線量率は、本件証拠上明らかでない。

田村市の30 km圏外の平成23年12月28日から平成24年1月6日の空間線量率は、0. 2~0. 7 μ Sv/h (0. 8~3. 5 mSv/y相当) であった（丙C70・2頁）。

田村市の自主的避難等対象区域を旧居住地とする原告らは相当数いるが、例えば、原告（H-533）の旧居住地は田村市船引町成田の自主的避難等対象区域であるが、4月29日第1次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は、0. 45~0. 64 μ Sv/h (2. 16~3. 16 mSv/y相当) であった（甲B203別表1の30頁）。田村市内の空間線量率は、0. 15~9. 50 μ Sv/h (0. 58~49. 79 mSv/y相当), 平均0. 78~1. 25 μ Sv/h (3. 89~6. 37 mSv/y相当) であった（甲B203別表2）が、これは、田村市内の旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域を含んだ数値である。

田村市役所は田村市船引町船引字馬場（福島第一原発から約41km）の自主的避難等対象区域に所在し、平成26年10月に田村市船引町船引字畠添の新庁舎に移転したが、田村市の自主的避難等対象区域の公共サービス、生活関連サービスは、平成23年3月時点でも概ね継続されていたものと認められる（丙C79, 259, 313~318）。

ウ 平成24年1~8月の状況

旧田村市役所駐車場（現田村市図書館）を含む田村市の30km圏外12箇所の平成24年4月1日から4月12日までの空間線量率は、0.08~0.50 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.21~2.42 mSv/y 相当) であった（丙C71の2）。

10 平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(H-533) の旧居住地の空間線量率は0.48 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.32 mSv/y 相当) であった。田村市内の空間線量率は、0.13~2.60 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.47~13.47 mSv/y 相当)，平均0.58 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.84 mSv/y 相当) であった（甲B203別表2）が、これは、田村市内15 の旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域を含んだ数値である。

エ 平成24年9月以降の状況

田村市の30km圏外12箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、0.05~0.39 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0~1.84 mSv/y 相当) であった（丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211）。

20 平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-533) の旧居住地の空間線量率は0.27~0.36 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.21~1.68 mSv/y 相当) であった（甲B203別表1の30頁）。田村市内の空間線量率は0.06~1.70 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.11~8.74 mSv/y 相当)，平均25 0.38~0.44 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.79~2.11 mSv/y 相当) であった（甲B203別表2）が、これは、田村市内の旧避難指示解除準備区域、旧緊急時

避難準備区域を含んだ数値である。

(13) 鏡石町

ア 平成23年3月の状況

かがみいしまち
鏡石町役場（福島第一原発から約64km）の3月31日の空間線量率は⁵ $0.49 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($2.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C91）。

鏡石町の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる（弁論の全趣旨）。

イ 平成23年4月の状況

鏡石町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、¹⁰ $0.34 \sim 0.46 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.58 \sim 2.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C71の1、丙C91）。

鏡石町を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告（T-358）の旧居住地は鏡石町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は¹⁵ $0.35 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり（甲B203別表1の51頁）、鏡石町内の空間線量率は²⁰ $0.26 \sim 0.63 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.16 \sim 3.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均²⁵ $0.40 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B203別表2）。

ウ 平成23年5～12月の状況

鏡石町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、²⁰ $0.2 \sim 0.29 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.8 \sim 1.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C91）。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（T-358）の旧居住地の空間線量率は²⁵ $0.20 \sim 0.33 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.84 \sim 1.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり（甲B203別表1の51頁）、鏡石町内の空間線量率は³⁰ $0.15 \sim 0.66 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.58 \sim 3.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均³⁵ $0.26 \sim 0.39 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.16 \sim 1.84 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（甲B203別表2）。

エ 平成24年1～8月の状況

鏡石町役場の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、
0.15～0.19 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.58～0.79 mSv/y 相当) であった
(丙C71の2, 丙C91)。

5 平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(T-358) の旧居住地の空間線量率は0.18 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.74
 mSv/y 相当) であり(甲B203別表1の51頁), 鏡石町内の空間線量率は
0.17～0.40 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.68～1.89 mSv/y 相当), 平均
0.26 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.16 mSv/y 相当) であった(甲B203別表2)。

10 才 平成24年9月以降の状況

鏡石町役場の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は,
0.07～0.13 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.16～0.47 mSv/y 相当) であった
(丙C56, 丙C71の3～6, 丙C202, 211)。

15 第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-358) の 旧居住地の空間線量率は, 0.12～0.15 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.42～0.58 mSv/y 相当) であり(甲B203別表1の51頁), 鏡石町内の空間線量率は

0.10～0.30 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.32～1.37 mSv/y 相当), 平均
0.15～0.20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.58～0.84 mSv/y 相当) であった

20 (甲B203別表2)。

(14) 天栄村

ア 平成23年3月の状況

天栄村役場(福島第一原発から約72km)の3月31日の空間線量率は
1.72 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (8.84 mSv/y 相当) であった(丙C91)。

25 天栄村の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧してい
たものと認められる(弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

天栄村役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、 $1.26 \sim 1.78 \mu\text{Sv/h}$ ($6.42 \sim 9.16 \text{mSv/y}$ 相当) であった（丙C71の1、丙C91）。

天栄村を旧居住地とする原告らは複数おり、例えば、原告（T-370）の旧居住地は天栄村であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.68 \mu\text{Sv/h}$ (3.37mSv/y 相当)（甲B203別表1の51頁）、天栄村内の空間線量率は、 $0.33 \sim 1.70 \mu\text{Sv/h}$ ($1.53 \sim 8.74 \text{mSv/y}$ 相当)、平均 $0.82 \mu\text{Sv/h}$ (4.11mSv/y 相当) であった（甲B203別表2）。

ウ 平成23年5～12月の状況

天栄村役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 $0.67 \sim 1 \mu\text{Sv/h}$ ($3.32 \sim 5.05 \text{mSv/y}$ 相当) であった（丙C91）。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（T-370）の旧居住地の空間線量率は、 $0.66 \sim 1.00 \mu\text{Sv/h}$ ($3.26 \sim 5.05 \text{mSv/y}$ 相当)（甲B203別表1の51頁）、天栄村内の空間線量率は、 $0.05 \sim 2.00 \mu\text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 10.32 \text{mSv/y}$ 相当)、平均 $0.32 \sim 1.09 \mu\text{Sv/h}$ ($1.47 \sim 5.53 \text{mSv/y}$ 相当) であった（甲B203別表2）。

エ 平成24年1～8月の状況

天栄村役場を含む1～8箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.03 \sim 0.54 \mu\text{Sv/h}$ ($0 \sim 2.63 \text{mSv/y}$ 相当) であった（丙C71の2、丙C91）。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告（T-370）の旧居住地の空間線量率は、 $0.91 \mu\text{Sv/h}$ (4.58mSv/y 相当)（甲B203別表1の51頁）、天栄村内の空間線量率は

0. 05~1. 20 μ Sv/h (0. 05~6. 11 mSv/y相当), 平均
0. 35 μ Sv/h (1. 63 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

天栄村内7~8箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0. 03~0. 30 μ Sv/h (0~1. 37 mSv/y相当) であった (丙C 56, 丙C 71の3~6, 丙C 202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-370) の旧居住地の空間線量率は, 0. 41~0. 63 μ Sv/h (1. 95~3. 11 mSv/y相当) (甲B 203別表1の51頁), 天栄村内の空間線量率は 0. 05~0. 99 μ Sv/h (0. 05~5. 00 mSv/y相当), 平均 0. 27~0. 53 μ Sv/h (1. 21~2. 58 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

(15) 石川町

ア 平成23年3月の状況

いしかわまち 石川町役場 (福島第一原発から約60 km) の平成23年3月31日の空間線量率は 0. 21 μ Sv/h (0. 89 mSv/y相当) であった (丙C 91)。

石川町による3月18日から3月31日までの放射能測定結果 (測定場所不詳) は, 0. 19~0. 75 μ Sv/h (0. 79~3. 74 mSv/y相当) であつた (丙C 120の1)。

石川町の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (丙C 120の1・2)。

イ 平成23年4月の状況

石川町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は 0. 15~0. 22 μ Sv/h (0. 58~0. 95 mSv/y相当) であった (丙C 71の1, 丙C 91)。

石川町による4月1日から4月13日までの放射能測定結果（測定場所不詳）は、
0. 16～0. 22 μ Sv/h (0. 63～0. 95 mSv/y相当) であった
(丙C 120の1・3頁)。

石川町を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-160) の旧居住地は石川町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0. 18 μ Sv/h (0. 74 mSv/y相当) (甲B 203別表1の40頁)，石川町内の空間線量率は0. 12～0. 51 μ Sv/h (0. 42～2. 47 mSv/y相当)，平均0. 27 μ Sv/h (1. 21 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

10 ウ 平成23年5～12月の状況

石川町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、0. 1～0. 14 μ Sv/h (0. 3～0. 53 mSv/y相当) であった (丙C 91)。

石川町が測定した、町内506箇所の7月20日から8月15日までの空間線量率は、0. 10～0. 27 μ Sv/h (0. 32～1. 21 mSv/y相当) であつた (丙C 120の2)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-160) の旧居住地の空間線量率は0. 14～0. 23 μ Sv/h (0. 53～1. 00 mSv/y相当) であり (甲B 203別表1の40頁)，石川町内の空間線量率は0. 10～0. 54 μ Sv/h (0. 32～2. 63 mSv/y相当)，平均0. 18～0. 26 μ Sv/h (0. 74～1. 16 mSv/y相当) であった (甲B 203別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

石川町役場を含む石川町内1～3箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、0. 15～0. 19 μ Sv/h (0. 58～0. 79 mSv/y相当) であった (丙C 71の2，丙C 91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(T-160) の旧居住地の空間線量率は $0.17 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり (甲B203別表1の40頁), 石川町内の空間線量率は $0.11 \sim 0.26 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 1.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.18 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

6 オ 平成24年9月以降の状況

石川町内3箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, $0.05 \sim 0.10 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 0.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C56, 丙C71の3~6, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
10 第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-160) の
旧居住地の空間線量率は, $0.12 \sim 0.13 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.42 \sim 0.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の40頁), 石川町内の空間線量率は $0.05 \sim 0.26 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 1.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.12 \sim 0.14 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.42 \sim 0.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203
15 別表2)。

(16) 玉川村

ア 平成23年3月の状況

玉川村役場 (福島第一原発から約60km) の3月31日の空間線量率は $0.28 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

20 福島県が測定した, 玉川村に所在する福島空港の3月25日から3月31日の空
間線量率は $0.19 \sim 0.65 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.79 \sim 3.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)
であった (丙C117)。

玉川村の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧してい
たものと認められる (弁論の全趣旨)。

25 イ 平成23年4月の状況

玉川村役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は $0.2 \sim 0.26$

$\mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.8 \sim 1.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C 71の1, 丙C 91)。

玉川村を旧居住地とする原告らは複数おり、例えば、原告 (T-389) の旧居住地は玉川村であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.32 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B 203別表1の52頁)、玉川村内の空間線量率は、 $0.14 \sim 0.59 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.53 \sim 2.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $0.30 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($1.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B 203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

玉川村役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 $0.16 \sim 0.2 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.63 \sim 0.84 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C 91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-389) の旧居住地の空間線量率は、 $0.16 \sim 0.31 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.63 \sim 1.42 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B 203別表1の52頁)、玉川村内の空間線量率は、 $0.11 \sim 0.73 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 3.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $0.21 \sim 0.28 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.89 \sim 1.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B 203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

玉川村役場を含む玉川村内1~4箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.07 \sim 0.15 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.16 \sim 0.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C 71の2, 丙C 91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (T-389) の旧居住地の空間線量率は $0.19 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり (甲B 203別表1の52頁)、玉川村内の空間線量率は $0.13 \sim 0.53 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.47 \sim 2.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、平均 $0.22 \mu \text{Sv}/\text{h}$ ($0.95 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B 203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

玉川村内4箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、 $0.05 \sim 0.13 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 0.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C56, 丙C71の3~6, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-389) の旧居住地の空間線量率は、 $0.12 \sim 0.14 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.42 \sim 0.53 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の52頁), 玉川村内の空間線量率は、 $0.08 \sim 0.44 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.21 \sim 2.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.15 \sim 0.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.58 \sim 0.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(甲B203別表2)。

(17) 平田村

ア 平成23年3月の状況

平田村役場(福島第一原発から約47km)の3月31日の空間線量率は $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.00 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C91)。

平田村の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる(弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

平田村役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、 $0.18 \sim 0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.74 \sim 1.00 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった(丙C71の1, 丙C91)。

平田村を旧居住地とする原告らは複数おり、例えば、原告 (H-343) の旧居住地は平田村であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.29 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の20頁), 平田村内の空間線量率は $0.11 \sim 0.86 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 4.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 0.34

$\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1.58 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

平田村役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、0.15~0.22 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.58~0.95 mSv/y相当) であった (丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-343) の旧居住地の空間線量率は0.20~0.28 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.84~1.26 mSv/y相当) (甲B203別表1の20頁), 平田村内の空間線量率は0.12~0.91 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.42~4.58 mSv/y相当), 平均0.23~0.33 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1.00~1.53 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

平田村役場を含む平田村内1~6箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、0.09~0.15 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.26~0.58 mSv/y相当) であった (丙C71の2, 丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(H-343) の旧居住地の空間線量率は0.23 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1.00 mSv/y相当) (甲B203別表1の20頁), 平田村内の空間線量率は0.15~0.60 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.58~2.95 mSv/y相当), 平均0.22 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.95 mSv/y相当) であった (甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

平田村内6箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、0.06~0.12 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.11~0.42 mSv/y相当) であった (丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-343) の旧居住地の空間線量率は0.17~0.23 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0.68~1.00

mSv/y 相当) (甲B203別表1の20頁), 平田村内の空間線量率は $0.10 \sim 0.46 \mu Sv/h$ ($0.32 \sim 2.21 mSv/y$ 相当), 平均 $0.15 \sim 0.17 \mu Sv/h$ ($0.58 \sim 0.68 mSv/y$ 相当) であった (甲B203別表2)。

§ (18) 浅川町

ア 平成23年3月の状況

あさかわまち
浅川町役場 (福島第一原発から約67km) の3月31日の空間線量率は $0.24 \mu Sv/h$ ($1.05 mSv/y$ 相当) であった (丙C91)。

浅川町の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧してい
たものと認められる (弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

浅川町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は, $0.20 \sim 0.25 \mu Sv/h$ ($0.84 \sim 1.11 mSv/y$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

15 浅川町を旧居住地とする原告らは複数おり, 例えば, 原告 (T-17
6) の旧居住地は浅川町であるが, 4月29日第1次航空機モニタリングの結果か
ら計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.44 \mu Sv/h$ ($2.11 mSv/y$ 相当) (甲B203別表1の40頁), 浅川町内の空間線量率は,
16 $0.20 \sim 0.58 \mu Sv/h$ ($0.84 \sim 2.84 mSv/y$ 相当), 平均
 $0.42 \mu Sv/h$ ($2.00 mSv/y$ 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

浅川町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は, $0.15 \sim 0.2 \mu Sv/h$ ($0.58 \sim 0.8 mSv/y$ 相当) であった (丙C91)。

17 5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリング
までの結果から計算した原告 (T-176) の旧居住地の空間線量率は
18 $0.21 \sim 0.43 \mu Sv/h$ ($0.89 \sim 2.05 mSv/y$ 相当) (甲B203)

別表1の40頁), 浅川町内の空間線量率は, 0. 17~0. 61 μ Sv/h (0. 68~3. 00 mSv/y相当), 平均0. 22~0. 41 μ Sv/h (0. 95~1. 95 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

6 浅川町役場を含む浅川町内1~4箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0. 08~0. 14 μ Sv/h (0. 21~0. 53 mSv/y相当) であった(丙C71の2, 丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(T-176) の旧居住地の空間線量率は0. 21 μ Sv/h (0. 89 mSv/y相当)(甲B203別表1の40頁), 浅川町内の空間線量率は, 0. 14~0. 27 μ Sv/h (0. 53~1. 21 mSv/y相当), 平均0. 20 μ Sv/h (0. 84 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

15 浅川町内4箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0. 04~0. 11 μ Sv/h (0~0. 37 mSv/y相当) であった(丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-176) の旧居住地の空間線量率は0. 15~0. 16 μ Sv/h (0. 58~0. 63 mSv/y相当)(甲B203別表1の40頁), 浅川町内の空間線量率は, 0. 11~0. 22 μ Sv/h (0. 37~0. 95 mSv/y相当), 平均0. 14~0. 17 μ Sv/h (0. 53~0. 68 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)。

(19) 古殿町

25 ア 平成23年3月の状況

ふるどのまち
古殿町役場(福島第一原発から約56km)の3月31日の空間線量率は

0. 24 μ Sv/h (1. 05 mSv/y相当) であった (丙C 9 1)。

古殿町の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

古殿町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、0. 17～0. 23 μ Sv/h (0. 68～1. 00 mSv/y相当) であった (丙C 7 1の1, 丙C 9 1)。

古殿町を旧居住地とする原告らは複数いるが、例えば、原告 (T-603) の旧居住地は古殿町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0. 46 μ Sv/h (2. 21 mSv/y相当) (甲B 2 0 3別表1の64頁), 古殿町内の空間線量率は0. 17～1. 30 μ Sv/h (0. 68～6. 63 mSv/y相当), 平均0. 47 μ Sv/h (2. 26 mSv/y相当) であった (甲B 2 0 3別表2)。

ウ 平成23年5～12月の状況

古殿町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、0. 15～0. 2 μ Sv/h (0. 58～0. 8 mSv/y相当) であった (丙C 9 1)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-603) の旧居住地の空間線量率は0. 23～0. 47 μ Sv/h (1. 00～2. 26 mSv/y相当) (甲B 2 0 3別表1の64頁), 古殿町内の空間線量率は、0. 05～1. 00 μ Sv/h (0. 05～5. 05 mSv/y相当), 平均0. 28～0. 45 μ Sv/h (1. 26～2. 16 mSv/y相当) であった (甲B 2 0 3別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

古殿町役場を含む古殿町内1～7箇所のモニタリング地点の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、0. 07～0. 23 μ Sv/h (0. 16～1. 00 mSv/y相当) であった (丙C 7 1の2, 丙C 9 1)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(T-603) の旧居住地の空間線量率は $0.24 \mu \text{Sv/h}$ (1.05mSv/y 相当) (甲B203別表1の64頁), 古殿町内の空間線量率は, $0.15 \sim 0.68 \mu \text{Sv/h}$ ($0.58 \sim 3.37 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.26 \mu \text{Sv/h}$ (1.16mSv/y 相当) であった (甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

古殿町内7箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, $0.05 \sim 0.18 \mu \text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 0.74 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

10 平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-603) の
旧居住地の空間線量率は $0.16 \sim 0.18 \mu \text{Sv/h}$ ($0.63 \sim 0.74 \text{mSv/y}$ 相当) (甲B203別表1の64頁), 古殿町内の空間線量率は,
15 $0.08 \sim 0.57 \mu \text{Sv/h}$ ($0.21 \sim 2.79 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.18 \sim 0.20 \mu \text{Sv/h}$ ($0.63 \sim 0.84 \text{mSv/y}$ 相当) であった
(甲B203別表2)。

(20) 三春町

ア 平成23年3月の状況

三春町役場 (福島第一原発から約48km) の3月31日の空間線量率は
20 $0.53 \mu \text{Sv/h}$ (2.58mSv/y 相当) であった (丙C91)。

三春町の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していくものと認められる (弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

三春町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は $0.39 \sim 0.51 \mu \text{Sv/h}$ ($1.84 \sim 2.47 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

三春町を旧居住地とする原告らは複数いるが、例えば、原告 (H-52)

4) の旧居住地は三春町であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.90 \mu \text{Sv/h}$ (4.53mSv/y 相当) (甲B203別表1の30頁), 三春町内の空間線量率は、 $0.15 \sim 1.10 \mu \text{Sv/h}$ ($0.58 \sim 5.58 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.52 \mu \text{Sv/h}$ (2.53mSv/y 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

三春町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 $0.27 \sim 0.84 \mu \text{Sv/h}$ ($1.21 \sim 4.21 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C91)。

10 5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-524) の旧居住地の空間線量率は $0.70 \sim 0.95 \mu \text{Sv/h}$ ($3.47 \sim 4.79 \text{mSv/y}$ 相当) (甲B203別表1の30頁), 三春町内の空間線量率は、 $0.14 \sim 1.20 \mu \text{Sv/h}$ ($0.53 \sim 6.11 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.45 \sim 0.64 \mu \text{Sv/h}$ ($2.16 \sim 3.16 \text{mSv/y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

三春町役場を含む三春町内1~5箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.15 \sim 0.39 \mu \text{Sv/h}$ ($0.58 \sim 1.84 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C71の2, 丙C91)。

20 平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (H-524) の旧居住地の空間線量率は $0.73 \mu \text{Sv/h}$ (3.63mSv/y 相当) (甲B203別表1の30頁), 三春町内の空間線量率は、 $0.14 \sim 0.92 \mu \text{Sv/h}$ ($0.53 \sim 4.63 \text{mSv/y}$ 相当), 平均 $0.45 \mu \text{Sv/h}$ (2.16mSv/y 相当) であった (甲B203別表2)。

25 オ 平成24年9月以降の状況

三春町内5箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率

は、 $0.07 \sim 0.32 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.16 \sim 1.47 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (丙C56, 丙C71の3~6, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-524) の

旧居住地の空間線量率は、 $0.47 \sim 0.64 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.26 \sim 3.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の30頁), 三春町内の空間線量率は、 $0.10 \sim 0.73 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 3.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.28 \sim 0.35 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.26 \sim 1.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

(10) (21) 小野町

ア 平成23年3月の状況

小野町役場 (福島第一原発から約39km) の3月31日の空間線量率は $0.19 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

小野町の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧しているものと認められる (弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

小野町役場の4月1日から4月30日までの空間線量率は、 $0.14 \sim 0.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.53 \sim 0.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C71の1, 丙C91)。

小野町を旧居住地とする原告は原告 (T-2744) のみであるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の183頁), 小野町内の空間線量率は、 $0.23 \sim 0.65 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.00 \sim 3.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.35 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

小野町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は、0.1～0.13 μ Sv/h (0.3～0.47 mSv/y相当) であった(丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-2744) の旧居住地の空間線量率は、0.28～0.47 μ Sv/h (1.26～2.26 mSv/y相当) (甲B203別表1の183頁)，小野町内の空間線量率は0.13～0.72 μ Sv/h (0.47～3.58 mSv/y相当)，平均0.27～0.34 μ Sv/h (1.21～1.58 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

⑩ 小野町役場を含む小野町の1～5箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、0.08～0.15 μ Sv/h (0.21～0.58 mSv/y相当) であった(丙C71の2，丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (T-2744) の旧居住地の空間線量率は0.23 μ Sv/h (1.00 mSv/y相当) (甲B203別表1の183頁)，小野町内の空間線量率は0.15～0.42 μ Sv/h (0.58～2.00 mSv/y相当)，平均0.22 μ Sv/h (0.95 mSv/y相当) であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

小野町内5箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、0.05～0.13 μ Sv/h (0.05～0.47 mSv/y相当) であった(丙C56，丙C71の3～5，丙C202，211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-2744) の旧居住地の空間線量率は0.16～0.18 μ Sv/h (0.63～0.74 mSv/y相当) (甲B203別表1の183頁)，小野町内の空間線量率は0.10～0.34 μ Sv/h (0.32～1.58 mSv/y相当)，平均

0. 15~0. 16 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0. 58~0. 63 mSv/y 相当) であった
(甲B 203別表2)。

(22) 相馬市

ア 平成23年3月の状況

相馬市中野寺前 (福島第一原発から約42km) の3月17日から3月31日までの空間線量率は、 0. 7~3. 5 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (3. 5~18. 2 mSv/y 相当) であった (甲A 25)。

相馬市役所 (福島第一原発から約42km) の3月31日の空間線量率は 0. 65 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (3. 21 mSv/y 相当) であった (丙C 91)。

相馬市役所南側庁舎が地震により使用不能となるなどしたものの、相馬市の公共交通サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (丙C 143の1~4)。

イ 平成23年4月の状況

相馬市中野寺前の4月1日から4月29日までの空間線量率は、 0. 3~1. 1 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1. 4~5. 6 mSv/y 相当) であった (甲A 25)。

相馬市役所の4月30日の空間線量率は 0. 4 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1. 9 mSv/y 相当) であった (丙C 91)。

相馬市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-1) の旧居住地は相馬市であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は 0. 36 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (1. 68 mSv/y 相当) (甲B 203別表1の31頁)、相馬市内の空間線量率は 0. 05~4. 00 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0. 05~20. 84 mSv/y 相当)、平均 1. 00 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (5. 05 mSv/y 相当) であった (甲B 203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

相馬市内1~4箇所の5月31日から12月31日までの空間線量率は、 0. 15~1. 39 $\mu \text{Sv}/\text{h}$ (0. 58~7. 11 mSv/y 相当) であった

(丙C 9 1)。

相馬市内 15箇所の 7月 15日の空間線量率は、 $0.136 \sim 0.767 \mu\text{Sv/h}$ ($0.51 \sim 3.83 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C 14 3の3)。

相馬市が測定した、市内応急仮設住宅 6箇所、災害廃棄物仮置場 3箇所の 7月 15 3日の空間線量率は、 $0.09 \sim 0.17 \mu\text{Sv/h}$ ($0.26 \sim 0.68 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C 14 3の3)。

5月 26日第2次航空機モニタリングから 11月 5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1) の旧居住地の空間線量率は $0.34 \sim 0.44 \mu\text{Sv/h}$ ($1.58 \sim 2.11 \text{mSv/y}$ 相当) (甲B 20 3別表1の 31頁)，相馬市内の空間線量率は $0.05 \sim 3.90 \mu\text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 20.32 \text{mSv/y}$ 相当)，平均 $0.88 \sim 0.96 \mu\text{Sv/h}$ ($4.42 \sim 4.84 \text{mSv/y}$ 相当) であった (甲B 20 3別表2)。

エ 平成24年1～8月の状況

相馬市内 4～14箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は、 $0.12 \sim 0.90 \mu\text{Sv/h}$ ($0.42 \sim 4.53 \text{mSv/y}$ 相当) であった (丙C 7 1の2，丙C 9 1)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告 (T-1) の旧居住地の空間線量率は $0.27 \mu\text{Sv/h}$ (1.21mSv/y 相当) (甲B 20 3別表1の 31頁)，相馬市内の空間線量率は $0.05 \sim 2.10 \mu\text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 10.84 \text{mSv/y}$ 相当)，平均 $0.57 \mu\text{Sv/h}$ (2.79mSv/y 相当) であった (甲B 20 3別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

相馬市内 4～14箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は、 $0.05 \sim 0.58 \mu\text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 2.84 \text{mSv/y}$ 相当) であった (甲C 6 9，丙C 5 6，丙C 7 1の3～5，丙C 20 2，21 1)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日

第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-1) の旧居住地の空間線量率は $0.16 \sim 0.24 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.63 \sim 1.05 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の31頁), 相馬市内の空間線量率は $0.05 \sim 1.50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 7.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.36 \sim 0.45 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.68 \sim 2.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

(23) 新地町

ア 平成23年3月の状況

新地町役場 (福島第一原発から約 52 km) の3月31日の空間線量率は $0.45 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.16 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

新地町の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる (弁論の全趣旨)。

イ 平成23年4月の状況

新地町役場の4月30日の空間線量率は $0.29 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.32 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

新地町を旧居住地とする原告らは相当数おり, 例えば, 原告 (H-23) の旧居住地は新地町であるが, 4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.24 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.05 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の2頁), 新地町内の空間線量率は $0.17 \sim 0.57 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.68 \sim 2.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.31 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.42 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

ウ 平成23年5~12月の状況

新地町役場の5月31日から12月31日までの空間線量率は, $0.17 \sim 0.21 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.68 \sim 0.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (丙C91)。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (H-23) の旧居住地の空間線量率は $0.22 \sim 0.35 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.95 \sim 1.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であり (甲

B203別表1の2頁), 新地町内の空間線量率は0.05~0.63 μ Sv/h (0.05~3.11mSv/y相当), 平均0.30~0.41 μ Sv/h (1.37~1.95mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

新地町役場を含む新地町の1~2箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0.16~0.20 μ Sv/h (0.63~0.84mSv/y相当)であった(丙C71の2, 丙C91)。

平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告(H-23)の旧居住地の空間線量率は0.20 μ Sv/h (0.84mSv/y相当)であり(甲B203別表1の2頁), 新地町内の空間線量率は0.05~0.44 μ Sv/h (0.05~2.11mSv/y相当), 平均0.26 μ Sv/h (1.16mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

新地町内2箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0.06~0.15 μ Sv/h (0.11~2.2mSv/y相当)であった(甲C69, 丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告(H-23)の旧居住地の空間線量率は, 0.14~0.16 μ Sv/h (0.53~0.63mSv/y相当)(甲B203別表1の2頁), 新地町内の空間線量率は, 0.05~0.35 μ Sv/h (0.05~1.63mSv/y相当), 平均0.17~0.21 μ Sv/h (0.68~0.89mSv/y相当)であった(甲B203別表2)。

(24) いわき市

ア いわき市の概況

いわき市のうち, 福島第一原発から30km圏内の区域(久之浜町, 大久町, 小

川町、川前町の一部)は、3月15日、屋内待避区域に指定された(丙C27)。

いわき市長は、3月11日、市内沿岸部全域に避難指示を出し、3月13日、30km圏内である久之浜・大久地区、小川・川前地区の一部の住民に対し、自主的な避難を要請した(甲B1の1本文編281頁、丙C272・2頁、丙C273・6頁)。3月25日には、屋内退避区域において物流が止まるなどし、社会生活の維持継続が困難となりつつあり、また、今後の事態の推移によっては、放射線量が増大し、避難指示を出す可能性も否定できないとして、政府(官房長官)からも屋内退避区域の住民に対し自主的な避難を要請した(甲B1の1本文編271頁)。

いわき市の30km圏内の屋内退避区域の指定は、4月22日に解除され、同区域は緊急時避難準備区域には指定されなかった(丙C8、27)。

いわき市の30km圏外の区域は、自主的避難等対象区域である。

イ 平成23年3月の状況

30km圏外のいわき市平字梅本に所在する福島県いわき合同庁舎駐車場では、
3月15日に $23.72 \mu\text{Sv/h}$ (124.63mSv/y 相当)、3月21日に
 $6.00 \mu\text{Sv/h}$ (31.37mSv/y 相当)といった、 20mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されている(丙C141の2、丙C273、308)。

いわき市の30km圏外8箇所の3月31日の空間線量率は、 $0.39 \sim 1.46 \mu\text{Sv/h}$ ($1.84 \sim 7.47 \text{mSv/y}$ 相当)であった(丙C91)。

いわき市では、本件地震により、市内ほぼ全域での断水、2万0670戸の停電、
1万5309戸でのガス供給停止などが発生し、さらに、4月11日の余震により
市内ほぼ全域の19万9731戸が停電するなどしたが、いわき市の30km圏外
での公共サービス、生活関連サービスは、平成23年4月頃までには概ね復旧して
いたものと認められる(丙C141の1~4、丙C272~275、308)。

ウ 平成23年4月の状況

福島県いわき合同庁舎駐車場の4月1日の空間線量率は、 $0.69 \mu\text{Sv/h}$
(3.42mSv/y 相当)であった(丙C308)。

いわき市の30km圏外8箇所の4月30日の空間線量率は、0.11～0.62 μ Sv/h（0.37～3.05mSv/y相当）であった（丙C91）。

いわき市を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告（T-344）の旧居住地はいわき市の自主的避難等対象区域であるが、4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0.55 μ Sv/h（2.68mSv/y相当）であった（甲B203別表1の50頁）。いわき市内の空間線量率は0.05～4.50 μ Sv/h（0.05～23.47mSv/y相当）、平均0.68 μ Sv/h（3.37mSv/y相当）であるが（甲B203別表2）、これは、30km圏内の旧屋内待避区域を含んだ数値である。¹⁰

エ 平成23年5～12月の状況

福島県いわき合同庁舎駐車場の5月1日から12月1日までの空間線量率は、0.17～0.28 μ Sv/h（0.68～1.26mSv/y相当）であった（丙C308）。

いわき市の30km圏外9箇所の5月31日から12年31日までの空間線量率は、0.09～0.59 μ Sv/h（0.26～2.89mSv/y相当）であった（丙C91）。

いわき市が測定した、いわき市役所久之浜・大久支所を除く30km圏外の、いわき市役所本庁舎（福島第一原発から約43km）・支所合計12箇所の6月19日から8月18日の空間線量率（地上1m）は、0.08～0.41 μ Sv/h（0.21～1.95mSv/y相当）、福島県いわき合同庁舎駐車場で0.19～0.24 μ Sv/h（0.79～1.05mSv/y相当）であった（丙C141の2、丙C273、274）。

5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告（T-344）の旧居住地の空間線量率は0.23～0.53 μ Sv/h（1.00～2.58mSv/y相当）であった。

(甲B203別表1の50頁)。いわき市内の空間線量率は0.05~4.70 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05~24.53 mSv/y 相当), 平均0.48~0.66 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (2.32~3.26 mSv/y 相当) であるが(甲B203別表2), これは、30km圏内の旧屋内待避区域を含んだ数値である。

5才 平成24年1~8月の状況

いわき市の30km圏外8箇所の平成24年1月31日から4月12日までの空間線量率は, 0.21~0.57 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.89~2.79 mSv/y 相当) であった(丙C71の2, 丙C91)。

いわき市が測定した, 30km圏内を含む市内876地点の平成24年1月26日から2月9日までの空間線量率は, 全て0.99 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (5.00 mSv/y 相当) 未満であった(丙C275)。

いわき市が測定した, いわき市役所久之浜・大久支所を除く30km圏外15箇所の平成24年8月21日の空間線量率(地上1m)は, 0.08~0.22 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.21~0.95 mSv/y 相当) であった(丙C141の3)。

16 平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した原告

(T-344)の旧居住地の空間線量率は0.22 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.95 mSv/y 相当) であった(甲B203別表1の50頁)。いわき市内の空間線量率は0.05~3.20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05~16.63 mSv/y 相当), 平均0.36 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1.68 mSv/y 相当) であるが(甲B203別表2), これは、30km圏内の旧屋内待避区域を含んだ数値である。

カ 平成24年9月以降の状況

30km圏内のいわき市末続集会所, 志田名集会所, 旧戸渡分校, いわき市海竜の里センターを除く, いわき市の30km圏外51箇所の平成25年4月1日から平成29年3月2日までの空間線量率は, 0.03~0.31 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0~1.42 mSv/y 相当) であった(丙C56, 丙C71の3~5, 丙C202, 211)。

平成24年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日
第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した原告 (T-344)

の旧居住地の空間線量率は $0.16 \sim 0.17 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.63 \sim 0.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表1の50頁)。いわき市内の空間線量率⁵は $0.03 \sim 2.65 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0 \sim 13.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.25 \sim 0.27 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.11 \sim 1.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であるが (甲B203別表2), これは, 30km圏内の旧屋内待避区域を含んだ数値である。

(25) 損害額

ア 自主的避難等対象区域旧居住者の精神的苦痛は賠償に値すること

10 前記4の低線量被曝に関する知見等, 前記5の社会的事実等に加え, 上記(2)~(24)の市町村ごとの状況を総合すると, 自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安や日常生活の阻害による精神的苦痛は, たとえ旧居住地の空間線量率が $20 \text{mSv}/\text{y}$ に達しないとしても, 賠償に値するものと認められる (丙A3・5~7頁)。

15 イ 避難者と滞在者の賠償額は同額とするのが相当であること

滞在者であっても放射線被曝に対する不安や放射線被曝を避けるための日常生活の阻害を被っていること, 自主的避難を実行するか否かは, 生業の状況, 家族の状況, 経済的状況など諸般の事情と関連し, 必ずしも旧居住地の空間線量率の程度や精神的苦痛の程度に相關しているわけではないことなどから, 自主的避難等対象区域²⁰からの避難者と自主的避難等対象区域の滞在者の賠償額は同額とするのが相当である (丙A3・7頁)。

また, 中間指針第一次追補が, 福島県全域から線量の比較的低い県南地域と会津地域を除いた, 県北地域, 県中地域, 相双地域, いわき地域の23市町村を自主的避難等対象区域として区分したことには合理性が認められるから, これら自主的避難等対象区域旧居住者の賠償額は同額とするのが相当である。²⁵

ウ 平成23年3~4月の損害

そこで、さらに進んで自主的避難等対象区域旧居住者の損害額について検討するに、平成23年3月時点では、福島市、桑折町、川俣町、郡山市、いわき市といった、人口においても面積においても自主的避難等対象区域を代表するといえる地域の放射線モニタリング地点で 20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、平成23年4月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、郡山市といった地域において、 20 mSv/y 相当値は下回るもの 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたことなどからすると、本件事故発生当初の時期（平成23年3～4月）における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、
10 一律に当該地域からの避難や屋内退避を必要とするほどのものではなかったとしても、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧一時避難要請区域といった必ずしも避難が強制されるものでない区域の旧居住者の抱いた不安に比して大きく劣るものではなく、避難の必要性や可能性を検討し、実際に避難することもやむを得ない選択の一つであったといえる。同時に、様々な事情により避難するという選択
15 が困難であった旧居住者もいるところ、そのような選択をすること自体も困難を強いられたものであり、また、避難せずにそのまま居住することも容易な状況ではなかったというべきである。これらの事情に鑑みれば、平成23年3月、4月の2か月につき各8万円（合計16万円）の賠償を認めるのが相当である。

このときの比較的高い線量は一時的なものであり、後に見れば客観的に避難等が
20 不可欠な状況であったとは必ずしもいえないとしても、本件事故発生直後の時期の自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安が16万円程度の賠償に値するとの上記判断は左右されない。

エ 平成23年5～12月の損害

平成23年5～12月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、桑折町と
25 いった相当の人口、面積を有する範囲において、 20 mSv/y 相当値は下回るもの、 10 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、収束宣言

により福島第一原発の冷温停止の達成が確認されたのが12月16日であること
(丙C12)などからすると、平成23年5~12月における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、本件事故発生当初の平成23年3~4月時点と同様とはいえないまでも、引き続き賠償に値するものというべきであり、その額は、平成23年5~12月の8か月を包括して8万円（3~4月の16万円と合わせて累計24万円。「中間指針等による賠償額」である8万円を超える損害は16万円）と認めるのが相当である。

また、上記事情によれば、自主的避難等対象区域旧居住者の不安が賠償に値するのは、子供・妊婦に限られるものではないというべきである。

10 才 平成24年1月以降の損害

平成24年1月以降については、概ね空間線量率も 5 mSv/y を下回るようになり、なお福島市役所において 5 mSv/y を超える空間線量率が計測されていたこと、自主的避難者、滞在者双方において、引き続き放射線被曝に対する不安を抱いていた者が少くないとうかがわれることなどを考慮しても、子供・妊婦以外の
15 自主的避難等対象区域旧居住者に賠償すべき損害があるとは認められない。

カ 子供・妊婦の損害

3月11日から12月31日までの期間に子供・妊婦であった者は、中間指針等により40万円の賠償が認められている。

上記ウ～エで子供・妊婦以外の者には合計24万円の賠償を認めたところ、子供
20 は成人に比して放射線感受性が強いとされていることから、自主的避難等対象区域を旧居住地とする子供及び妊婦は、放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安により、成人よりも強い精神的苦痛を感じたものと認められ、その賠償額を成人よりも高額なものとすることには合理性が認められるが、その額が「中間指針等による賠償額」である40万円を超えるとまでは認められない。

25 平成24年1月1日から8月31日までの期間に子供・妊婦であった者（例えば、原告 (H-298) は、平成24年5月7日、原告 (H-3

50) が福島市から山形県に避難中に出産した子供であり、原告 (T-1857) は、平成24年1月18日、原告 (T-1856) が出産した子供であった。) は、中間指針等により8万円の賠償が認められているところ、これを超える損害があるとは認められない (原告 (H-350))、原告 (T-1856) は、平成23年12月31日の前後を通じて妊娠していたと認められるから、「中間指針等による賠償額」は48万円であるところ、これを超える損害があるとは認められない。原告 (T-1515) は平成25年3月18日に長女を、原告 (T-1565) は平成25年2月3日に原告 (T-1566) を、それぞれ出産し、いずれも平成24年8月31日までに妊娠していたと認められ、「中間指針等による賠償額」は16万円であるところ、平成23年3~12月分につき「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円を認める。)。

平成24年9月1日以降に妊娠した者 (例えば、原告 (H-343)) は、平成27年5月13日に長女を、原告 (H-492) は平成26年3月14日に原告 (H-495) を、原告 (T-46) は平成26年3月15日に長男を、それぞれ出産している。) については、「中間指針等による賠償額」は8万円であるところ、賠償額としては子供・妊婦以外の者と同様の24万円 (「中間指針等による賠償額」を超える損害は16万円) を認め、これを超える損害があるとは認められない。

平成24年9月1日以降に出生した者 (例えば、原告 (H-295)) は、平成25年6月20日、原告 (H-74) が伊達市から山形県に避難中に出産した子供であり、原告 (H-495) は、平成26年3月14日、原告 (H-492) が田村市から沖縄県に避難中に出産した子供であり、原告 (T-1095) は、平成24年9月19日、原告 (T-65) が出産した子供であり、原告 (T-2731) は、平成26年5月12日、原告 (T-3154) が出産した子供である。) については、賠償す

べき損害があるとは認められない（原告 H-74）は、平成24年8月3
1日までに妊娠していた期間があれば「中間指針等による賠償額」は16万円、そ
れ以後の妊娠であれば「中間指針等による賠償額」は8万円であるが、いずれにせ
よ、「中間指針等による賠償額」を超える賠償額として16万円を認める。原告

5 (T-656) は、平成23年12月31日の前後を通じて妊娠していたと
認められるから、「中間指針等による賠償額」は48万円であるところ、これを超え
る損害があるとは認められない。原告 (T-3154) は、平成23年1
2月19日、原告 (T-2730) を出産し、「中間指針等による賠償額」
は40万円であるところ、これを超える損害があるとは認められない。）。

10 キ 中間指針第一次追補について

中間指針第一次追補は、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の賠償
額の目安を8万円としている（丙A3・5～8頁、丙A7・12、13頁）。

これは、①賠償時期を本件事故発生当初の時期（3月11日から4月22日頃まで）に限定し、かつ、②旧屋内退避区域滞在者の賠償額を、屋内退避区域解除（4月22日）までの損害として10万円としたこと（丙A2・17～19、23頁）
からこの額を事実上の上限として考慮していたこと（丙A29・22～23頁）によ
るものと認められる。

しかし、上記認定のとおり、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の
損害について①の賠償時期を4月22日頃までに限るべきではなく、この点におい
20 て既に中間指針第一次追補による賠償額の評価は不十分であるといえる。

そして、②の点についても、自主的避難等対象区域旧居住者の賠償額が、屋内退
避を強いられた旧屋内退避区域滞在者の賠償額を超えないこと自体は是認できるも
のの、旧屋内退避区域旧居住者の賠償額は、自主賠償基準において、自主的避難の
有無を問わず、平成23年3月から9月まで月額10万円の7か月分70万円を認
25 めているところであるから（丙C19、20）、旧屋内退避区域滞在者の賠償額が1
0万円であることを前提とする必要はない。

当裁判所の認定によれば、旧屋内退避区域滞在者の損害は少なくとも70万円（子供・妊婦以外の旧一時避難要請区域旧居住者の損害は、前記認定のとおり総額73万円）、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の損害は総額24万円であるから、自主的避難等対象区域旧居住者の賠償額は、旧屋内退避区域滞在者の
5 賠償額を超えるものではない。

ク 原告らの主張について

原告らは、①客観的な被曝の程度（地域汚染の程度）とそれによる健康影響リスクについての科学的知見、②広範な地域汚染により、飲食物の摂取制限など様々な社会的影響の広がりがあること、③将来の健康影響の発現をおそれる心理的メカニズムの存在、④原告らと同様の被曝回避措置を取った住民が多数存在すること、⑤避難等対象区域外（年間20mSvを下回る地域）でも除染特措法による除染が行われ、かつ原子力損害として被告東電が費用負担を行っていること、⑥本件事故惹起について被告らに有責性（悪質性）があり、他方で原告らには何らの帰責性もないにもかかわらず、原告らは望まない被曝、社会的有益性のない被曝を余儀なくされていること（被害の非対称性、非互換性）などを考慮すれば、避難指示等対象区域外の原告らにも、「中間指針等による賠償額」を超える損害として月額5万円の損害が発生している、と主張する（原告ら最終準備書面（第4分冊）77～91頁）。

しかし、上記①～⑥の事情の存在（ただし、当裁判所は、①低線量被曝による健康への影響に関して特定の見解を正当なものと判断するものではない。）を考慮しても、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者の損害は24万円程度、子供・妊婦である自主的避難等対象区域旧居住者の損害は48万円程度と認めるのが相当であり、これを超える損害が発生しているとは認められない。

(26) 自主的避難等対象区域旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者（平成24年1月以降に妊娠した妊婦を含む。）については、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円を認める。

子供及び妊婦（中間指針等の対象期間において子供及び妊婦であった者）については、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

14 旧居住地が県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）及び宮城県丸森町である原告らについて

5. (1) 県南地域、宮城県丸森町の概況

中間指針等では、これらの地域は賠償の対象とされていない。自主賠償基準は、
県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、
鮫川村）、宮城県丸森町に居住していた子供及び妊婦について、3月11日から12
月31日までの精神的損害に対し20万円を、平成24年1月1日から8月31日
までの精神的損害に対し4万円を、それぞれ賠償することとしているが、子供・妊
婦以外の者は賠償の対象とされていない（丙C22～24）。

(2) 県南地域の状況

ア 県南地域の平成23年3月の状況

県南地域である白河市に所在する県南合同庁舎の3月11日から3月14日まで
の空間線量率は0.06～0.09 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.11～0.26 mSv/y 相当) であったが、3月15日には7.56 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (39.58 mSv/y 相当)、3月16日には4.1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (21.4 mSv/y 相当) といった、20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていた（甲C157資料1、丙C148の2・8頁）。

20 白河市の県南合同庁舎の3月17日から3月31日までの空間線量率は、
0.80～3.7 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (4.00～19.3 mSv/y 相当) であった（甲C157資料3・11、丙C148の2・8頁）。

県南地域の市町村の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね
復旧していたものと認められる（丙C110の1～10、丙C145、丙C148
の1～6、弁論の全趣旨）。

イ 県南地域の平成23年4月の状況

白河市の県南合同庁舎の4月1日から4月19日までの空間線量率は、0.67
～0.78 μ Sv/h (3.32～3.89 mSv/y相当) であった (丙C14
8の2・8頁)。

鮫川村役場、西郷村役場、泉崎村役場、中島村役場、矢吹町役場、棚倉町役場、
矢祭町役場、塙町役場の4月11日の空間線量率は、0.15～0.81
 μ Sv/h (0.58～4.05 mSv/y相当) であった (甲C157資料2
1)。

4月29日第1次航空機モニタリングの結果から計算した県南地域の空間線量率
は0.05～1.40 μ Sv/h (0.05～7.16 mSv/y相当)、平均
0.13～0.81 μ Sv/h (0.47～4.05 mSv/y相当) であった
(甲B203別表2)。これは、非生活圏である山林などを含んだ数値である。

ウ 平成23年5～12月の状況

西郷村が測定した、西郷村役場の5月23日から6月13日までの空間線量率は
0.58～0.65 μ Sv/h (2.84～3.21 mSv/y相当) であった
(丙C110の4)。

白河市表郷^{おもてごう}序舎、白河市大信^{たいしん}序舎、白河市東序舎、矢吹町役場、西郷村役場、泉
崎村役場、中島村役場、棚倉町役場、塙町役場、矢祭町役場、鮫川村役場の6月9
日から12月28日までの空間線量率は、0.10～0.91 μ Sv/h
(0.32～3.21 mSv/y相当) であった (甲C157資料52・87・9
4～96・102・105・108・109・113～115・117・119～
122・125～127・129・132～135・137～142・144～1
46・148～150・152・155・156・158・160・164・16
9・172・176・182・183・185・187)。

県南地域を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-22
28) の旧居住地は西郷村であるが、5月26日第2次航空機モニタリングの結果
から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0.48 μ Sv/h (2.32

mSv/y 相当) (甲B203別表1の154頁), 5月26日第2次航空機モニタリングから11月5日第4次航空機モニタリングまでの結果から計算した県南地域の空間線量率は $0.05 \sim 1.80 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 9.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.11 \sim 0.95 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 4.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (甲B203別表2)。

エ 平成24年1~8月の状況

白河市表郷庁舎, 白河市大信庁舎, 白河市東庁舎, 矢吹町役場, 西郷村役場, 泉崎村役場, 中島村役場, 棚倉町役場, 塙町役場, 矢祭町役場, 鮫川村役場の平成24年1月4日の空間線量率は, $0.10 \sim 0.61 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.32 \sim 3.00 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (甲C157資料190)。

白河市役所本庁, 大信庁舎, 表郷庁舎, 東庁舎の平成24年4月1日から平成28年2月1日までの空間線量率は, $0.048 \sim 0.301 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.04 \sim 1.37 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (丙C147)。

原告 (T-2228) の旧居住地の平成24年6月28日第5次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.46 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($2.21 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の154頁), 県南地域の空間線量率は $0.05 \sim 1.10 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 5.58 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.14 \sim 0.47 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.53 \sim 2.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (甲B203別表2)。

オ 平成24年9月以降の状況

県南地域50箇所の平成24年9月3日から平成29年3月2までの空間線量率は, $0.05 \sim 0.44 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 2.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であつた (甲C157資料312, 丙C202, 211)。

原告 (T-2228) の旧居住地の平成24年12月28日第6次航空機モニタリングの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.89 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の154頁), 平成24

年12月28日第6次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した県南地域の空間線量率は0.05～0.88 μ Sv/h (0.05～4.42 mSv/y相当), 平均0.10～0.48 μ Sv/h (0.32～2.32 mSv/y相当) であった(甲B203
6別表2)。

(3) 県南地域旧居住者の損害

ア 平成23年3～12月の損害

県南地域においても、平成23年3月時点で白河市において20 mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたことなどを考慮すると、県南地域旧居住者
10 の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、自主的避難等対象区域旧居住者と同様とはいえないまでも、なお賠償に値するものというべきであり、その額は、平成23年3月11日から12月31日までの10か月間を包括して10万円(「中間指針等による賠償額」は0円であるから、「中間指針等による賠償額」を超える損害も10万円)と認めるのが相当である。

イ 平成24年1月以降の損害

平成24年1月以降については、概ね空間線量率も5 mSv/yを下回っていたことなどを考慮すると、子供・妊婦以外の県南地域旧居住者に賠償すべき損害があるとは認められない。

ウ 子供・妊婦について

20 自主賠償基準により、県南地域旧居住者で3月11日から12月31日までの期間に子供・妊婦であった者(例えば、原告 (H-215) は、平成23年12月1日出生した子供であった。)に対し20万円の、平成24年1月1日から8月31日までの期間に子供・妊婦であった者に対し4万円の賠償が認められているところ(丙C22, 24), これを超える損害があるとは認められない。

25 (4) 宮城県丸森町の状況

宮城県伊具郡丸森町は、福島県外であるにもかかわらず線量が他の区域と比較し

て相対的に高いために自主賠償基準において子供・妊婦に対する賠償の対象区域とされたものと思われるが、丸森町の空間線量率が高かったことを示すモニタリング結果は証拠として提出されていない。

宮城県の測定した、丸森町の12月31日の空間線量率は、 $0.23 \mu \text{Sv/h}$
（ 1.00mSv/y 相当）であった（丙C286）。

原告 (T-1401), 原告 , 同 , 同 , 同
, 同 , 同 , 同 (T-1950~1956) の旧居住地
は宮城県丸森町であるところ、4月29日第1次航空機モニタリングから平成25
年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した同原告らの旧居
住地の空間線量率は、 $0.18 \sim 0.44 \mu \text{Sv/h}$ ($0.74 \sim 2.11$
 mSv/y 相当) (甲B203別表1の108, 139頁), 丸森町内の空間線量率
は $0.09 \sim 2.20 \mu \text{Sv/h}$ ($0.26 \sim 11.37 \text{mSv/y}$ 相当), 平均
 $0.27 \sim 0.65 \mu \text{Sv/h}$ ($1.21 \sim 3.21 \text{mSv/y}$ 相当) であった
(甲B203別表2)。これは、非生活圏である山林などを含んだ数値である。

宮城県丸森町の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後から概ね復旧
していたものと認められる（丙C286, 弁論の全趣旨）。

(5) 宮城県丸森町旧居住者の損害

自主賠償基準により、宮城県丸森町旧居住者で3月11日から12月31日までの期間に子供・妊婦であった者に対し20万円の、平成24年1月1日から8月3
1日までの期間に子供・妊婦であった者に対し4万円の賠償が認められているところ（丙C23, 24），子供・妊婦につき、これを超える損害があるとは認められない。

そして、宮城県丸森町の生活圏の空間線量率が概ね 5mSv/y 相当値を下回っていたことなどからすれば、子供・妊婦以外の者について、賠償すべき損害がある
とは認められない。

(6) 県南地域、宮城県丸森町旧居住者の損害のまとめ

以上によれば、子供・妊婦以外の県南地域旧居住者については、「中間指針等による賠償額」を超える損害として10万円を認める。

子供・妊婦である県南地域旧居住者及び宮城県丸森町旧居住者（子供・妊婦であるか否かを問わない。）については、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められない。

15 旧居住地がこれらの区域外である原告らについて

(1) 会津地域

ア 会津地域の状況

会津地域（会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、
10 会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里村、下郷町、
16 檜枝岐村、只見町、南会津町）は、中間指針等による賠償の対象とされていない。

会津若松市に所在する会津合同庁舎、南会津町に所在する南会津合同庁舎の空間線量率は、3月15日には $1.08 \sim 1.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($5.47 \sim 6.00 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であったが（甲C157資料1）、3月16日には $0.09 \sim 0.44 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.26 \sim 2.11 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) に落ち着いていた（甲C157資料2）。

南会津町役場南郷総合支所、伊南総合支所、館総合支所、下郷町役場、只見町役場、檜枝岐村役場の6月1日から10月11日までの空間線量率は、 $0.05 \sim 0.17 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 0.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C90の201・2）。

会津地域のモニタリング地点の平成24年4月1日から平成29年3月2までの空間線量率は、 $0.02 \sim 0.19 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0 \sim 0.79 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった（丙C56、丙C71の2~5、丙C202、211）。

会津地域を旧居住地とする原告らは相当数おり、例えば、原告 (T-1 25 592) の旧居住地は会津坂下町であるが、平成24年6月28日第5次航空機モニタリングから平成24年12月28日第6次航空機モニタリングまでの結果から

計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.16 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の119頁), 4月29日第1次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した会津地域の空間線量率は $0.04 \sim 0.74 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0 \sim 3.68 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.06 \sim 0.28 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.11 \sim 1.26 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった。(甲B203別表2)。

会津地域の市町村の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件事故直後から概ね復旧していたものと認められる(丙C138の1~3, 弁論の全趣旨)。

イ 会津地域旧居住者の損害

10 会津地域の空間線量率が, 3月15日の最も高かったときでも $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値をわずかに上回る程度であり, その後は概ね $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を下回っていたことなどからすると, 会津地域旧居住者が被曝による健康影響に対する不安, 今後の本件事故の進展に対する不安, 被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても, 賠償すべき損害があるとは認められない。

15 成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦(例えば, 原告 (T-1592) は, 12月25日に原告 (T-1595) を出産した妊婦であった。)についても, 上記状況によれば, 賠償すべき損害があるとは認められない。

(2) 宮城県(丸森町を除く。)

ア 宮城県の概況

20 宮城県のうち丸森町は, 子供・妊婦のみ自主賠償基準による賠償の対象となっているが, その他の区域は, 中間指針(追補を含む。)でも自主賠償基準でも賠償の対象とされていない。

イ 宮城県の状況

宮城県仙台市における空間線量率は, 平成23年3月11日から平成24年10月31日まで, $1 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値 ($0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$) を下回っている(乙B173・18頁)。

宮城県の測定した、丸森町を除く宮城県各市町村の平成23年12月1日の空間線量率は、 $0.06 \sim 0.17 \mu\text{Sv/h}$ ($0.11 \sim 0.68 \text{mSv/y}$ 相当) であった(丙C286)。

宮城県白石市内147箇所の3月9日から平成24年5月1日までの空間線量率は、 $0.09 \sim 0.67 \mu\text{Sv/h}$ ($0.26 \sim 3.32 \text{mSv/y}$ 相当) であった(丙C121の4)。白石市内168箇所の空間線量率は、平成24年に $0.09 \sim 0.70 \mu\text{Sv/h}$ ($0.26 \sim 3.47 \text{mSv/y}$ 相当)、平成25年に $0.06 \sim 0.44 \mu\text{Sv/h}$ ($0.11 \sim 2.11 \text{mSv/y}$ 相当)、平成26年に $0.06 \sim 0.27 \mu\text{Sv/h}$ ($0.11 \sim 1.21 \text{mSv/y}$ 相当)、平成27年に $0.05 \sim 0.25 \mu\text{Sv/h}$ ($0.05 \sim 1.11 \text{mSv/y}$ 相当) であった(丙C121の5・7・8)。

原告 ， 同 ， 同 (H-29~31)，原告 (H-39)，原告 (T-2747) の旧居住地は宮城県仙台市泉区，原告 ， 同 ， 同 (H-526~529)，原告 (T-410)，原告 (T-2387) の旧居住地は宮城県仙台市宮城野区，原告 (T-1866) の旧居住地は宮城県仙台市青葉区，原告 (T-2748) の旧居住地は宮城県仙台市太白区，原告 (T-3190) の旧居住地は宮城県仙台市若林区，原告 (H-320) の旧居住地は宮城県亘理郡山元町，原告 (H-315)，原告 (H-355) の旧居住地は宮城県名取市，原告 (H-329)，原告 (T-2386) の旧居住地は宮城県塩竈市，原告 (H-471) の旧居住地は宮城県牡鹿郡女川町，原告 ， 同 ， 同 (T-238~241)，原告 ， 同 ， 同 (T-244~246)，原告 (T-892)，原告 (T-941)，原告 (T-1433)，原告 ， 同 (T-2050, 2051)，原告 (T-2830) の旧居住地は宮城県白石市，原告 (T-1434)

の旧居住地は宮城県柴田郡柴田町, 原告 (T-1435), 原告
（T-2746）の旧居住地は宮城県柴田郡大河原町, 原告 (T-143
6) の旧居住地は宮城県多賀城市である。

例えば, 原告 (T-1433) の旧居住地は宮城県白石市であるが,
4月29日第1次航空機モニタリングから平成25年11月19日第8次航空機モニタリングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は $0.11 \sim 0.32 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.37 \sim 1.5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) (甲B203別表1の110頁), 丸森町を除く宮城県内の空間線量率は $0.04 \sim 1.30 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0 \sim 6.6 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 平均 $0.05 \sim 0.39 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.05 \sim 1.84 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) であった (甲B203別表2)。

宮城県各市町村(丸森町を除く。)の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件地震及び本件津波の影響はともかく, 本件事故の影響があったとは認められない(丙C286, 弁論の全趣旨)。

ウ 宮城県旧居住者の損害

宮城県内の空間線量率は概ね $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を下回っていたことなどを考慮すると, 宮城県(丸森町を除く。)旧居住者が被曝による健康影響に対する不安, 今後の本件事故の進展に対する不安, 被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても, 賠償すべき損害があるとは認められない。

エ 子供・妊婦の損害

成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦(例えば, 原告 (H-529)は, 平成19年12月9日生の子供であった。)についても, 上記状況によれば, 賠償すべき損害があるとは認められない。

(3) 茨城県

ア 茨城県の状況

茨城県水戸市に所在する大場固定観測局(地上3.5m)では, 3月15日に $3.63 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($18.9 \text{mSv}/\text{y}$ 相当), 3月21日に $1.59 \mu\text{Sv}/\text{h}$